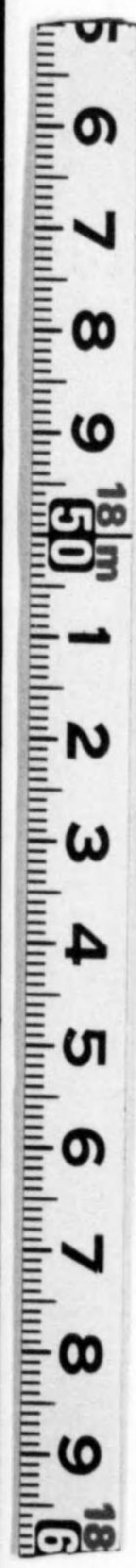


588. 57-Ka19

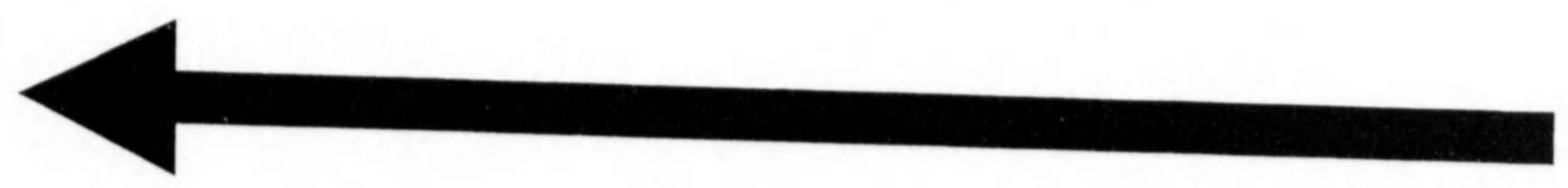


88.57  
19

陸軍軍医の歴史



始





5AR. 37. 2a197



1200500747547

88.57

119

薩摩焼酎の回顧





58857

KA 19

創立三十周年記念

薩摩焼酎の回顧

鹿児島県酒造組合聯合會







高千穂の峯

天孫降臨の靈地として、  
建國三千年の歴史を秘む  
る聖峰の雄姿





元鹿兒島稅務監督局

明治二十九年鹿兒島稅務監督局として、創設され、後、沖繩局を合併し、その名も鹿兒島稅務監督局と改めた。爾來鹿兒島、宮崎、沖繩三縣下の稅務を統轄せし、由緒ある局であったが、大正二年の官制改革で熊本局と合併し、現在では鹿兒島稅務署となつてゐる。





鹿兒島縣酒造組合聯合會事務所

……鹿兒島市六町二番地……





熊本稅務監督局長  
栗原 修





鹿兒島縣酒造組合會顧問  
鹿兒島稅務署長  
佐藤熊次郎



鹿兒島縣酒造組合會顧問  
熊本稅務監督局間稅部長  
宮崎武德





鹿兒島縣酒造組合聯合會  
(出薩酒造組合長)  
會 長  
浦 島 正 兵 衛



代 歷

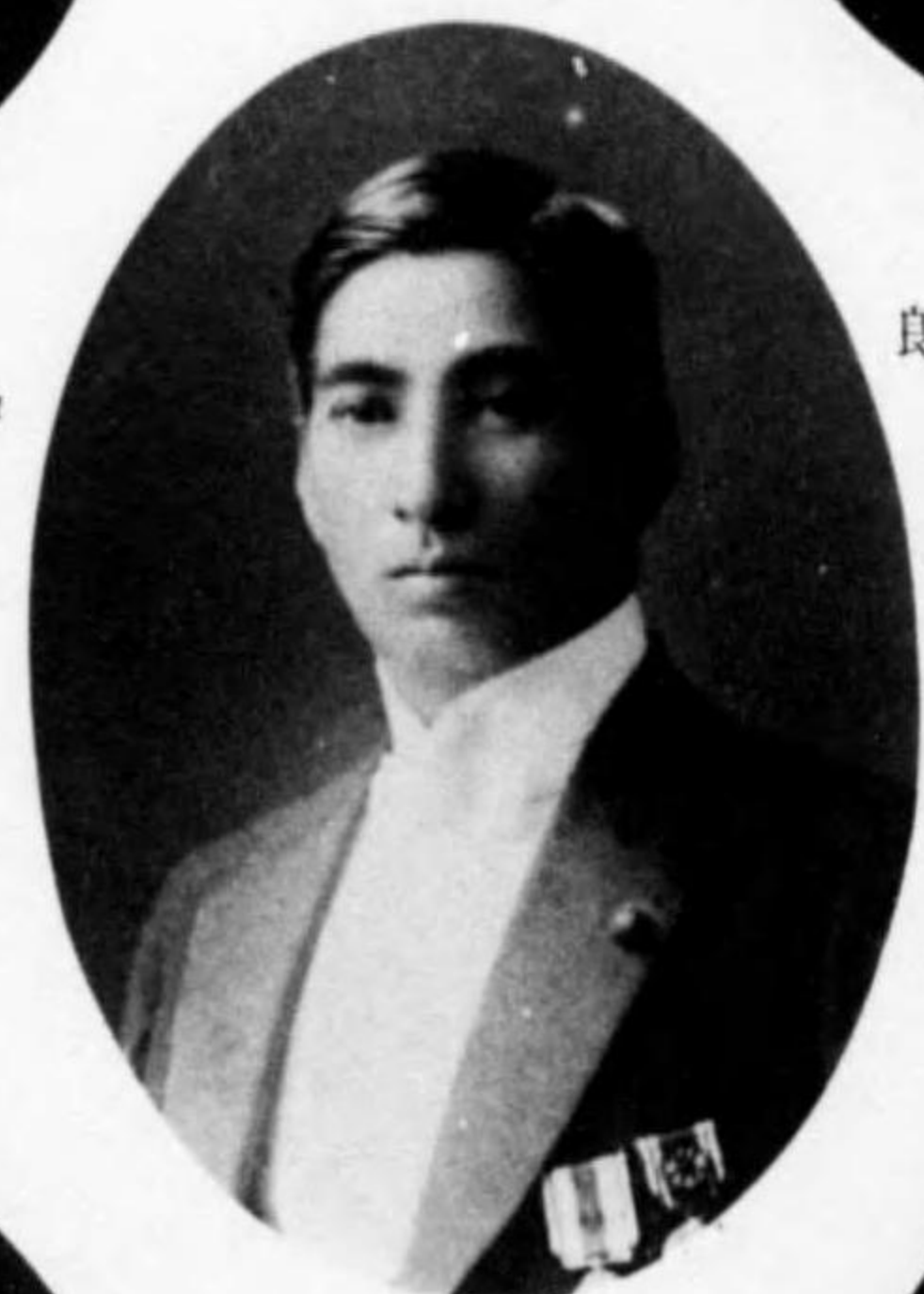
長 會 合 聯 合 組 造 酒 縣 島 兒 鹿



代 二  
助 治 田 原 故



代 初  
郎 次 辰 馬 中 故



代 三  
衛 兵 嘉 山 中 故



代 五  
門 衛 左 新 村 吉



代 四  
藏 周 山 郡 故





鹿兒島縣酒造組合聯合會  
(川邊振宿兩郡酒造組合長)  
副會長 本坊 淺吉



鹿兒島縣酒造組合聯合會  
(肝屬郡酒造組合長)  
副會長 河野 直吉





長署務稅寬知  
藏 竹 橋 高



長署務稅木治加  
信 順 方 緒



長署務稅內川  
雄 龜 谷 磯





長署務稅屋鹿  
茂 上 江



長署務稅川岩  
輝 昌 里 安



長署務稅島大  
政 安 永 未



長署務稅島子種  
助 之 猪 富 吉





長合組造酒伊  
次 秀 村 正



長合組造酒島兒鹿  
郎 次 吉 崎 松



長合組造酒郡  
秋 盛 中 田



長合組造酒郡島大  
隆 元 沖



長合組造酒毛熊  
吉 貞 橋 高





甘藷の祖神を祭る

徳光神社

……鹿児島県山川町に在り……



碑文は家庭平和の教訓として明治時代の篤志家  
石川理喜之助の作になり書は碧梧桐の筆になる

……鹿児島県出水郡小原に建てるもの……

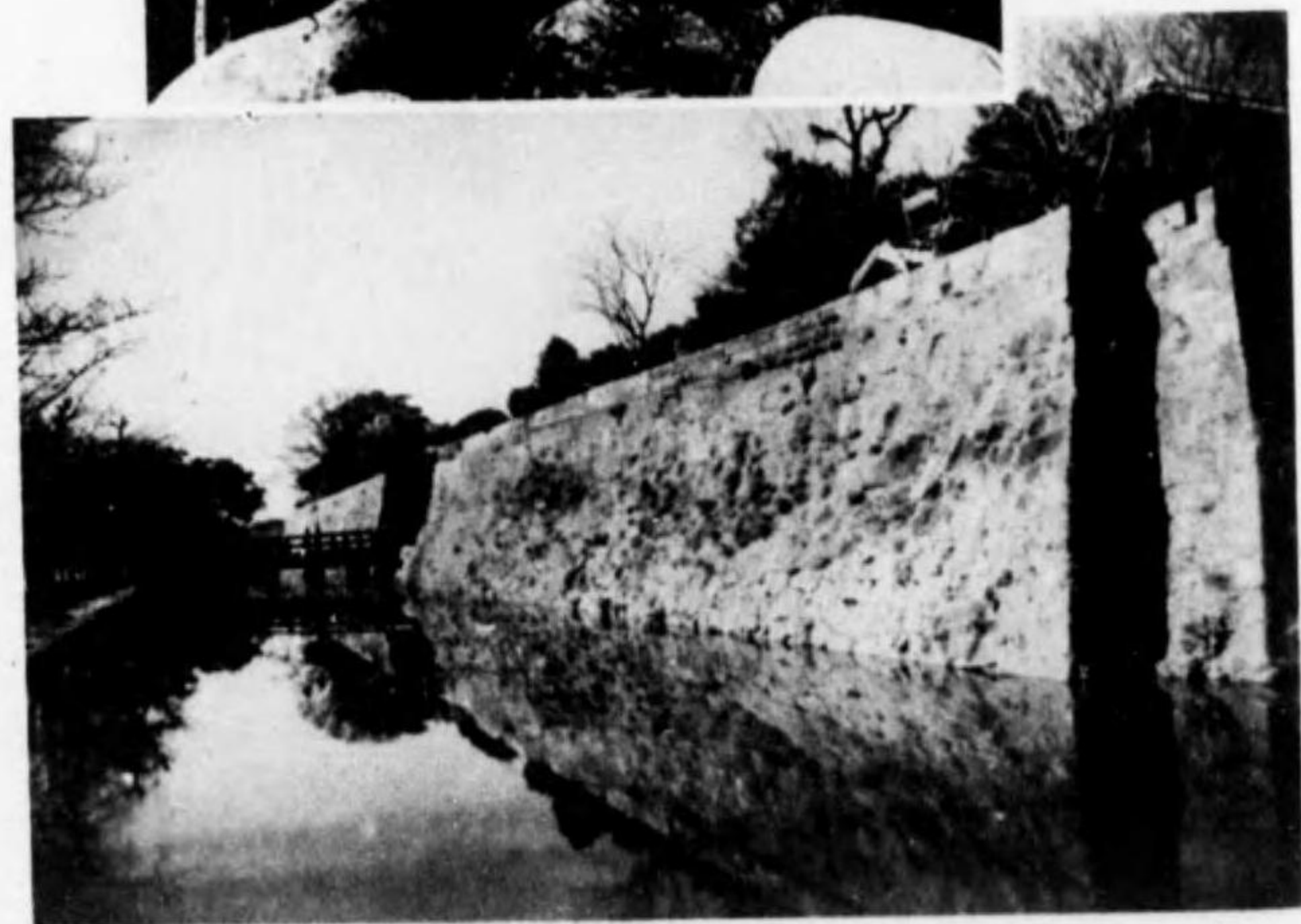




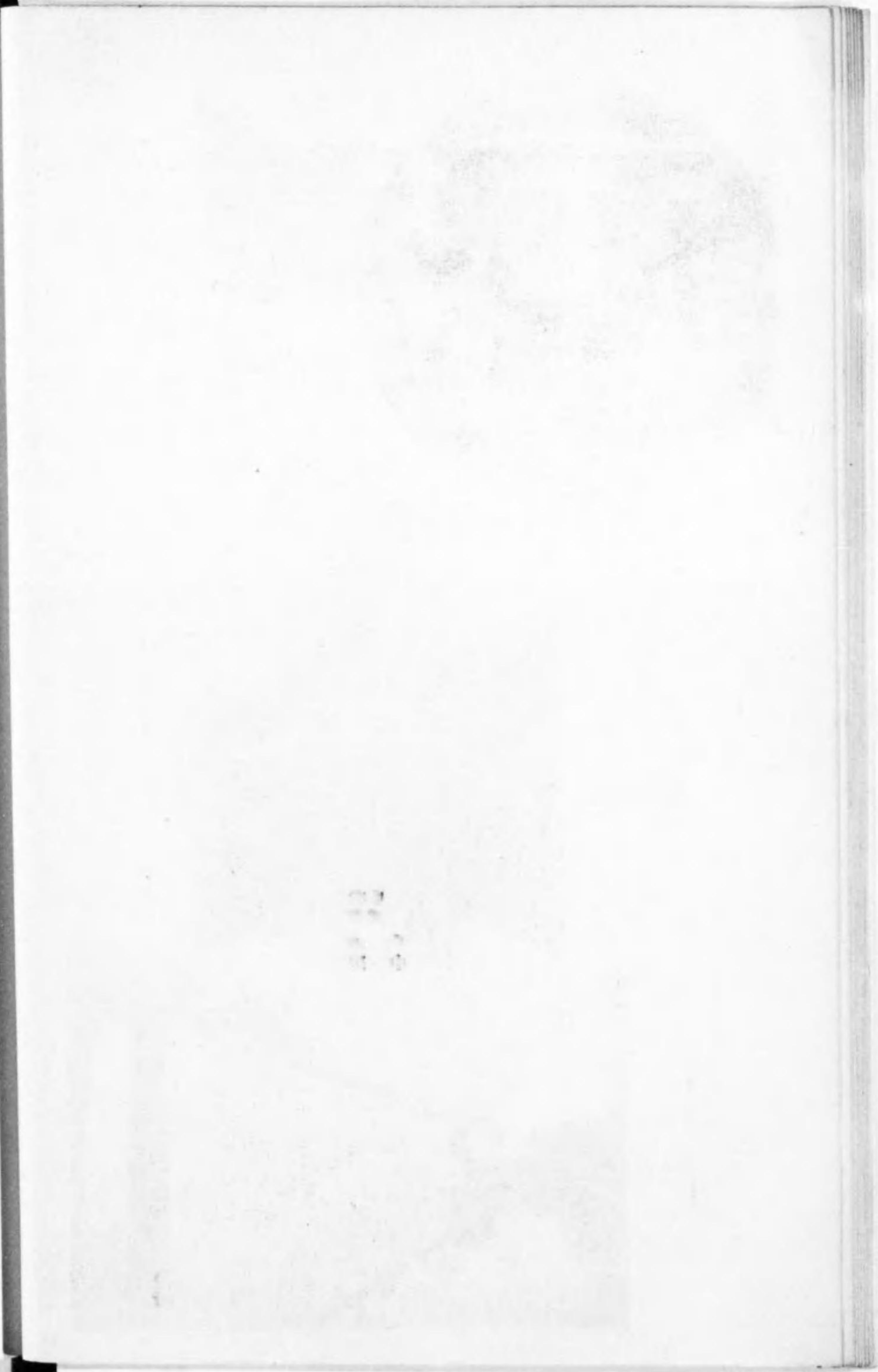
照國神社  
鹿兒島市



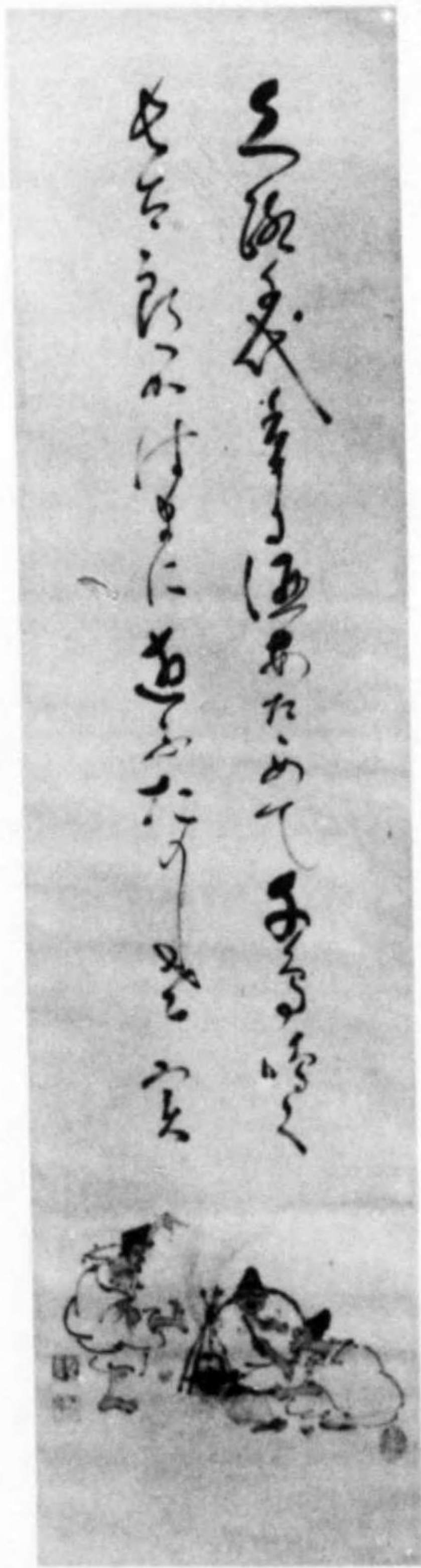
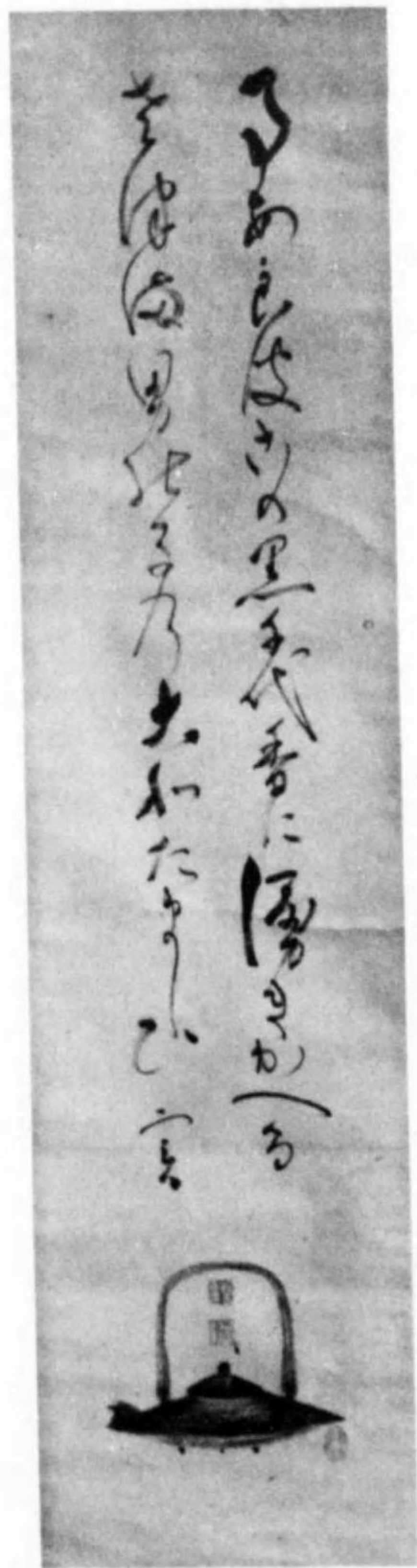
西郷南洲翁銅像  
鹿兒島市



鶴丸城跡  
鹿兒島市







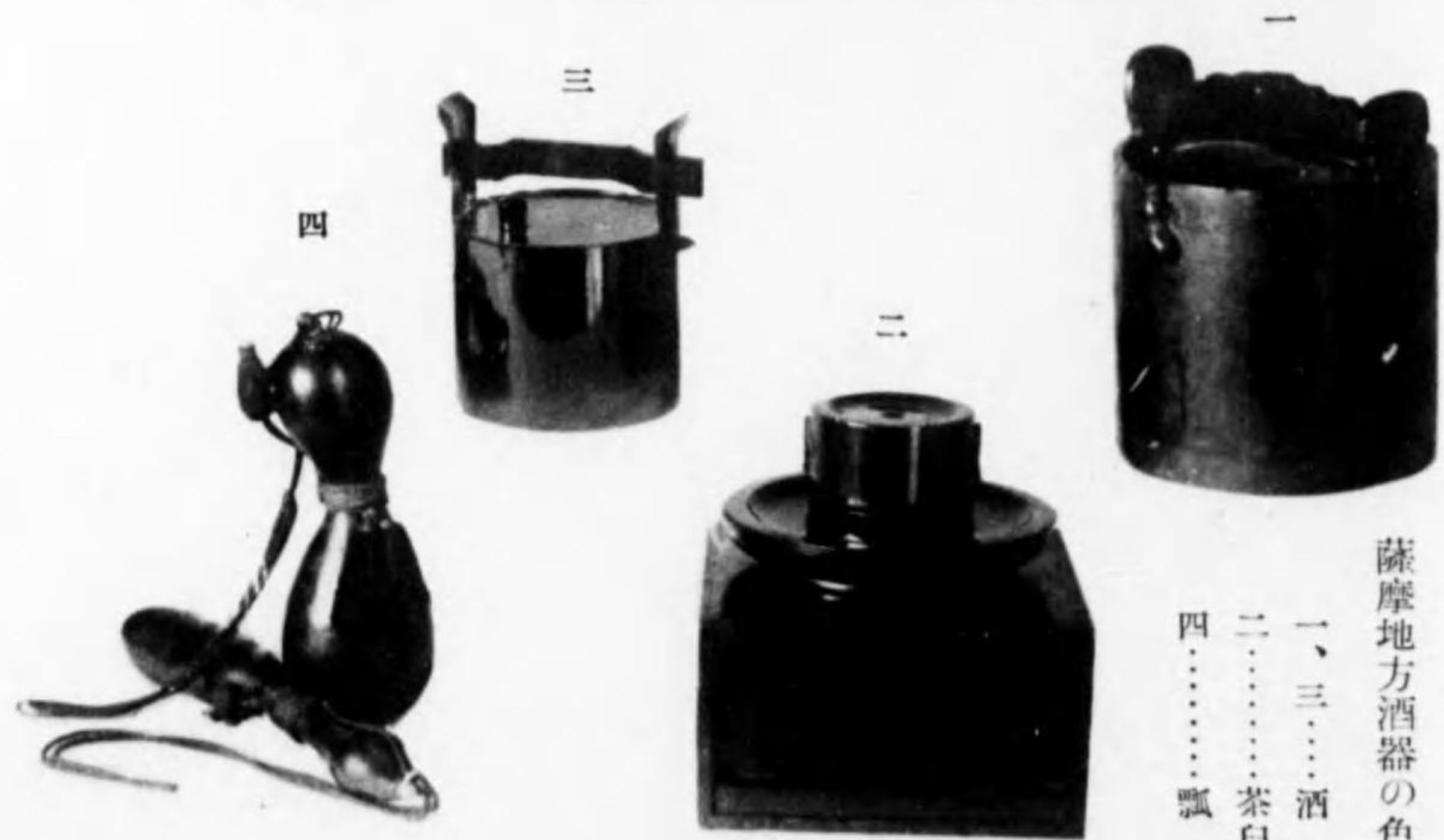
焼酎を讃え歌る



茶白形  
 双六酒器の分解  
 祝宴の招客に焼酎を勧めて歡待す。  
 時に酔ひつづれば、へだてなき友  
 の寛ぎたるを見て感喜す。……

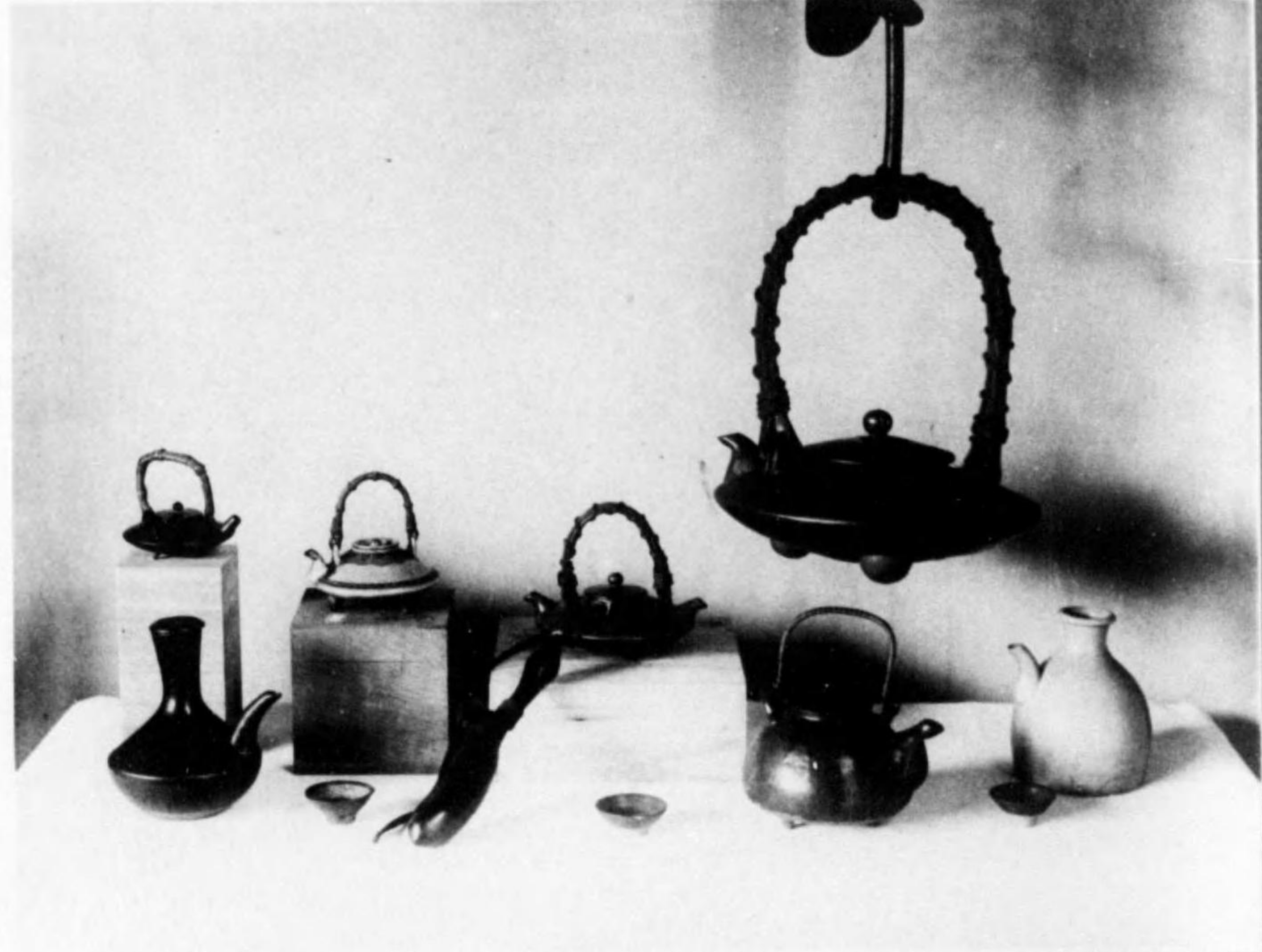


故に古來より薩摩には、箸戰あり、  
 双六酒器あり。  
 (1)は鯉の大杯 (2)はタコの中杯 (3)  
 は海老の小杯 (4)は運を卜する双六  
 である。



薩摩地方酒器の色々(一)  
 一、三……酒筒  
 二……茶臼形双六酒器  
 四……瓢箪





薩摩地方酒器の色々(二)



雨卷で

鬚角が焼酎とん

買け走ッ

紅燈子

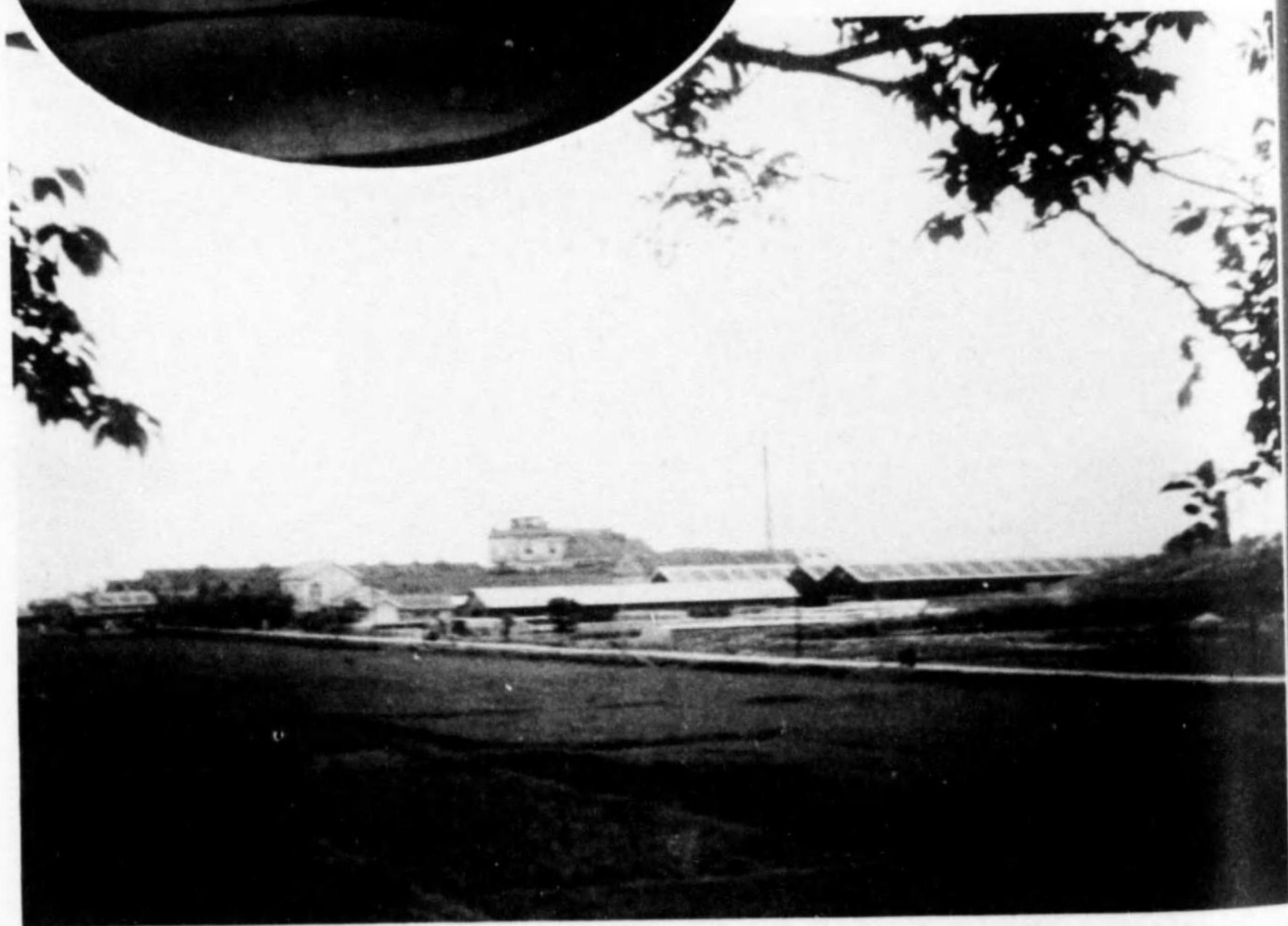
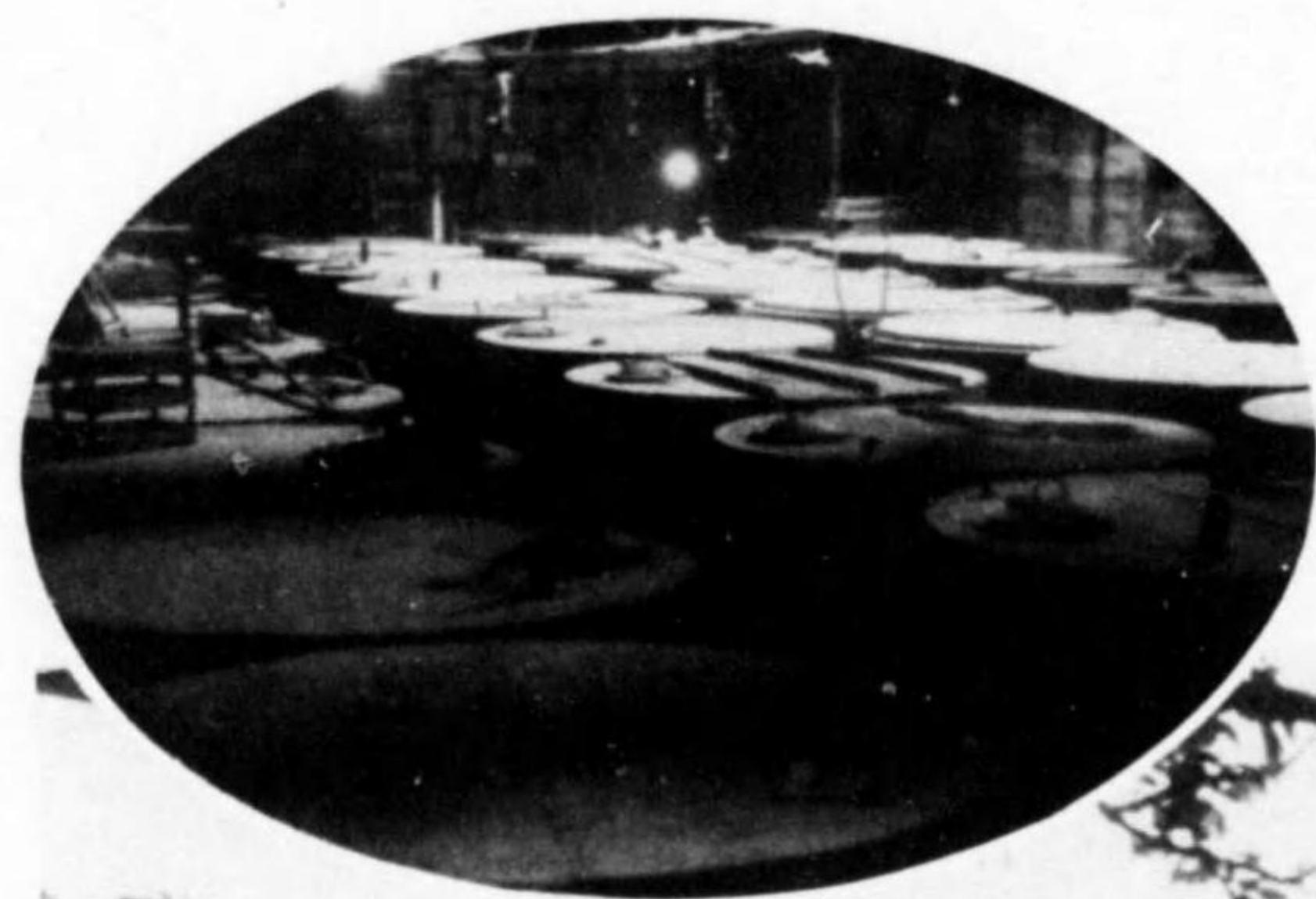






畫漫句狂摩薩





大日本酒類造株式會社

加治木工場

……鹿兒島加治木町……





本坊合名會社  
……摩兒島縣加世田町……

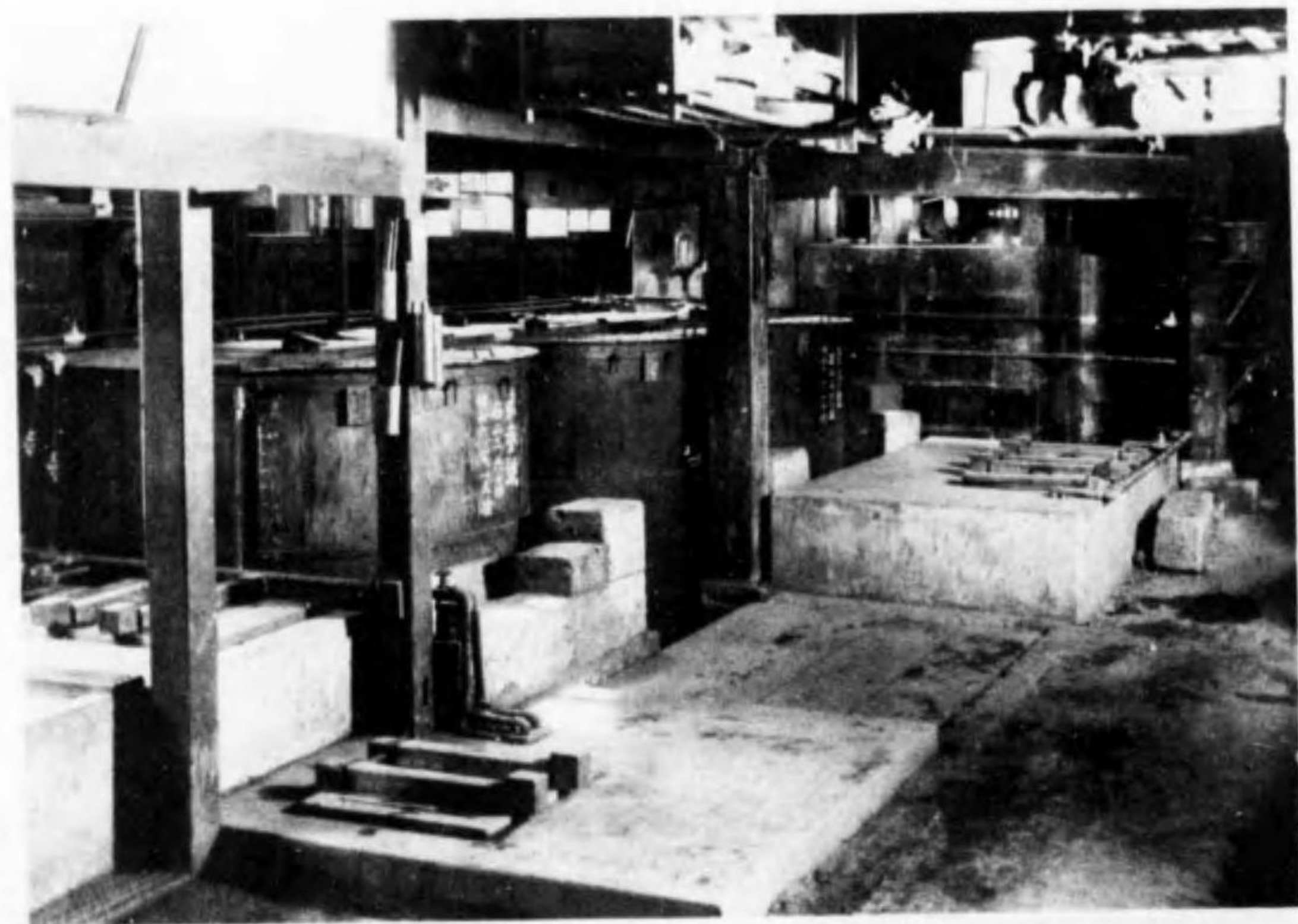




社會名合  
場工二第店商樂安

……市島兒鹿……





正村秀次酒造場

……町木治加縣島兒鹿……





松崎次郎酒造場

……町來市縣島兒鹿……



鹿兒島縣地圖





## 序

鹿兒島縣酒造組合聯合會が孤々の聲を擧げてより春風秋雨茲に三十年、其間稅務當局の甚大なる御支援と、組合員の撓ゆみなき努力とによつて、逐年順調堅實なる發展を遂げ一時混亂の狀さへ呈してゐた縣下の酒造業は今や舊態一新全く面目を改むるに至つた。

支那事變勃發後に於ける我國經濟の諸情勢は、その變轉の極めて甚しきものがある。而かもここ、二、三年間に於ける變遷は過去に於ける二十年にも三十年にも匹敵するものがあらう。酒造業に於ても、劃期的生産の統制、販賣價格の公定、配給數量の統制等フレツシユにして而も困難なる問題が次ぎからくへと惹起し、今やいづれも全國的に實施されつゝある狀況となつた。



而して鹿兒島酒縣造組合の團結は年と共に愈々強固にして組合員は、燃ゆるが如き意氣と熱意を以て一意酒造報國に向つて邁進しつゝあるから、その前途には實に洋々たるものがある。偶々、本聯合會創立三十年を迎ふるに當つて、茲に資料を蒐集して「薩摩焼酎の回顧」と題し之を編集刊行して以て永く記念せんとする。

渺たる小冊子にして、然も極めて短期間に纏め上げたものなれば、果して之が全貌を盡し得るか否かを私かに案ずるものではあるが、書中或は焼酎の歴史を述べ之が消長を叙し、或は、聯合會三十年の業績を語り、或は關係名士の思ひ出に及ぶ。之に依つて、些かたりとも薩摩焼酎に對する世人の認識を深むることを得ば本書發刊の目的の大半は達せられるであらう。

本書刊行に當り、多大の御支援を忝ふし且つ本書題字の御揮毫迄

快諾して戴いた熊本稅務監督局栗原局長閣下、竝に、之が編輯に就て周密にして熱誠なる御指導を賜りたる同局宮崎間稅部長殿、資料の蒐集、その他の畫策に就て絶大の便宜と援助を賜りたる佐藤鹿兒島稅務署長殿及び終始、本書の完成に獻身的努力を拂はれた聯合會代議員濱田傳一氏其の他の諸賢に對し深甚なる感謝の意を表する。一言以て序とする。

昭和十五年五月五日

鹿兒島縣酒造組合聯合會

會長 浦島正兵衛



# 薩摩焼酎の回顧

## 目次

第一章	薩摩焼酎の起原	一
第一	酒の濫觴	一
第二	焼酎の起原	二
第三	薩摩焼酎の發達の経路	八
第二章	近代に於ける薩摩焼酎の消長	一〇
第一	自家用酒製造認許時代	一一
第二	共同製造時代の(一)	一四



二

第三	共同製造時代の(二)	一八
第四	共同製造時代の(三)	二二
第五	製造場整理時代	二四
第六	混亂時代	二七
第七	統制時代	三三

第三章 鹿兒島縣酒造組合聯合會三十年の業績 四六

第一	聯合會設立の動機	四六
第二	聯合會設立の經過	四七
第三	三十年間に於ける主なる業績	四九
一	酒價の向上策	四九
(一)	造石の統制	四九
イ	蒸餾期間の制限	五〇
ロ	積極的造石制限と基本石數の制定	五一

(二) 販賣の統制 五三

イ、鹿兒島縣燒酎販賣株式會社 五四

ロ、融資 五四

(三) 原料米の配給 五五

(四) 酒價に關する決議と其處置 五七

二 酒質及垂歩合の向上策 五八

三 其他の業績 六六

第四 聯合會の爲したる主なる陳情 六七

一 燒酎貯藏減量に關する陳情 六七

二 成年以上二十五歳迄の者に對する禁酒法案反對に關する陳情 六八

三 政府の酒造稅增加案に對する陳情 六九

四 外米輸入禁止令に對する陳情 六九

五 酒類專賣制度問題に對する陳情 七〇



六 造石統制に關する陳情……………充

第五 鹿兒島縣酒造組合聯合會定款……………七

第六 鹿兒島縣酒造組合聯合會統制規程……………七

第七 鹿兒島縣燒酎販賣株式會社定款……………八

第八 鹿兒島縣酒造組合聯合會所屬組合員各年度別人員調……………八

第九 鹿兒島縣酒造組合聯合會經費調……………九

第一〇 鹿兒島縣酒造組合聯合會各年度帳尻積立金調……………九

第一一 鹿兒島縣酒造組合聯合會歷代會長副會長理事……………九

第一二 鹿兒島縣酒造組合聯合會役員在職年數表……………九

第一三 鹿兒島縣酒造組合聯合會功勞者の略歷……………九

第四章 聯合會三十年の思ひ出……………九

☆薩摩燒酎の感情……………栗原 修(熊本稅務監督局長)……………九

☆本書生立の記……………宮崎 武德(熊本稅務監督局長)……………一〇

☆薩摩燒酎三十年の變遷……………佐藤熊次郎(鹿兒島稅務署長)……………一四

☆製造技術の今昔……………神戸 健輔(鹿兒島縣商工技師)……………一六

☆思ひ出す儘を……………浦島正兵衛(聯合會長)……………二一

☆思ひ出……………吉村新左衛門(前聯合會長)……………二〇

☆聯合會の功績を語る……………河野直吉(聯合會副會長)……………二四

☆三十年の懷古……………本坊淺吉(聯合會副會長)……………三〇

☆三十年を回顧して……………松崎吉次郎(鹿兒島酒造組合長)……………三三

☆薩摩燒酎の回顧の編纂に携りて……………濱田傳一(聯合會代議員)……………三六

第五章 燒酎に因む狂歌、狂句、俚謠その他……………三九

☆燒酎の德……………三九 ☆狂歌……………四一



☆幸右衛門の焼酎……………	一三	☆焼酎を詠んだ薩摩狂句……………	一四二
☆やぶれめつきの故事……………	一四〇	☆はんや節……………	一四四
☆阿久根焼酎……………	一四〇	☆よさいこい節……………	一四四
☆市來焼酎……………	一四一	☆オハラ節……………	一四五
☆伊作焼酎……………	一四一		

第六章

薩摩酒器

黒ヂョカに就いて……………

〔附録〕

鹿兒島縣酒造組合聯合會所屬組合員名簿……………一五七

薩摩焼酎の回顧



# 第一章 薩摩燒酎の起原

## 第一 酒の濫觴

酒の歴史は極めて古い。我國に於ては、遠く神代に於て、「素盞鳴尊が、八咫の酒を醸し、大蛇を退治せられ、又天孫の御子生み給ひし時に、神吾田鹿葦津姫が、其の田の稻を以て、天甜酒を醸し之を嘗す」と云ふことが、古事記、日本書記に現はれてゐる。

素盞鳴尊が八頭八尾の大蛇を退治する爲に造らしめられた酒は、衆菓を以て醸されたものであると謂ふから、それは今日の果實酒と謂ふべきものであらう。然し神代の昔、米を原料とした酒が既に存在してゐた事實は、紀記風土記等に散見する處であるから、これ等を考へて見ても、我國酒の起原が如何に深遠のものであるかを圖り知ることが出来よう。

支那に於ける酒の濫觴は、遼たる黄帝時代にありとしてある。黄帝時代と云



へば、今から約四千六百年前に當るから、極めて古いものである。  
本草綱目に宗爽の説をひいて、

…戰國策に云々、帝女儀狄酒を造つて之を禹に進むと、説文に云々、少康酒を造る、  
即ち杜康なりと、然れども本草已に酒の名稱あり、素問にも亦酒醴あり、然らば即ち酒  
は、黄帝より始まり儀狄にあらざるなり…

と。それで人口に最も膾炙して居る酒の起原は、禹帝の時帝女の儀狄が酒を造  
つて禹帝に進めた、帝は之を飲んで甘しとし、後世之れが爲めに身を亡し家を  
喪ふものがあるだらうと、儀狄を斥けた云々の事蹟である。

## 第二 焼酎の起原

焼酎にも色々ある。が我國の焼酎のみに就て見ても、粕取焼酎、米製焼酎、  
甘藷焼酎、麥焼酎、粟焼酎、等の種類がある。

### 一 粕取焼酎

右の焼酎の内其の最も古いものとされてゐるのは、粕取焼酎であらう。

傳説に依れば、奈良大佛殿の柱石は山にあつた巨石を焼酎で割つて山から運  
び出されたと云ふことである。

而して之が出所は、正倉院の御物である。

武野技師の報告に依れば、其の石を割つた場所は、今の奈良市の東端、割石  
町附近のことが正倉院の御物中に確かに記才せられて居り、而も、大佛殿建立  
の主腦者の一人である、良辨僧正の花押までであると云ふことである。(川上七郎右  
エ門編定用醸造物新論第三五九頁参照)

右を事實とすれば、焼酎の起原は、和漢三才圖繪に、「燒酎非古法也。自元時治其法」とあり。又飲善正要にも「燒酎法自元始」とある以外に我國焼酎に關する古記録の  
見當らない今日、蓋し之は斯界に於ける一發見と云はねばなるまい。

正倉院御物の中には、石鹼、硝子等まである處から見れば、強度の焼酎で、  
石柱を割る位な智識は、當時の文化として必らず持つてゐたものと謂はねばな  
るまい。即ち、焼酎も我國は、奈良朝(約千二百五十年前)以前から存在して居つた  
ことが信せられるのである。而して當時の焼酎はおそらく粕取焼酎であつたで



あらう。

## 二 米製焼酎

米製焼酎で最も有名なのは沖繩縣の泡盛、及熊本縣球磨郡に産する球磨焼酎がある。

### イ 泡盛

泡盛焼酎の起原は漠然として明瞭でないが、古に遡り之を探究することは、極めて困難とする處であるが、史籍、古歌又は「オモロ」(神前にて唱ふる一種の祝詞)等に神酒、御酒又は酒盛等の文字を散見するを以て、酒類は昔より製造せられて神前に供へ、或は一般に飲用せしことは毫も疑ひない事實であつて、「球陽」の記する處に依れば、天孫氏の初葉迄は、木汁を以て酒を醸せしが、後年久しくして米を以て酒を作るに至れり。産業大に揚るとあるも、其の年代は詳かならず、即ち此の時代は、沖繩に於ける所謂神代時代にして、天孫氏の治世は、實に一萬七千八百二年と稱し、其の終末は今を去る七百七十一年前にして、其の時代の酒の製造方法は知る由もないが、天保の頃、薩人某が書いた

南島雜話にも「造酒は女共嚙碎き調ゆるとなり是を嚙造酒と云ふ」とあり、而も四五十年前迄は、田舎に於ては現に米を嚙み水を和して酒を製造したる事實等もあり、現在の泡盛は何時の時代に初まりしかは杳として判明しない。

沖繩は古い昔から、南洋暹羅、瓜哇等の諸國と相往來して交易を行ひ居つたものの如く、應永十一年皇紀二〇六四年(五百三十六年前)には暹羅國の船沖繩に來航したる記録がある。其の後同國との交易は盛となつたのである。

現在沖繩に於て見る南蠻甕は當時暹羅より輸入せられた酒類の容器に使用せしものなるべしとは史實研究家の説く所であつて、「陳侃使録」に「含米所製、其南蕃酒、即出自暹羅釀如中國之露酒也」又同書に「玉奉酒勸、清而烈、來自暹羅者氏之、麴米、春醴、人更不順一孟、予者但嘗之而已」とあるより見るときは、泡盛は初め暹羅現在の「タイ」國より渡來したるもので、後沖繩に於て醸造せられたものと知るべく、即ち冊封使陳侃の來れるは天文三年紀元二一九四年、即ち今を去る四百六年前であつて、當時已に沖繩に於て泡盛が、製造せられつゝあつた事が察知せられ、而も沖繩産の焼酎が暹羅のものに比しアルコ



ル分は高度のものであつたであらうことが、想像せらるるのである。

#### □ 球磨焼酎

球磨焼酎の由來は極めて遠く、口碑に依れば、相良家七百年領有以前より、住民の嗜好物として醸造した原始酒類より、漸次發達し偶々豊臣時代朝鮮より傳へられた蒸餾方法に依つて所謂焼酎の創製を見たるものと謂ひ、其の原料品は全部雜穀を使用したものの様である。

然しながら販賣用の焼酎は、今を去る三百年頃から、次第に玄米を使用する様になつたと云ふも、其の製造高は極めて僅少であつて、まだ名を爲すまでに到らず、明治時代となり、免許制度となつて、一場當の造石數も増加し、原料も全部玄米となり、加ふるに球磨川の清流を仕込水となし、漸次改良を加えて、今日の球磨焼酎として名聲を博するに至つたものである(鎮西財務の磯山嘉三氏文獻抄録)。

#### 三 麥焼酎

麥焼酎で有名なものに長崎縣の壹岐の裸麥で作つた焼酎がある。其の産額は大

ならざるも特殊の風味がある。之が沿革に付いては何等記録傳説のよるべきものはない。或は朝鮮より或は支那より傳來せしものなりと謂ひ、或は百數十年前壹岐に於て創始せられたものであると云ひ、或は舊藩時代に於て、清酒、濁酒には一定の冥加金を課せられたる爲、麥焼酎の製造を工夫したものであるとも云はれてゐるが、何れも詳かではない。

#### 四 甘藷焼酎

甘藷製焼酎の明らかなる起原に就ては之が文獻のないのを遺憾とするが、甘藷の我國への傳來は後述の如く明らかである。而して甘藷焼酎は、甘藷の傳來以後に始まつたことだけは明白である。

園藝全書によれば、

甘藷は、中央亞米利加の原産で、十五世紀の末葉から、十六世紀の始めに掛けて歐米に傳はつた。其の後、葡萄牙人は馬來群島に、西班牙人が呂宋に傳へた。

而して、明の萬曆年間呂宋から支那に傳へ、慶長十二年(三百三十年前)支那から我國に、寛永二年(三百五十年前)琉球薩摩に傳り享保二年(二百二十三年前)薩摩から關東地方に傳播したものである。



尙島津家藏版島津國史第十卷より甘藷が薩摩へ傳來した記録を抄出して見ると次の如くである。

蕃藷、本藩呼て唐芋といふ。他國は或は薩摩芋と稱す。或は琉球芋と稱す。もと呂宋の國に出づ。明の萬曆中間人陳振龍が、呂宋に市す。蕃藷種を得て歸る。藷を閩中に種ゆ。大に歳荒を救ふ。其後琉球儀間親雲上之を福州に得て歸る。琉球蕃藷を種ること此に始る。元祿中、中山王種子島久基に蕃藷一籠を遣る。久基室老西村權右衛門に命じて之を石寺野に種ゆ。

寛永中、山川兒次山川郷地名是より以來滋養境内に遍し、而して貧民以て常食に充つ。黍梁菽麥と同じ。特に凶荒を救ふに非ざるなり。周煌の琉球國志略に、蕃藷を穀元屬に入るといふ。異産蕃藷あり。生熟皆食ふべし。土人以て糧と爲す。則ち其功固より穀と均し。

されば、甘藷製焼酎の創始は少なくとも寛永約三百年前以後のことである。

### 第三 薩摩焼酎の發達の経路

鹿兒島縣下に於ては古來より氣候風土の關係上清酒の醸造にあまり適せざる爲、焼酎の製造が發達して來た。而して縣民も焼酎を唯一の致酔飲料として貴

賤貧富の別なく焼酎を愛用し、清酒は祝典祭祀の別は之を容易に用ひざるを恒例としてゐた。近時に至りても清酒を愛用するものは概ね社會上層階級であり、一般人士は今尙焼酎を愛用すること昔日の如くである。

往古、鹿兒島地方に於て造られてゐた焼酎は如何なる種類のものであつたか、又米製焼酎と甘藷焼酎は何れが先に造られてゐたかに關する古記録は遺憾ながら見當らない。一般に傳へ信じられてゐる所の説は米製焼酎が、先づ發達し、甘藷の渡來以後に於て甘藷焼酎が、出現したものと云ふ説である。

このことは第一に醸造方法から考察して見ても相當の根據を見出し得る。何となれば米製焼酎と甘藷焼酎の製造方法の相違は、唯添掛原料に、米を用ひるか甘藷を用ひるかの差異に止まるからである。

第二に米製焼酎は前述の如く琉球に於て泡盛として、甘藷の渡來以前より相當古く存在し之が、薩摩に傳はつたのが甘藷の渡來以前であるから、これから見ても米製焼酎は甘藷より古く存在してゐたことが窺はれる。



## 第二章 近代における薩摩焼酎の消長

吾國の致酔飲料の起原をたづぬれば既に前述したる如く遠く神代の古に、而して神代に多く用ひられた酒は今の濁酒であることが相像せらるゝのであるが其の後の變遷に就いては系統ある文獻がない。色々の古記録を綜合すれば、濁酒の次は清酒となり、其の後焼酎となつてゐることが考察され得る様である。鹿兒島縣は氣候の關係上、往古に於ける少量の清酒濁酒の醸造には適しないのである。

彼の特殊の製造方法による灰持清酒に就ても、嗜好の變遷と酒質の關係に禍せられ、其の業況は年々衰微し今日に於ては僅かに祭禮用に用ひらるゝのみに止まり漸く爛々の餘命を保つてゐるに過ぎない。

之に反し、焼酎は原料の豊富と、永き貯藏に堪え得る當縣地方に最も適した飲料である爲、古くより發展して來たのである。以下薩摩焼酎製造發達の經路

に就て述べることにする。

### 第一 自家用酒製造認許時代(明治三十一年以前)

舊藩主島津義弘公の時代に沖繩との交通開け焼酎の製法を沖繩より傳へ、之を藩公の産業政策により領内各地に製造せしめたと云ふ薩摩焼酎の徳川時代に於ける狀況に就ては詳しく記述した文獻を發見することが出来なかつた。然し古老の言に依れば、「明治維新に於ては焼酎の製造は各戸自由にして且つ無税であつたと云ふことである。

故に生甘藷百貫を蒸煮して白にて碎き、水を五斗加へて二日乃至五日間放置し、手製の黄麴を七升餘り添加して、攪拌して仕込を了する簡單なる方法にて醪を作り、この醪の熟成するを見計つて「ツブロ」式蒸餾器にて蒸餾せしものなり」と。

此の時代に於ける縣下の免許者は數萬人の多きに達して居つたと云はれて居る。而してその免許者は、各人の地位資産、嗜好等に依り各戸夫々の製造を爲



し、其の原料の如きも富者は比較的多く米穀を用ひ、貧者は甘藷を使用した。其の製造方法は、極めて幼稚且つ拙劣であつたことは想像に餘りある。その總製造高の如きも、相當多額に上つたであらうけれども、その當時の統計の詳かなものがない。明治三十酒造年度及明治三十一酒造年度に於ける酒造税法により製造の免許を受けた製造場數及そこに於て造石税を課税せられた焼酎の査定石數を掲ぐれば左表の通りである。然し此の外自家用酒製造税を納めて各自が製造した所謂自家用酒の製造高は判明しない。

自家用製造認許時代に於ける焼酎査定石數

現在所轄 稅務署名	郡市別	明治三十酒造年度		明治三十一酒造年度	
		免許人員	査定石數	免許人員	査定石數
鹿見島	鹿見島市	一八	一、八三石	二七	一、二八石
	鹿見島郡	四	一〇五	四	五七九
	日置郡	一九	九三	三六	二、三九九

知	川	加	岩	鹿	種	大	川		加		鹿		種		大	
							内	内	内	内	内	内	内	内	内	内
川邊	薩摩	出	始	伊	肝	熊	大	川邊	薩摩	出	始	伊	肝	熊	大	大
計	計	計	計	計	計	計	計	計	計	計	計	計	計	計	計	計
三、七六〇	二、三三三	三、八二七	一、四三三	一、四三三	一、四三三	一、四三三	一、四三三	一、四三三	一、四三三	一、四三三	一、四三三	一、四三三	一、四三三	一、四三三	一、四三三	一、四三三
四、九四	一、六五	一、九〇	四、四三	三、五七	二、二二	四、六九	一、四三	四、九四	一、六五	一、九〇	四、四三	三、五七	二、二二	四、六九	一、四三	四、九四
四、二六三	八五一	一、二〇六	二、〇五八	一、四六三	三、二七三	六六〇	三、四三三	四、二六三	八五一	一、二〇六	二、〇五八	一、四六三	三、二七三	六六〇	三、四三三	四、二六三
一、七九	五七九	一、七九	九七七	一、七九	九七七	一、七九	九七七	一、七九	五七九	一、七九	九七七	一、七九	九七七	一、七九	九七七	一、七九
六五七	五五〇	六五七	五五〇	六五七	五五〇	六五七	五五〇	六五七	五五〇	六五七	五五〇	六五七	五五〇	六五七	五五〇	六五七



鹿兒島縣計 (A)	一五四	五、九二四	二、五八二	一七、二五〇
熊本局計 (B)		三、八八二		
全國計 (C)		六、〇五七		六六、一五七
Bニ對スルAノ割合		二五・八		
Cニ對スルAノ割合		八・七		二六・〇
Cニ對スルBノ割合		三三・六		

(備考) 一、本表は鹿兒島縣調査によるものである。

二、免許人員欄の左傍は兼業免許者数を掲ぐ。

### 第二 共同製造時代の(一)(自明治三十二年 至明治三十四年)

明治三十二年一月自家用酒類製造の禁止となつた際は、未だ販賣の目的にて酒類を製造するもの極めて少なかつた。従つて自家用酒類製造の禁止に依り、朝夕飲用し馴れた民衆は、其の需要を充すべき供給者がないたため、尠なからぬ苦痛と失望とを感じ、その結果は密造者が相當簇出した。

この状況を看取した、時の鹿兒島稅務監理局長は之を救済すると共に、自家用密造犯の防止策として、縣當局及び地方有志に諮り、自家用的共同製造の設置を認許するの方針にて、その設置を勧誘した結果、各地方の部落毎に、數名乃至十數名を單位とする、共同の製造場實現し、過渡期に於けるこの應急策は一先づ成功した。

然し、この共同製造も、需要者に採つては不便なりとし販賣品要求の趨勢は漸次濃厚となり、所々に酒母を使用せない、所謂井仕込の自然沸付酸に依る米製焼酎の營業的製造者が漸増した。されど、甘藷製に在つては、從來より盛んに製造し來つた岩川、鹿屋地方以外は鹿兒島市附近にあつても、未だ市場に出たのを見なかつたのであるが、明治三十三年の頃、日置郡伊作地方で、販賣することを目的とし、甘藷製焼酎を製造し、之を鹿兒島市に、移出し始めてから市内の製者が、之に倣ひ製造販賣を開始した。之が即ち同市に於ける販賣的甘藷焼酎製造の嚆矢で、其の後、市内の有志相謀つて焼酎販賣組合を設け、この甘藷焼酎の縣外移出を計畫した。然し、未だ其の聲價一般に普及せず、且つ一種



の臭氣と濁色とを有し、其の結果は良好でなかつた。  
 更に縣より補助金を仰ぎ、除酸、清澄の法を講ずる等苦心研究を續け數年を経過したのであつたが、所期の需要を増進せるに至らずして、結局その計畫は不成功に終つたのであつた。この時代に於ける状況を掲記すれば左表の如くである。

共同製造時代の(一)に於ける焼酎査定石數

現在所轄 稅務署名	郡市別	明治三十二酒造年度		明治三十三酒造年度		明治三十四酒造年度	
		人免 員許	査定 石數	人免 員許	査定 石數	人免 員許	査定 石數
鹿兒島	鹿兒島市	二二	一、五〇石	四三	一、四四石	一〇	一、二七石
	鹿兒島郡	一一三	一、六三	一六四	一、九一	八九	一、二五
	日置郡	三六六	三、九三	三六六	四、九三	三〇八	三、八八
川邊郡	計	五〇〇	七、二八	五三三	八、三二	四〇七	六、三五
	川邊郡	二二二	二、九七	二六八	三、二二	二一九	二、三二

鹿兒島縣計 (A)	種島	大島郡	岩屋郡	加治木	川内	知覽	明治三十二酒造年度		明治三十三酒造年度		明治三十四酒造年度		
							人免 員許	査定 石數	人免 員許	査定 石數	人免 員許	査定 石數	
三、八一七	三三三	一、九二	四、四四	二、八二六	六、三三五	四、七三	一、二五	三、四七	八、〇八	三、〇五	五、〇三七	四、二二	二、三二石
三、六九〇	三三三	一、九二	四、四四	二、八二六	六、三三五	四、七三	一、二五	三、四七	八、〇八	三、〇五	五、〇三七	四、二二	二、三二石
四、四一七	三三三	一、九二	四、四四	二、八二六	六、三三五	四、七三	一、二五	三、四七	八、〇八	三、〇五	五、〇三七	四、二二	二、三二石
二、九五九	三三三	一、九二	四、四四	二、八二六	六、三三五	四、七三	一、二五	三、四七	八、〇八	三、〇五	五、〇三七	四、二二	二、三二石
三、七一三	三三三	一、九二	四、四四	二、八二六	六、三三五	四、七三	一、二五	三、四七	八、〇八	三、〇五	五、〇三七	四、二二	二、三二石



全 國 計 (C)	鹿 兒 島 計 (C)	知 覽 計 (C)
三、一八三	一、〇二九	二、一五四
二、四八、五九〇	一、〇二九	一、四五〇
三、九〇八	一、〇二九	二、八七九

(備考) 免許人員欄左傍は兼業者数を掲ぐ。

第三 共同製造時代の(二)(自明治三十五年)

本期間は沈静時代とも稱すべきであつて、前述の通り當局者の勧誘等に依つて、一時共同製造場の激増を見たけれども、共同製造に伴ふ不便及濫飲の弊に鑑み、寧ろ必要に應じて販賣店より購入し、經濟的に飲用するを得策とする傾向を生じた。爲に共同製造場数は漸次減少する半面、營業的の製造場数は漸増するの機運に際會したが、左記統計の示すが如く、一般に消費節約行はれ、且つ裏面に密造が盛に行はれたため、表面上の査定石数は毫も増進せず、三十五酒造年度に於ては、却つて場數、査定石數共に減少したのを遺憾として當局は

後に述ぶる如き種々の弊害を誘致することも顧慮するの違なくして、徒に増石を奨励し且つ、大に新規企業を勧誘したのである。時偶々日露戦争の勃發を契機として、明治三十七年以後造石數は漸次増加する氣運に向つた。

共同製造時代の(二)に於ける焼酎査定石數

現在所轄 稅務署名	郡市別	明治三十五酒造年度		明治三十六酒造年度		明治三十七酒造年度		明治三十八酒造年度		
		人免 員許	査定 石數	人免 員許	査定 石數	人免 員許	査定 石數	人免 員許	査定 石數	
鹿 兒 島	鹿兒島市	二二	七五	四一	九五	四一	二八	一三	四一	七三
	鹿兒島郡	九	一〇	七	九	七	八	七	四	六
	日置郡	三〇	一〇	二九	一〇	二九	一〇	三〇	一〇	三〇
	計	三二	一〇	三六	一〇	三六	一〇	三六	一〇	三六
知 覽	川邊郡	二	三	二	三	二	三	二	三	二
	拵宿郡	一	一	一	一	一	一	一	一	一
	計	三	四	三	四	三	四	三	四	三
	計	三	四	三	四	三	四	三	四	三



川内	計		始良郡		伊佐郡		加治木		岩川		鹿屋		種子島		大島	
	薩摩郡	出水郡	計	計	計	計	計	計	計	計	計	計	計	計	計	計
三六七	三三九	五九六	二九六	二九六	一四三	四三八	三三六	三三八	二〇七	一七五	三〇八	三〇七	二〇七	一七五	一三九	一三九
四〇五五	二、八三八	六、八九三	三、九四五	一、〇六九	五、〇〇四	二、七三三	三、〇三二	一、五〇〇	一、三九四	一、一八七	一、四四九	二、八四八	一、四四九	一、四八四	一、四八四	一、四八四
三六二	二〇七	五九九	二九七	一、二二三	四、〇〇〇	二、八九九	三、三六	一、二六七	一、一七五	一、一八九	三、四四	三、〇四	四、〇〇	二、一五	二、一五	二、一五
四、一七六	二、九七四	七、一五〇	四、二五九	一、一四三	五、三八一	二、六九七	二、八四八	一、四四九	一、四八四	一、四八四	二、八四八	一、四四九	一、四八四	一、四八四	一、四八四	一、四八四
三三八	二一九	五八七	二八五	一、一五	四、〇〇	三、〇四	三、〇四	一、一七五	一、一七五	一、一八九	三、四四	三、〇四	四、〇〇	二、一五	二、一五	二、一五
四、六〇三	二、七五七	七、三六〇	三、九七五	一、二八五	五、二六〇	二、八三三	三、一四八	一、四〇八	一、四六六	一、四六六	三、一四八	二、八三三	五、二六〇	一、二八五	一、二八五	一、二八五
三四七	二二六	五八四	二八〇	一一九	三九九	三、四三	三、三二	一、八一	一、五七	一、五七	三、三二	三、三二	三九九	一一九	一一九	一一九
四、七七〇	二、九二三	七、六八三	四、四三〇	一、三五三	五、七七三	三、三九	三、三九	一、四六五	一、五二八	一、五二八	三、三九	三、三九	五、七七三	一、三五三	一、三五三	一、三五三

鹿兒島縣計(A)	熊本局計(B)	全 國 計(C)
二、八九五	五、二二五	五、九七一
二〇	六六、五〇七	一七、三六六
三〇、八一	四、八八三	五、六六二
二、七一九	二、九三三	九、三九二
三〇、三七	六八、三六一	二二九、九四六
二、七九	四、八五七	五、五七二
一〇	四、八五七	八、九二〇
三、八七六	六七、四三三	一一六、五二六
二、七八八	四、八九六	五、五八五
三三、五八四	七、八六六	八、八四〇
三三、五八四	七、八六六	一一八、三三八

(備考) 免許人員欄の左傍は兼業者数を掲ぐ。

第四 共同製造時代の(三)(自明治三十九年至明治四十三年)

本期間は大体に於て共同の時代と稱し得べきである。日露戦争大捷後一般經濟界は異常の活況を呈し、各種事業の勃興、發展著しく、當局者の増石奨励は愈々其の效を奏し逐年増石の一途を辿つたのであつたが、其の極は、販賣上の競争激烈となり、市場は極度に混亂し、優勝劣敗、遂に四十三年には其の場數は一割二分を減少し、當局の整理と相俟つて縣下の製造場數は一千二百五十場餘となつた。

共同製造時代の(三)に於ける焼酎査定石數



現在所轄 税務署名	郡市名	明治三十九年度		明治四十年度		明治四十一年度		明治四十二年度		明治四十三年度	
		人員	石	人員	石	人員	石	人員	石	人員	石
鹿見島市	鹿見島市	二二	八三三	四	九八	四	九〇六	四	一、五六八	二二	二、六二九
	鹿見島郡	七四	一、八九五	八一	二、四四五	八一	二、五三五	六三	二、八九三	六三	三、四六二
日置郡	日置郡	三三	四、三五八	三六	四、九六一	三二	四、六七六	二六〇	四、五三〇	一七	五、一四四
	川邊郡	二六〇	七、〇八六	二六六	八、三九五	二五二	八、一七	二六〇	八、九五二	一六〇	二、二〇〇
拊宿郡	拊宿郡	一五八	一、八二五	一四四	二、〇五四	一三一	一、八二八	九九	一、七三〇	六三	二、五三〇
	薩摩郡	三八〇	五、六六五	三七一	六、六五五	三八九	七、三八四	四四六	七、五〇〇	一七〇	七、九四二
出水郡	出水郡	三三	三、二二	三二	三、七五七	二四四	四、〇八八	一七三	四、四〇九	八八	四、五五〇
	計	六〇九	八、八七七	六〇三	一〇、四二二	六三三	一一、四七三	六一八	一一、九〇九	二五八	一一、七七三
始良郡	始良郡	二九五	五、〇〇三	二八六	五、四九八	二三七	五、〇一七	三二〇	五、三四一	一四九	五、七九一
	伊佐郡	二二八	一、五八二	二一〇	一、八八〇	一四三	二、二九七	一四五	二、四三六	三二	二、三三〇

現在所轄 税務署名	郡市名	明治三十九年度		明治四十年度		明治四十一年度		明治四十二年度		明治四十三年度	
		人員	石	人員	石	人員	石	人員	石	人員	石
岩川	岩川	四三	六、五八五	四	七、三七八	四	七、三二四	四	七、七七七	一八〇	八、一一一
	肝屬郡	三六六	四、三二七	三八三	四、六〇一	三七四	四、三四九	四四一	四、二〇〇	一一七	五、〇〇七
鹿屋	鹿屋	三四	四、一三五	三九	四、四四三	三〇九	四、七三四	二六〇	四、九三五	二八	五、四二九
	熊毛郡	二〇三	一、五九三	一八八	一、八二五	一七七	一、五九一	一三三	一、五二六	一五三	一、五二九
種子島	種子島	一九〇	一、五三九	一九三	一、五五七	二二五	一、六三六	一九八	一、六〇六	九七	一、六〇八
	大島郡	一	一、九〇	一	一、五五七	一	一、六三六	一	一、六〇六	一	一、六〇八
鹿見島縣計(A)	鹿見島縣計(A)	二、九七〇	三九、五九七	二、九三七	四四、六一〇	三、〇一〇	四五、三八五	二、六六四	四六、八九三	一、二六三	五二、六三〇
	熊本局計(B)	五、七三	八五、七〇〇	五、一四八	九六、〇六〇	五、五五三	一一八、八〇三	四、八四五	一一二、九三二	二、四九九	一二三、九四五
全國計(C)	全國計(C)	八、七六八	一五一、〇九七	八、〇三三	一七四、七八三	八、八九三	一八五、七八八	八、七六七	一九三、二六五	三、〇七〇	一九六、九二三
	Bニ對スルAノ割合	三四・五		四六・四		三八・二		三八・四		四二・四	
Cニ對スルAノ割合	一九・五		二五・五		二四・四		二四・三		二六・七		
Cニ對スルBノ割合	五六・七		五四・九		六三・九		六三・四		六二・九		

(備考) 免許人員欄左傍は兼業免許者数を掲ぐ。



第五 製造場整理時代(自明治四十四年至同四十五年)

自家用的共同製造場時代に於て頻りに造石高の増大を期し、新規企業を勸奨した結果は、各方面山間僻地に至るまで製造場濫立したるため、市場は極度に混亂したことは前述の通りであるが、斯くては今にして何等かの對策を講じ業界の革新を斷行するに非ざれば、竟に百年の悔を貽すの虞ありとなし、丁度その際鹿兒島稅務監督局長に就任せられた現遞信大臣であらるゝ勝正憲閣下は、銳意業界諸般の改善に着手せられたのであるが、就中特筆すべきは、酒造場の整理で、先づ比較的無資力にして將來發展の見込なき者、性行不良なる者、交通不便なる僻陬の地に製造場を持つ者等を詮議して、親しく本人に利害を諭し其の承諾を求めて免許の取消を申請せしめ、着々其の整理を斷行せられた結果、四十四年には五百二十七場となり四十五年には更に淘汰せられて四百八十五場に減少するに至つた。

此の大改革遂行の爲には、一時社會の耳目を聳動し、幾多の非難攻撃を正面から受けられたのであるが局長は毅然として所信に向つて邁進せられたのであつて勝局長の果斷經論は今更ながら感服措く能はざるところである。

製造場整理時代に於ける燒酎査定石數

現在所轄 稅務署名	郡市別	明治四十四酒造年度		明治四十五酒造年度	
		免許人員	査定石數	免許人員	査定石數
鹿兒島	鹿兒島市	四五	六、三九九石	三三	九、〇五七石
	鹿兒島郡	一四	三、八四四	一三	四、七三七
知	日置郡	一四	五、三三六	一四	四、六三三
	川邊郡	八	一五、五九九	八	一八、四二七
薩	計	二七	九、〇六三	二二	一〇、九二三
	掛宿郡	二	二、七六	二	二、五〇〇
摩	計	二六	一二、三三八	二二	一三、四三三
	薩摩郡	一七	七、六九七	一七	六、六四七







應な増石を爲しては、資金の調達に窮し、盛んに濫賣し、その濫賣によつて招來した損失は、造石税の脱税といふ不正の行爲に依つて之が穴埋めを爲さんとしたのである。

鞏固なる大堤も蟻穴より崩潰する譬に漏れず漸く安定の曙光を認めた業界も一部の不徳業者の爲に酒價は又々攪亂せられて低落し、實に營利のために製造するに非らずして濫賣の爲めに製造するが如き奇觀を呈し、剩え惡辣なる仲買人は跋扈跳梁を逞うして、その弊は一層増長するに至り、之等一部の薄資者は自繩自搏、遂に相次いで倒産したのである。之等倒産者は脱税逋税によつて得たる不正なる利得に依つて廢業後の新活路を求めんとせしため、業界の前途は暗憺實に憂慮に堪へざる混亂時代に陥つたのであつた。

斯くては、國家財政上より見るも、將又地方産業方面より看るも恬然として拱手傍親を許さざる危機に瀕せるものなりとして稅務當局は昭和三酒造年度大英斷を以て茲に垂口封成装置による徹底的脱税の防止措置を採り時局收拾の方策を講ずるに至つたのである。

之が實施に當つては酒造組合は當業者に對し業界の禍を導いて福となすの誠意より出たる當面の趣旨を説明し大いに協力したのであるが、一般業者にありても、夙に焼酎界の弊害に悩み危機頭上に迫るを自覺してゐた際であつたので、迅速圓滿に之が實施を見たのである。

混亂時代に於ける焼酎査定石數

現在所轄 稅務署名	郡市別	大正二酒造年度		大正三酒造年度		大正四酒造年度	
		免員許	査定石數	免員許	査定石數	免員許	査定石數
鹿兒島	鹿兒島市	三三	九、七六石	四三	九、六三石	四三	八、六八石
	鹿兒島郡	三三	四、四九	九	二、九二	八	一、八八
	日置郡	一四	五、一六三	一三	四、五七五	一四	四、五三四
知覽	川邊郡	三三	一、九一六	三三	一、七、六八	三三	一、四、九六〇
	川邊郡	二二	二、一〇五	二四	七、二七	二二	七、二九六
	揖宿郡	三	二、六四	三	一、九三	三	二、一〇四



熊 本 局 計(B)	鹿 兒 島 縣 計(A)	川内												
		大 島 郡	種 子 島 郡	鹿 屋 郡	岩 川 郡	加 治 木 計	伊 佐 郡	始 良 郡	出 水 郡	薩 摩 郡	計			
一、三三七	四、五二一	一、二五	一、一六	一、六四	一、四三	一、五	一、三	一、四	一、五	一、二〇	一、四七	一、六三	一、五三	一、三、七六九
一、三三七	七〇、三三〇	三、四九	一、六三七	六、一九一	五、五八九	八、四八三	一、九五二	六、五三一	一、五、一三八	七、三三三	七、八二六	一、三、七六九	一、三、七六九	一、三、七六九
一、二二六	四、一八	一、一五	一、一三	一、五	一、三九	一、七	一、三	一、三〇	一、五	一、〇九	一、四八	一、六二	一、四二	九、〇六九
一、二二六	五七、二〇七	四、九	九三七	五、六二四	五、〇九七	六、五六三	一、六〇三	四、九六〇	一、二、三九	五、〇五九	七、二七〇	九、〇六九	九、〇六九	九、〇六九
一、一〇〇	三、八八	一、一六	一、一三	一、四九	一、三七	一、四	一、二〇	一、四九	一、〇七	一、四七	一、六〇	一、四二	一、四二	九、四九八
一、一〇〇	六〇、四五一	六、一九	一、二五八	六、一〇三	五、六〇二	六、六三三	一、五五六	五、〇七七	一、五、七七八	五、二九一	一〇、四八七	九、四九八	九、四九八	九、四九八

全 國 計(C)	Bニ對スルAノ割合			Cニ對スルBノ割合		
	八、九五五 八、四七三	二、六八、八七三	一、八、四四七 八、四四七	二、六七、七八	八、〇八〇	二、六八、三三三
	四、七	三、五、九	二、一、三	三、六、三	三、二、五	六、一、九

(備考) 免許人員欄の左傍は兼業免許者数を掲ぐ。

第七 統制時代(自大正五酒造年度至昭和十五酒造年度)

斯くて當局の機宜に適したる措置と、業者の自覺とに依り業界は漸次安定して行つた。然し酒價は依然として焼酎市場の中心を爲す鹿兒島市内に於ける資本豊富なる仲買業者に依つて左右せられ、之が縣下一般の市價となるの狀態であつた。爲に業者は常に不側の損失を蒙つてゐたのであるが、縣下各地の酒造組合が相踵いで設立せられ縣酒造組合聯合會も之に亞いで創立を見るに及び、茲に全縣下同一歩調の下に酒價の協定を爲すことゝなつた。偶々第一次歐洲戰



亂勃發し財界は日一日と好況となり業界も亦、大正六年以後大正八年迄の間は、所謂黄金時代を現出し益々發展の一途を辿り、業者は茲に愁眉を開いたのであつた。然るに、大正九年初め歐洲大戰の戦塵靜まるに及び、數年間打續いた好景氣も槿花一朝の夢と化し其の反動は實に深刻なるものがあつた。更に昭和七年濱口内閣に依つて金解禁が斷行せらるると共に、又一面消費節約が強調せらるゝに及んで、諸物價は愈々暴落し、産業は萎微し、醸造界も、亦再び極度の不況に沈淪したのである。

之が打解の策としては、造石を抑制して製品の市場氾濫を防止し需給の調節を圖ると、酒造納税時期に於て納税資金調達の爲、焼酎を亂賣投資を爲す者を出さざる様、納税資金融通の方法を講ずる外なしとなし、茲に全國に魁して鹿児島縣酒造組合聯合會は全縣を打つて一丸としたる造石統制を実施することとなつた。昭和四・五・六酒造年度の三酒造年度の業者毎の平均延度數を以て各業者の基本石數を定め、昭和七酒造年度より実施すると同時に、資金窮乏者に對しては焼酎の庫入を爲さしめ、資金融通の方法を講じたのである。

右の造石統制と資金融通とは、唇齒輔車の關係にあるものであつて、今日の

如き好況時代に於いては、別問題であるが、不況時に於て需給調整、酒價の維持を目的とする造石統制に於て、資金融通の方法を講せずして、造石の統制のみ行へば、焼酎を販賣して酒造税金を調達するものは、造石制限に依つて調達のため販賣する焼酎缺乏し之が調達を不能ならしめる。又造石の統制をなさずして、納税資金の融通のみ之を行へば、資金が融通せらるるから、造石税は、何程多額となつても、納税時期に於て、何等不安なしとなし、無望の増石を爲すこととなり、延いては結局は之を窮地に陥るゝ惡結果を齎すのである。鹿児島縣酒造組合聯合會がこの點に顧み右の兩方併せ行ひたるは寔に周到の計畫であり、其の效果の顯著なりし事は茲に贅言を要しないところである。

斯くて、本縣業界は造石統制實施以來、年を経るに従ひ、愈々堅實なる發展を見たのであるが、更に販賣の統制をなさんとし、昭和十一年鹿児島市に鹿児島縣酒類販賣株式會社を設立し、販賣會社の價格を規準として價格を統制し萬全の策を講じたのである。

されば、本縣の焼酎業界の基礎は磐石の如く其の活動力には實に醒ましきものがあるが、更に昭和十四酒造年度に至り、生産等の統制に關しては、全國酒



造組合中央會の統制下に合流したのである。

即ち、昭和十三年八月酒造組合法は改正せられ、全年十月から實施されたのであるが、改正の結果酒造組合は組合員の營業に關し統制を行ひ得ることゝなつたので酒造組合中央會は、打續く不況と、數次の増税に因り、業者は自ら濫造濫賣の悪弊を馴致し、且つ酒類の延取引に依る賣掛代金の停滯は延いては酒造税金の納税に苦痛を感ずることゝなつた狀況に鑑み、清酒、新式焼酎に付いては、昭和十二酒造年度より生産統制を實施して之等の弊風を打破し、業界の革新を企圖して來た。然し、舊式焼酎に對しては、その生産が特殊地方に限られ全國的でないため、昭和十二酒造年度の實施以來統制外に置かれたまゝ、昭和十四酒造年度に至つた。然るに、昭和十四年十一月に至り突如として、舊式焼酎に就いても生産統制を爲し、其の減釀率は舊式焼酎全部に對し一率に、昭和十一、十二、十三酒造年度中の最高實蹟を基本石數として其の百分の二十五を減すべきことを通達して來たのである。

然も、昭和十四酒造年度の酒造組合中央會の減産統制は從來の統制とその趣旨を異にし需給を調節し以て適正利益を確保せんとするものにあらずして、早

害其の他の原因に依り、米穀の不足を、補はんとする、所謂戰時食糧政策の見地に基く強固なる統制であつた。

本縣に産する甘藷焼酎は、甘藷を主原料とする焼酎なるを以て、之が減産率に就いては、多少考慮の餘地ありとし、本縣酒造組合聯合會は親しく政府當局に對し本縣酒造業界の現状を詳さに具申し、之が緩和方を陳情したる處、その意を了とせられ、昭和十四年十二月に至り中央會は政府の意を體し、舊式焼酎を米取、其他に區分し、其他に屬する焼酎に付いては、百分の十三の減釀率に緩和したのである。

之が本縣業界に齎した效果は蓋し大なるものがあり、其の衝に當りたる組合幹部の勞苦に對し縣内各業者は滿腔の謝意を表した。

其の他昭和十四年八月より焼酎原料たる甘藷の配給統制を受けたのであるが、目下我國が肇國の大精神である新東亞建設の大事業完遂の途上にあり、總ての經濟機構は自由主義經濟より統制經濟となり、生産、需給の圓滑を圖り以て時艱の克服に邁進せんとする時期であり、國策遂行上亦當然の措置として、誠實之に協力して來り今日に及んでゐる。











生産統制時代（至現在）焼酎査定石數 其ノ三

現在所轄 税務署名	郡市別	大正十五年		昭和二年		昭和三年		昭和四年		昭和五年	
		免許人員	査定石數	免許人員	査定石數	免許人員	査定石數	免許人員	査定石數	免許人員	査定石數
鹿兒島市	鹿兒島市	九	八、〇四一石	四	四、七五三石	四	四、五九七石	四	四、三二七石	三	四、三九九石
	鹿兒島郡	四	一、〇一〇	一	一、〇八八	一	一、二七五	一	一、一五〇	一	八三二
日置郡	日置郡	二六	九、四三三	二四	九、五四五	二二	九、五二四	二二	九、一六九	二二	八、四六八
	計	一八	一八、四九三	一五	一五、四〇六	一三	一三、三九六	一三	一三、六四六	一三	一三、六九九
川邊郡	川邊郡	一七	一五、六七八	一五	一七、二一九	一五	一九、六五八	一四	一九、三二七	一四	一八、三九四
	計	一九	三、九八九	一九	三、八四六	一七	四、二三五	一七	三、九五一	一六	三、六四八
薩摩郡	薩摩郡	二六	四、九二二	二四	四、八九九	二二	五、三六六	二二	五、三三九	二二	四、五八六
	計	二九	一〇、五二八	二八	一、九九九	二八	五、七三六	二八	四、八二八	二八	四、六一〇
出水郡	出水郡	二六	一五、四三九	二二	一六、八四八	二〇	一一、一〇一	二九	一〇、一六七	二九	九、一六六
	計	二六	一五、四三九	二二	一六、八四八	二〇	一一、一〇一	二九	一〇、一六七	二九	九、一六六

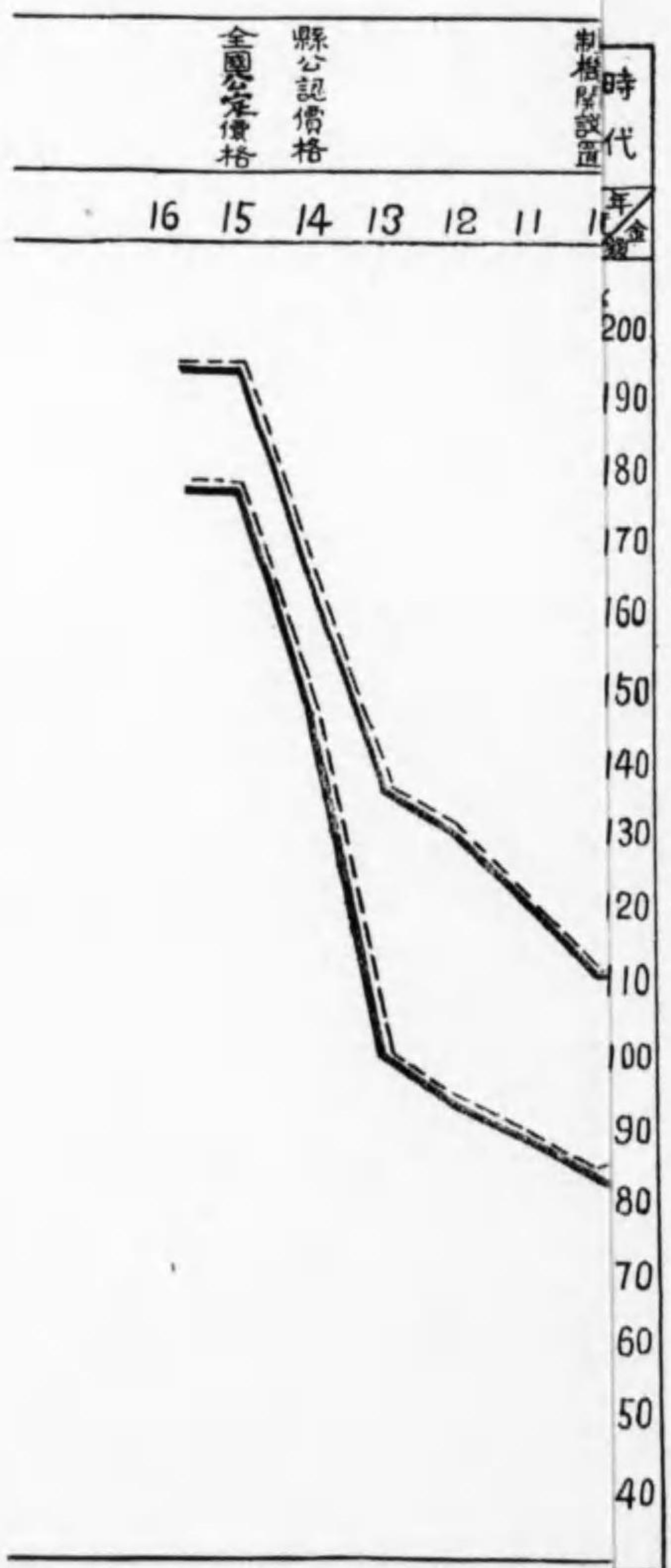
加治木	始良郡	伊佐郡	計	岩川	鹿屋	種子島	大島	鹿兒島縣計(A)	焼酎總價額	熊本局計(B)	全 國 計(C)	Bニ對スルAノ割合		Cニ對スルBノ割合	
												四〇	一六、二九九	一七	二、一八二
一	一	一	一	一	一	一	一	二九三	七、八三〇、〇〇〇	七、五九	六、一三三	三七・〇	三七・〇		
二	二	二	二	二	二	二	二	二八三	七、三〇〇、〇〇〇	二、四六、三三五	一、一三三	一七・五	一七・五		
三	三	三	三	三	三	三	三	一〇	七、三三八	八、六八	一、一三三	四七・四	四七・四		
四	四	四	四	四	四	四	四	一〇	七、二二〇、〇〇〇	二、四六、三三五	一、一三三	三七・〇	三七・〇		
五	五	五	五	五	五	五	五	一〇	七、一七〇、〇〇〇	二、四六、三三五	一、一三三	一七・五	一七・五		
六	六	六	六	六	六	六	六	一〇	七、一七〇、〇〇〇	二、四六、三三五	一、一三三	四七・四	四七・四		
七	七	七	七	七	七	七	七	一〇	八、五七九、〇〇〇	二、四六、三三五	一、一三三	三七・〇	三七・〇		
八	八	八	八	八	八	八	八	一〇	八、三三〇、〇〇〇	二、四六、三三五	一、一三三	一七・五	一七・五		
九	九	九	九	九	九	九	九	一〇	八、三三〇、〇〇〇	二、四六、三三五	一、一三三	四七・四	四七・四		
一〇	一〇	一〇	一〇	一〇	一〇	一〇	一〇	一〇	七、七二〇、〇〇〇	二、四六、三三五	一、一三三	三七・〇	三七・〇		
一一	一一	一一	一一	一一	一一	一一	一一	一〇	七、七二〇、〇〇〇	二、四六、三三五	一、一三三	一七・五	一七・五		
一二	一二	一二	一二	一二	一二	一二	一二	一〇	七、七二〇、〇〇〇	二、四六、三三五	一、一三三	四七・四	四七・四		
一三	一三	一三	一三	一三	一三	一三	一三	一〇	六、八四八、〇〇〇	二、四六、三三五	一、一三三	三七・〇	三七・〇		
一四	一四	一四	一四	一四	一四	一四	一四	一〇	六、八四八、〇〇〇	二、四六、三三五	一、一三三	一七・五	一七・五		
一五	一五	一五	一五	一五	一五	一五	一五	一〇	六、八四八、〇〇〇	二、四六、三三五	一、一三三	四七・四	四七・四		
一六	一六	一六	一六	一六	一六	一六	一六	一〇	六、八四八、〇〇〇	二、四六、三三五	一、一三三	三七・〇	三七・〇		
一七	一七	一七	一七	一七	一七	一七	一七	一〇	六、八四八、〇〇〇	二、四六、三三五	一、一三三	一七・五	一七・五		
一八	一八	一八	一八	一八	一八	一八	一八	一〇	六、八四八、〇〇〇	二、四六、三三五	一、一三三	四七・四	四七・四		
一九	一九	一九	一九	一九	一九	一九	一九	一〇	六、八四八、〇〇〇	二、四六、三三五	一、一三三	三七・〇	三七・〇		
二〇	二〇	二〇	二〇	二〇	二〇	二〇	二〇	一〇	六、八四八、〇〇〇	二、四六、三三五	一、一三三	一七・五	一七・五		
二一	二一	二一	二一	二一	二一	二一	二一	一〇	六、八四八、〇〇〇	二、四六、三三五	一、一三三	四七・四	四七・四		
二二	二二	二二	二二	二二	二二	二二	二二	一〇	六、八四八、〇〇〇	二、四六、三三五	一、一三三	三七・〇	三七・〇		
二三	二三	二三	二三	二三	二三	二三	二三	一〇	六、八四八、〇〇〇	二、四六、三三五	一、一三三	一七・五	一七・五		
二四	二四	二四	二四	二四	二四	二四	二四	一〇	六、八四八、〇〇〇	二、四六、三三五	一、一三三	四七・四	四七・四		
二五	二五	二五	二五	二五	二五	二五	二五	一〇	六、八四八、〇〇〇	二、四六、三三五	一、一三三	三七・〇	三七・〇		
二六	二六	二六	二六	二六	二六	二六	二六	一〇	六、八四八、〇〇〇	二、四六、三三五	一、一三三	一七・五	一七・五		
二七	二七	二七	二七	二七	二七	二七	二七	一〇	六、八四八、〇〇〇	二、四六、三三五	一、一三三	四七・四	四七・四		
二八	二八	二八	二八	二八	二八	二八	二八	一〇	六、八四八、〇〇〇	二、四六、三三五	一、一三三	三七・〇	三七・〇		
二九	二九	二九	二九	二九	二九	二九	二九	一〇	六、八四八、〇〇〇	二、四六、三三五	一、一三三	一七・五	一七・五		
三〇	三〇	三〇	三〇	三〇	三〇	三〇	三〇	一〇	六、八四八、〇〇〇	二、四六、三三五	一、一三三	四七・四	四七・四		
三一	三一	三一	三一	三一	三一	三一	三一	一〇	六、八四八、〇〇〇	二、四六、三三五	一、一三三	三七・〇	三七・〇		
三二	三二	三二	三二	三二	三二	三二	三二	一〇	六、八四八、〇〇〇	二、四六、三三五	一、一三三	一七・五	一七・五		
三三	三三	三三	三三	三三	三三	三三	三三	一〇	六、八四八、〇〇〇	二、四六、三三五	一、一三三	四七・四	四七・四		
三四	三四	三四	三四	三四	三四	三四	三四	一〇	六、八四八、〇〇〇	二、四六、三三五	一、一三三	三七・〇	三七・〇		
三五	三五	三五	三五	三五	三五	三五	三五	一〇	六、八四八、〇〇〇	二、四六、三三五	一、一三三	一七・五	一七・五		
三六	三六	三六	三六	三六	三六	三六	三六	一〇	六、八四八、〇〇〇	二、四六、三三五	一、一三三	四七・四	四七・四		
三七	三七	三七	三七	三七	三七	三七	三七	一〇	六、八四八、〇〇〇	二、四六、三三五	一、一三三	三七・〇	三七・〇		
三八	三八	三八	三八	三八	三八	三八	三八	一〇	六、八四八、〇〇〇	二、四六、三三五	一、一三三	一七・五	一七・五		
三九	三九	三九	三九	三九	三九	三九	三九	一〇	六、八四八、〇〇〇	二、四六、三三五	一、一三三	四七・四	四七・四		
四〇	四〇	四〇	四〇	四〇	四〇	四〇	四〇	一〇	六、八四八、〇〇〇	二、四六、三三五	一、一三三	三七・〇	三七・〇		



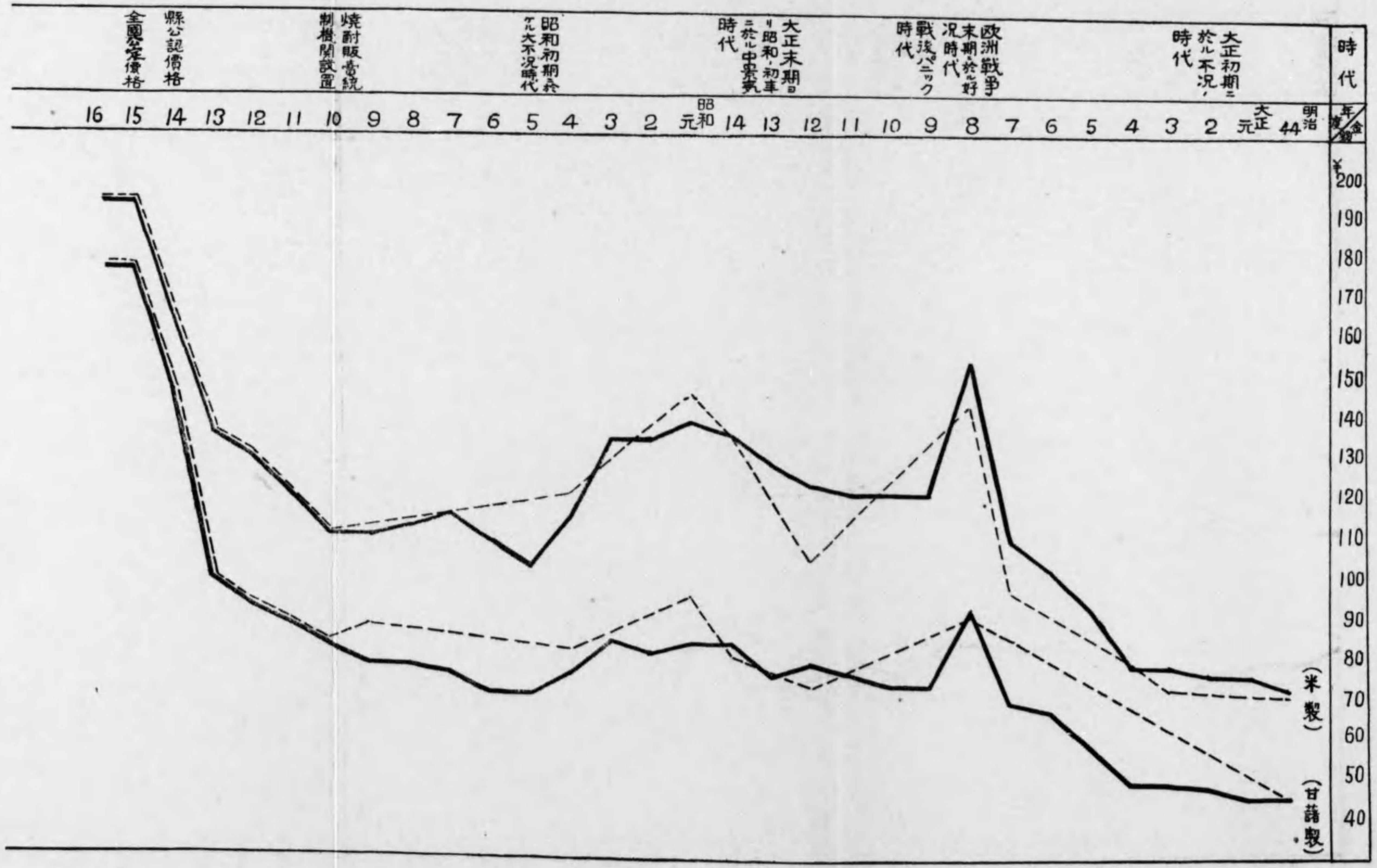
生産統制時代（至現在）焼酎査定石數 其ノ四

現在所轄 稅務署名	郡市別	昭和六酒造年度		昭和七酒造年度		昭和八酒造年度		昭和九酒造年度		昭和十酒造年度	
		免許人員	査定石數	免許人員	査定石數	免許人員	査定石數	免許人員	査定石數	免許人員	査定石數
鹿兒島市	鹿兒島市	二	四、二九三石	三	四、三九〇石	二	三、六九五石	二	三、四二二石	二	三、四三〇石
	鹿兒島郡	三	七九五	三	七六五	三	五〇〇	三	五六〇	三	五五三
日置郡	日置郡	一	七、九〇三	一	七、五九五	一	七、八六一	一	七、二〇〇	一	七、〇二一
	計	一	七、九〇三	一	七、五九五	一	七、八六一	一	七、二〇〇	一	七、〇二一
川邊郡	川邊郡	一	一八、一二七	一	二〇、〇五八	一	二〇、五四九	一	一九、四六七	一	二〇、六三四
	計	一	一八、一二七	一	二〇、〇五八	一	二〇、五四九	一	一九、四六七	一	二〇、六三四
拊宿郡	拊宿郡	一	三、三六〇	一	三、〇一〇	一	二、七五七	一	二、三二〇	一	二、五三三
	計	一	三、三六〇	一	三、〇一〇	一	二、七五七	一	二、三二〇	一	二、五三三
薩摩郡	薩摩郡	二	四、六三五	二	四、四七三	二	四、一三〇	二	四、一〇三	二	三、九三三
	計	二	四、六三五	二	四、四七三	二	四、一三〇	二	四、一〇三	二	三、九三三
出水郡	出水郡	二	四、三五五	二	三、七〇〇	二	四、三八四	二	三、七四八	二	三、七六七
	計	二	四、三五五	二	三、七〇〇	二	四、三八四	二	三、七四八	二	三、七六七
川内	計	二	八、九九〇	二	八、二四三	二	八、五二四	二	七、七七三	二	七、六九九

自明治四十年至昭和十五年 三十年間焼酎價格高低表  
 一 市場最低價格  
 二 本會決議最低價格  
 〔一石當價格〕







自明治四十四年  
至昭和十五年  
三十年間燒酎價格高低表  
——市場最低價格  
——本會決議最低價格  
〔一石當價格〕

川内	薩摩郡	知覽
出計	水郡	掛宿郡
二五	二六	二九
八、九〇	四、三五	四、六三
二四九	二〇	二九
八、二四三	三、七〇	四、四三
二四七	一八	二九
八、五二四	四、六四	四、一三〇
二四三	一七	二八
七、七七三	三、七四八	四、〇三三
二四三	一六	二七
七、六九九	三、七三七	三、九三三



C ニ對スルBノ割合	B ニ對スルAノ割合	C ニ對スルAノ割合	全國計(C)	鹿兒島縣計(A)		大 島 郡	種子 島 郡	鹿 屋 縣	岩 川 郡	加治木			
				燒酎總價額	熊本局計(B)					伊 佐 郡	始 良 郡		
四・八	四三・〇	二二・〇	四、八八九	三三三 一〇	六、八四一、〇〇〇	一、七三三	一、六五三	六、二四六	六、〇二二	二七	三、七二八	一、九五三	三三、七六五
四七・三	四〇・九	一九・三	四、六九六	二四〇 一〇	八、一八〇、〇〇〇	一、八四七	一、三〇一	五、八三七	五、九二四	二五	三、九六三	一、八六二	三七、七七三
四七・六	四〇・五	一九・三	四、五五一	二二九 一〇	八、四〇二、〇〇〇	二、〇五〇	一、五五二	六、八七五	六、八四四	二五	四、一四九	二、〇七九	三九、〇七〇
四七・四	四一・〇	一九・五	四、三六六	二二六 八	八、七七一、〇〇〇	一、七六八	一、四四四	六、二二六	六、四三一	二五	四、〇八八	一、九六七	三八、八八一
四七・〇	四一・一	一九・三	四、二二二	二二〇 八	九、〇九〇、〇〇〇	一、八〇二	一、五三四	六、四九六	六、七五五	二五	四、一四五	一、八八九	四三、三五六

第二章 近代に於ける薩摩燒酎の消長



生産統制時代(至現在) 焼酎査定石數 其ノ五

現在所轄 稅務署名	郡市別	昭和十一酒造年度		昭和十二酒造年度		昭和十三酒造年度		昭和十四酒造年度見込	
		免許 人員	査定 石數	免許 人員	査定 石數	免許 人員	査定 石數	免許 人員	査定 石數
鹿兒島	鹿兒島市	二	三、五七四	二	三、五八五	二	三、五八〇	二	三、二二七
	鹿兒島郡	四	六四六	四	六三三	四	五二七	四	五二二
知 覽	川邊郡	二	二〇、八四七	二	二〇、五五〇	二	一八、一三五	二	一六、八三八
	拊宿郡	二	二、七二二	二	二、五三一	二	二、四七〇	二	二、二六八
川 内	薩摩郡	二	三、七七七	二	三、八三五	二	三、八三一	二	二、二二五
	出水郡	二	四、〇九二	一	四、〇一三	一	三、九五八	一	三、四三八
計		二	七、八八九	一	七、八四八	二	七、七九九	一	六、八四六

全 國	鹿兒島縣計(A)	焼酎總價額	熊本局計(B)	加治木		岩川	鹿屋	種子島	大島郡
				伊佐郡	始良郡				
四、八〇二	二七	一〇、九三、〇〇〇	五、六三	三	一	二	三	四	三
五、四二、一六三	一〇六、一六七	一〇、九三、〇〇〇	六、二六	四	一	三	三	四	三
五、四二、一六三	二二	一〇、九三、〇〇〇	六、〇九	三	一	三	三	四	三
五、四二、一六三	一〇三、〇九九	一〇、九三、〇〇〇	五、五九	四	一	三	三	四	三
五、四二、一六三	二〇五	一〇、九三、〇〇〇	五、五九	三	一	三	三	四	三
四、八〇二	八九、六六七	一〇、九三、〇〇〇	四、七二、五六四	三	二	三	三	四	三
四、八〇二	二〇五	一〇、九三、〇〇〇	四、七二、五六四	三	二	三	三	四	三
四、八〇二	八四、一四三	一〇、九三、〇〇〇	四、六三、八五八	三	二	三	三	四	三



### 第三章 鹿兒島縣酒造組合聯合會 三十年の業績

#### 第一 聯合會設立の動機

鹿兒島を象徴するものには、靈峰霧島あり、大西郷あり、又煙草あり、焼酎あり。即ち芋焼酎は鹿兒島をシンボルするものほど古來縣人の嗜むところにて其製造も殆んど各部落毎に共同製造をなし所謂自給自足の道をはかつて居た。従つて、明治四十年頃迄に於ける本縣の焼酎製造業者は其の數殆ど四千餘に及び然も其九割は五〇石未満の共同自家用業者にして各町村各部落に散在せるため自然官憲の検査監督も不徹底の嫌あり其の虚に乗じて非違を逞ふするものも相當多數に上り甚だしきに至りては、査定焼酎と脱稅焼酎とが相半し所謂半官半民と言ふ言葉の流行する程の混亂振であつた。

其の當時鹿兒島稅務監督局長たりし勝正憲閣下(現遞相)には本縣業界進展の瘡

たる自家用業者の大整理を斷行され明治四十二年には之を千二百五十名に四十四年には五百三十名に淘汰されたるは實に積極的大英斷にして當時兎角の非難ありたりと雖も今日より之を見れば實に先見の明ありしと言ふべく本縣業界の大恩人として永久に其の御功績を稱ふべきである。

然れども、當時尙過去に於ける脱稅常習の惰性は不正焼酎の氾濫となり搗て各酒造組合は創立日尙ほ淺くして其權威未だ行れず業者は割據して統制なく互ひに利を競ひ得意を侵す等全く商道德を無視したる行爲が多かつたのである。従つて、酒價の如きも一度九厘即ち四十度もの一升三十六錢と言ふ全く採算を無視せるものにして此の儘の推移に委せんか久しからずして遂に相喰み共倒れの悲境に至ること火を見るより明かなれば業界の世論は期せずして縣を一丸とする權威ある統制機關の創設を要望し、斯して聯合會結成の機運は此處に醸成するに至つた。

#### 第二 聯合會設立の經過



聯合會結成の世論は鹿兒島酒造組合が其主役となり明治四十四年より大正元年までを其準備期とし大正二年三月時の鹿兒島酒造組合長原田治助氏は聯合會の公式設立に關し縣下七酒造組合長に對し左の六項目に涉り諮問書を發した。

(一) 各組合より一名の創立委員を選出すること

(二) 創立委員會開催の時期

(三) 定款草案に關する意見

(四) 總會開催の時期

(五) 聯合會設立認可申請の件

(六) 創立費豫算二〇圓計上の件

右諮問に對し各組合とも賛意を表し其設立の一日も早からんことを要望せるを以て原田發起人は同年五月創立委員會を開催することとした。

而して、大正二年五月十五日鹿兒島市船津町鹿兒島酒造組合事務所に於いて愈々創立委員會を開催縣下八酒造組合長は委員として出會の上滿場一致鹿兒島縣酒造組合聯合會は茲に結成を見るに至り同年八月四日附にて知事の認可を経

た。

而して、大正二年八月二十八日鹿兒島市堀江町錦江亭に於て第一回定時總會を開催するに至り、本日の隆盛を見る基礎は確立せられたのである。

### 第三 三十年間に於ける主なる業績

#### 一 酒價の向上策

明治末期に於ける酒造界の混亂は統制ある酒價の要望となりて聯合會結成の機運を醸成せし如く聯合會創立の三十年間の苦闘史は全く酒價の維持向上策に一貫せりと稱してもよい程である。其間大正初年に於ける不況時代、歐洲戦争後に於けるバニツク時代、昭和の初年に於ける不況時代等、業界は幾度か死活の岐路に立つたが常に聯合會の臨機應變の處置よろしきを得て或は造石の制限、販賣の統制、或は融資の途を開く等、聯合會機能の殆んど凡てを酒價の維持策に傾注した。

(一) 造石の統制



## (1) 蒸餾期間の制限

大正十二年九月關東の大震災はさなきだに歐洲戰爭後の不況に軟材料を與へ酒價も從つて低調に低調を辿り中にも甘藷燒酎の如きは四十度もの一升七十二錢と云ふ安値を招致した。されば聯合會に於ては酒價低落防止策として徵定價格を定め之れが違反者には組合定款第三十條を適用して過怠金百圓を沒收する等の強制手段をも取るに至つた。然し尙暗々裡に濫賣酒續出するの狀態なりしかば昭和十三年八月聯合會は決議を以て製造期間の制限をなし、即ち製造を十月に始めて翌年四月に終了する事にし造石の制限を餘儀なくならしめ以つて酒價の維持に努めた。

之れ製造期間制限の始めにして即ち消極的造石制限方法の一である。其後二ヶ年の經驗に於て十月の査定酒を以つて第二期酒造税に充當せんとする者には却つて金融難を招致せしめ從つて仲買等への前賣りとなり酒價を亂すの逆效果を生じた。よつて大正十五年八月之れを改めて蒸餾を十月に始めて五月十日に終る事とせり。而して昭和三年八月に至り蒸餾を四月に始め四月に

終ると改め其ま、昭和十一年度迄及んだが、昭和十二酒造年度より十月より査定を受け翌年の四月に蒸餾を終ること、し其違反石數には一石三圓の違約金を沒收する事とした。而して昭和十四年度に至り節米國策による酒類の減石と原料難は四月末迄の蒸餾制限を五月二十日迄と改めた。

## (2) 積極的造石制限と基本石數の制定

昭和初年の不況時代に於ける酒價は昭和四年に至り宮崎縣方面よりの濫賣酒鹿兒島市場に氾濫するに及び酒價は益々軟調を辿るに至つた。同年五月聯合會は一面慶宮兩縣酒價協議會を開催して協定價格を決議すると共に同年八月の定時總會に於ては酒價維持策として積極的造石制限をなす必要を痛感し昭和四酒造年度以降毎年度に於ては昭和四酒造年度に於ける最初製造見込申告を限度として増石なさざる事を決議した。然るに昭和の不況は昭和六七年に至り其極に達し酒價も大正九年のバニツクに髣髴するの暴落を見るに至りたれば昭和七年八月の定時總會に於いて燒酎の需給調節のために各人の造石の基本を昭和四五六の三ヶ年製成高の平均に定め昭和七酒造年度の配分石數



を其一割減と定め本決議に違反したるものは違反石數一石に付違約金五圓を徵收する事とした。

これ全國に於ける生産基本石數制定の嚆矢にして特筆すべき事柄である。果して其の効果は酒價に反映し又政府の時局救匡政策は順調に運行されしかば酒類の消化も漸次良好となり従つて酒價も稍々見直すに至つた。昭和八酒造年度には、其商況に従ひ基本石數の二割増石を限度とする増石を許容し、垂れ増し等に因る増石歩合を二十石を限度として配分石數の百分ノ二迄の超過を是認する事とした。

昭和十二年十月に至り聯合會は生産及價格の統制に關し統制委員會たる特別の機關を設置し其の委員會を組合長たる評議員とし常に商況の機微に順應せしめた。

昭和十四酒造年度に至り焼酎の生産統制は聯合會の手より酒造組合中央會の統制に移管され焼酎の造石基本石數は昭和十一、十二、十三の三ヶ年の最高実績による事に決定した。然るに昭和十四酒造年度は、支那事變も四年を迎ふるに及び、長期應戰の國策は節米の要望となり、中央會に於ても又國策に順應し清酒に於て四割八分減焼酎に於て二割五分減を決議せられ之が縣下業界に影響する處極めて深刻なるものあり。聯合會に於ては之を無視するを許さず直ちに評議員會を開催して之が對策を練りたる結果焼酎原料は主として甘藷にして政府の節米政策に相反する處少き理由の下に先づ第一稅務監督局の御理解と御支援等を仰ぎ聯合會長及副會長は上京の上大藏當局並に中央會長等を屢訪陳情したるに甘藷焼酎に對しては遂に一分三厘の減を認むることに変更された。

#### ㊦販賣の統制

曩に造石をなす事に依つて需給のバランスを保ち以て酒價の向上維持を講じたると同時に又一面販賣の方法を改善する事に依り其目的を達せんと勉めた。従來得て酒價を亂す者は薄資業者の投物と又一部不正酒の暗取引に基因するものであつた。聯合會は鹿兒島市仲買業者と幾重か協議したるもその協調容易ならず幾度か調査機關を設けて其改善に努力せしも其效なかりしかば遂ひに強力



なる販賣統制機關設置の要望となりて茲に鹿兒島縣燒酎販賣株式會社の設立を見るに至つた。

(4) 鹿兒島縣燒酎販賣株式會社

昭和十年八月十日臨時總會を開催し前述の目的に依り甘藷燒酎の販賣統制機關を合法的に設立する事とし左記の通り決議せり。

- 1 名稱鹿兒島縣燒酎販賣株式會社
- 2 資本金貳拾萬圓
- 3 株式四千株 一株五十圓
- 4 株式は酒造業者及鹿兒島市燒酎仲買者の方面に募集す
- 5 株式に對する年五分に及ぶ迄聯合會に於て引受保證をなす
- 6 燒酎の出荷權利石數は持株と睨合せて決定す

(4) 融資

昭和三、四年に於ける不況は業者の酒造資金難を招致し此儘の推移に委せんか倒産續出するを以つて昭和四年聯合會は始めて鹿兒島市に於いて燒酎倉

入融資方法を講じ聯合會保證に依りて其緩和を計ることとした。然れども郡部の業者には輸送の關係上不便多く昭和五年更らに之れを郡部の融資銀行の支店にも擴張せられ一時之れを利用する者餘りに殺到し且つ期日を經過し金利の納入を遅延する者あり又時としては酒造以外の事業に利用する者等出でて聯合會は其責任上昭和六酒造年度に於て一時此の倉入融資方法を中止するに至つた。然るに世論は再び之を必要とし翌昭和七年には酒價維持策として倉入法による融資機關を復活し融資時期を十月、十一月、二月、三月、の四期に分つ事として、其融資銀行を鹿兒島銀行とし融資額を甘藷製四十度一石當り六十圓一斗五升入一本を八圓とした。

曰原料米の配給

本縣下の甘藷燒酎は從來黑麴を使用し黑麴の製造には「シヤム碎米」の如き硬質米を最適とする關係上一般業者は各自之を購入使用し來つたが滿洲事變の勃發のため昭和八年十月外米輸入は禁止せらるるに至つた。爲に製造業者は之を内地米に變更せんか其生産原價に於て高價となり、雜穀を代用せんか其品質及收



得率を減殺し、従つて採算上收支償はざるを以て勢ひ廢業又は轉業の止むなき状態に陥り縣下三百有餘の死活に關する實に由々敷問題となつた。

茲に於て吾縣聯合會は、昭和八年十月四日この窮狀を商工農林兩大臣に訴へて從來通り、「シヤム碎米」のみは輸入許可せられ度旨陳情請願に及んだ。

越えて昭和九年四月十八日には更に外米使用の必要なる所以を力説して前同様陳情すると共に熊本稅務監督局長に對し本縣下特産品たる燒酎工業保護助長の爲め盡力方を陳情した。

昭和九年六月八日同十年四月十二日の兩度に亘り「シヤム米」輸入禁止は國策上已むを得ざること、は信ずるも斯くては縣下業者の經濟上の打撃は因よりなるも一面國家財源の徵稅上に及ぼす影響も又甚大なるものなれば特に輸入許可を仰ぎ度旨農林大臣に陳情した。

以上數度の熱烈なる陳情に依り、昭和十一年七月廿七日農林省指定貿易商加藤商會より外米輸入特許を得たる旨の通報に接し聯合會としては外米は燒酎製造業以外には絶対に使用せざる旨の契約を加藤商會と締結して配給を受くるに

到りかくて業者は愁眉を開くに至り爾今毎年配給を受けることとなつた。  
四酒價に關する決議と其處置

鹿兒島縣酒造組合聯合會に於て始めて酒價の協定をなしたるは大正三年である。即ち米製を一升七十二錢甘藷製四十四錢と定め一升の量目を四百八十匁と定めた。

翌大正四年八月には甘藷製のみに付一度一錢一厘五毛、一升四十六錢と最底價格を決議した。然るに、大正三年夏に勃發せる歐洲戰爭は年を追ふに従ひ所謂インフレ傾向を帯び酒價も漸次好轉し大正六年より七年初頭には米製八十八錢甘藷製六十八錢となつた。翌八年には凡ての物價は愈々高調を辿り従つて酒價も未曾有の高値を呼び同年六月聯合會は一躍米製一圓三十錢甘藷製を八十五錢以上となした。同年十一月には米製に於て一圓四十五錢甘藷製九十錢以上と決議した處其消化も頗る好調であつた。然るに突如として世界戰爭の和成り戦後のパニツクは潮の寄せるが如く遂に大正九年には急轉直下物價の暴落を來し酒價も低下する事絶壁の瀧の如く其止まる處を知らず。同年聯合會としても茲



に始めて違約規定を設けて米製一圓二十錢甘藷製七十二錢以下に賣るべからずと必死となりて酒價の低下に努力した。

而し戦後の不況は大正十年、十一年と続き大正十二年二月には米製一圓十五錢甘藷製七十四錢と改め同年四月には米製甘藷製共に一升六錢方の値上をなし酒況は稍々見直すに至りし感があつたが、偶々同年九月一日の關東大地震はさなきだに戦後の不況に重ねて軟材料を與へ業界の商況其極に對し何れも輒に噓囁の如く特に甘藷焼酎に於て濫賣酒續出せしたため、同年十二月聯合會は遂に甘藷製に限り最低價格七十二錢と決議し、而して之れが違反者には組合定款第三十條を適用して過怠金百圓を徴收する事とした。

大正十三年一月には臨時總會を開催米、甘、何れも一升五錢値上げとなし業界の商況も漸次好況を呈するに至つた。

大正十四年十二月には更に米製を一圓三十五錢甘藷製を八十錢に定めた。昭和元年には第五十一議會に於て税制整理に伴ふ酒造税増税に基因し同年四月一日より米甘共に十錢の値上をなせり。然れ共暫時は増税に伴ふ變體的好況

を呈したるの感ありしも思惑品停滯の反動は再び濫賣となり酒價の低下をみるに至り市價は辛じて甘藷製八十三錢程度を上下する状態であつた。因て聯合會は同年八月米製を一圓四十五錢甘藷製を九十五錢に値上せるも業界の不況は漸次濃厚となり此の決議は遂に畫餅に期し甘藷製に於て市場は八十一錢程度に低下せるに付昭和二年八月聯合會は濫賣の因たる不正酒取締の爲めに酒價調査委員會を設けて酒價の好轉に勉め、昭和三年四月には米甘何れも五錢値上を決議せり。依つて其努力は商況に反映して市價は米製に於て一圓三十五錢甘藷製八十四錢程度を呼ぶに至つた。然れ共宮崎縣西諸縣郡方面より甘藷焼酎の濫賣酒鹿兒島市場を荒すに至り酒價は漸次低調を呼び其止まる處を知らず。到底本縣一圓の決議のみにては其效薄きに付昭和四年五月には鹿島宮兩縣酒價議會を鹿兒島市にて開催して茲に兩縣協定價格を決定した。即ち甘藷焼酎最低價格を一度二錢一厘五毛一升八十六錢とせり。尙同年八月定時總會に於て焼酎倉入融資方を決議し組合員の金融緩和を計り而して濫賣の防止策を講じた。然れ共所謂暗取引による決議無視は依然として絶えず酒價は低調を辿るのみなりしかば聯



合會は已むを得ず同年十月臨時總會を開き遂に甘藷製を一升八十二錢に引下げた。同年十二月再度臨時總會を開き酒價低落防止方法として第一燒酎の増石をなさざる事、第二新式燒酎及宮崎縣との協調を計る事を決議した。

昭和五年八月には燒酎蒸餾期間を制限して増加を緩和し又原價引下げの一方法として従業員の俸給一割引下を斷行する等消極的方法迄も講じた。而し財界の不況は愈々深刻化し賣掛代金の回収は困難となり消化力も著しく低減し搗て暗に不正酒の横行するあり酒價は低調に低調を辿り市價も米製一圓三錢甘藷製七十錢と云ふ暴落を見るに至つたので昭和七年一月聯合會は各々一升五錢の値上をなすと共に一面不正酒防遏に極力勉め同年八月の定時總會にては生産統制をなし昭和四五六の平均石數の一割減を以つてし尙酒造資金融通機關を設置して極力酒價の緩和策を具體化した。

その結果昭和八年初頃よりは稍々好況を呈するに至つた。依つて同年九月には組合長會を開催し甘藷燒酎は鹿兒島市内仲買渡を八十五錢以上と定めた。然るに昭和九年夏期は本縣として未曾有の旱害あり爲めに原料甘藷の減收著し

く且つ外来輸入禁止のため當然原料高騰に因る原價高は免れず同年九月には不取敢甘藷燒酎を八十八錢に値上げし一升の量目も又四百七十匁と改めた。然れ共旱害に因る農村の不況は酒類の消化力の減退となり經濟の壓迫は又も濫賣となり折角の決議も其效を奏せず仲買業者は組合員の弱點を巧に捕へて買殺し製造者仲買業者との協調を計るべく會する事再三に及ぶも好果を得ず遂に聯合會は酒價維持の爲に茲に多年の懸案たる燒酎の販賣統制機關を設置する事となり昭和十年八月臨時總會を開催資本金二十萬圓にて鹿兒島縣燒酎販賣會社を組合員有志及仲買商を株主として設立する事に決定同年九月三十日其創立を見るに至つた。販賣會社設立の目的は從來酒價を亂す因をなせる鹿兒島市内への出荷は凡て同機關を通過せしめ所謂一面濫賣暗取引を禁止し且つ出荷量の調節をなし以つて酒價の維持を計るにあり。而して其持株に比例して組合員各人又は組合單位の出荷量を定めて市内出荷を調節し又聯合會と販賣會社との燒酎賣買價格協定委員を常設して市内出荷の燒酎に關する價格を協議せしめた。尙會社設立に依る出荷調節は當然生産統制を必要とするに付八月の臨時總會に於て組合



員各人の生産基本石數を昭和十一酒造年度以降毎年度昭和四五六の平均石數に置く事に決めた。而して聯合會は茲に聯合會設立の目的の最大能率を發揮して其威信を克く保ちたる其効果は大なるものあり。即ち同年九月には酒價協定委員會に於て甘藷燒酎會社賣七十八錢仲買賣八十二錢地方卸八十四錢に協定昭和十一年四月には仲買渡八十六錢地方卸八十九錢同年九月には仲買卸八十九錢地方卸九十二錢と改めた。

昭和十二年十月には臨時總會を開催組合定款の一部改正をなし統制規程を設定し酒類の生産販賣に關する統制を一層權威あらしめた。而して同年十一月には統制委員會を開催し販賣會社渡九〇錢市仲買渡九十二錢地方卸九十三錢米製燒酎を一圓三十錢と改定、昭和十三年三月には同委員會に於て同年四月一日より實施さるべき物品税(一升五錢)に因り同日より米製一圓三十五錢甘藷製販賣會社渡九十八錢仲買渡一圓地方卸一圓一錢に値上げせり。同年九月には支那事變影響による原料高に基因し更に甘藷製販賣會社渡一圓一錢仲買卸一圓三錢地方卸一圓四錢に値上げし、同年十二月には同様原料の續騰生産原價増加の爲め米製

を一圓四十錢甘藷製を會社渡一圓四錢仲買渡一圓五錢地方卸一圓七錢に更正、昭和十四年三月には更に物品税一升五錢増税を豫想し四月一日より米製を一圓四十五錢甘藷製會社渡一圓九錢仲買渡一圓十錢に値上げた。

昭和十四酒造年度初頭に於ては支那事變も己に三年を迎へ政府は長期應戰の策を建てて節米を強調し従つて酒造組合中央會に於ても國策に應じて清酒の造石を四割八分減とし燒酎は米製二割五分甘藷製は一割三分減とせり。搗て、燃料國策に因る無水アルコールの増産は原料甘藷の統制となり昨年度に比し七八割の高價を呼ぶに至り當然生産原價高に因る値上げを準備中の處昭和十四年九月十八日突如として價格停止令が發令され業界ははからざる暗礁に乗上げ其處置に苦慮せしも價格凹凸の適正は認められ同年十一月知事により米製燒酎大卸一圓六十五錢、中卸一圓八十錢、小賣一圓九十五錢、甘藷燒酎大卸一圓四十錢、中卸一圓五十三錢、小賣一圓六十八錢と公認せらるるに至つた。

然るに本年に入り支那事變も四年を迎へ物價の高騰傾向は政府の低物價政策を裏切り全國的物に物價適正統制をなすの必要を生じ酒類も又對照的に適正價



格の更正を餘儀なくされ中央物價委員會の決議を経て本年四月一日附にて之れを商工省令大藏省令として告示あり燒酎の價格は全國一率となり四月十日を以つて實施された。而して燒酎の告示規格は壺詰賣壺詰賣及量賣とし壺詰を一斗壺と一斗五升壺の二種とし、壺詰の酒精度を三十度三十五度四十度の三段階に區分壺詰賣は、三十度一率として一升壺詰六〇〇ccの二種とし壺詰壺詰何れも之れを生産者販賣價格卸賣價格及小賣價格に區分量賣は小賣として三十度三十五度四十度の三段に區分した。而して壺詰壺詰は何れも容器を含めたる價格に付、其中味價格を推考するに壺入としては生産者販賣價格四〇度一升一圓七十八錢、卸賣價格一圓九十一錢、小賣價格二圓十八錢一升壺入生産者販賣價格三十度一圓六十錢、卸賣價格一圓七十五錢、小賣價格二圓十錢、量賣は三十度一合當二十一錢、三十五度二十三錢、四〇度二十五錢となつた。尙此告示價格は新式舊式の甘藷製燒酎の價格にして米製は各段階何れも之れに一升十五錢を加へたる價格を以つて米製の價格とした。

要するに、過去三十年を回顧するに、明治末期より大正初年に於ける不況時代、歐洲戰爭末期に於ける大正七八年頃の所謂インフレ好況時代、大正九年のバニツクを経て十二三年頃迄の戦後大不況時代、大正の末期より昭和初年の中景氣時代、昭和四五六の大不況時代、昭和十一二年の中景氣を経て今日の順況に至る幾多の順逆あり酒價も又時流に従ひ特に甘藷燒酎に於て其浮沈甚しく聯合會創立以來三十年間に於ける血みどろの苦闘は換言せんか甘藷燒酎價格維持の爲めに其機能の殆ど凡てを傾注せりと稱するも過言でない。

## 二 酒質及垂歩合の向上策

自家用家内工業に出發せる本縣の醸造技術は極めて原始的にして特に甘藷燒酎等に於ける黒麴の應用は日淺くてし尙ほ研究改善の餘地が多かつたので、本會は斯道の權威者たる熊本稅務監督局技師野崎技師及び當時鹿兒島稅務署鑑定課長河田技師及鹿兒島縣商工技師神戸健輔氏等の巡回指導を招請し、又は醸造講習會を開催して合理的醸造に努むると共に又時としては醸造に關する出版物（大正十一年七月河内源一郎著作燒酎酒精及酒精含有飲料）を發行し偶々原料米の代用品の必要に迫まられては縣立工業試驗所の實地試釀を仰ぐ等、合理的酒精



收得量増大のために努力した。又品質向上の方法としては全國又は九州沖繩八縣の酒類品評會に出品を促すのみならず本會として品評會を開催すること三回宮崎縣と聯合すること二回に及んだ。即ち第一回は大正十四年四月にして出品點數二九〇出品人員二五〇經費壹仟五百參拾六圓を要し第二回は大正十五年四月にして出品點數二九九出品人員二四〇經費壹仟參百六拾圓を要し第三回は昭和二年五月にして出品點數三三三出品人員二四六經費壹仟六百貳拾壹圓を要した。昭和四年四月の宮崎縣聯合鹿兒島縣出品點數四六一出品人員二七五宮崎縣出品點數三九三出品人員二三一であつた。

### 三 其他の業績

- (一) 昭和二年十二月鹿兒島縣立工業試驗所建築費として金貳仟六百六拾六圓を寄附した。
- (二) 昭和十一年九月兵器献納として金壹仟五拾九圓を献金した。
- (三) 昭和十二年七月國防及恤兵費として金五仟圓也を献金した。
- (四) 昭和十四年五月鹿兒島縣甘藷増産計畫助成金として金壹仟五百圓也を寄附した。

## 第四 聯合會の爲したる主なる陳情

### 一 焼酎貯藏減量に關する陳情

(大正九年二月四日)

清酒の滓引貯藏減百分の五に對し焼酎も之に準し百分の四の貯藏減を認められたし、焼酎は清酒に比し遙かに揮發性の富み長期貯藏するに於ては清酒同様自然に藏減を生む之れ當該検査官吏に於ても認めらるゝ處なり然るに從來清酒に於ては百分の五の滓引及貯藏減を認めらるゝに不拘焼酎の如きは一昨年來屢々委曲陳情する所なるも未だ省られざるを甚だ遺憾とす依て此處に再度事情を具し大藏大臣宛に陳情をなしたるに漸く百分の一の貯藏減を認めらるゝことゝなれり。

(大正十年二月十四日)

焼酎の貯藏減量に付ては前年來其の事情を具し清酒同様の貯藏減を認めらるゝ様屢陳情したるも僅かに百分の一の藏減を認められしのみにて清酒と權衡を失するのみならず事實に遠ざかるを以て清酒同様百分の五の滓引貯藏減を認めらるゝ様衆議院議長に陳情したるに百分の二の藏減を認めらるゝに至れり。

### 二 成年以上二十五歳迄の者に對する禁酒法案反對に關する陳情

(大正九年三月及大正十年二月本縣選出代議士に對し)

我國禁酒同盟一派に在りては常に國民禁酒運動を企畫しつゝあり今次の議會に於ても一部衆議院議員より其一階梯として成年以上二十五歳迄の者に對し飲酒を禁酒すべく未成年者飲酒禁止法中改正法律案を提出せられ候も元來酒類は人類天賦の嗜好的飲料にして我國二千數百年來光輝ある歴史と共に冠婚葬祭一切の儀禮に供せられ今や學界に於ても適度の飲用



は吾人の榮養上にも又精神慰安の爲めにも幾多有效價値あることを證せらるゝに至りし所なるに右の如く成年以上の能力者に對して國法を以て其嗜好を奪ひ之を絶對に禁止せんとするが如きは到底其實行不可能の事に屬し國民をして國法を輕視するの弊風を馴致せしめ徒らに多數の犯罪者を續出し却て國民保健上不慮の結果を招來すべきことは既に諸外國に於ける禁酒法失敗の歴史に徴するも洵に瞭然たる所にして米國の如きは昨年已に禁酒法を撤廢せる次第にも有之且つ叙上禁酒法案の如きは全く國家財源の現狀に顧みることなき甚だ無謀なる企畫とも被存候條何卒篤と御賢察の上斷乎として該法案に反對相成度茲に赤誠を披瀝して謹で陳情候也

### 三 政府の酒造税増加案に對する陳情（昭和七年一月十七日代議士中村靜與殿宛）

政府が本期議會に提出すべき酒造税増加案を見るに清酒に輕く焼酎に重し之れ單り縣下焼酎業者の問題たるに止まらず縣民需要者の負擔額は爲めに數十萬圓以上に増加し實に看過すべからざる問題に付之を清酒と焼酎と數字的に比較し増税緩和策の陳情をなさしめたり。

### 四 外米輸入禁止令に對する陳情

昭和八年十月外米輸入禁止に關する勅令公布せられたる結果本縣下三百有餘の焼酎業者に影響する重大問題にして之内地米に變更せんが其の生産原價に於て素より高價となり其他の雜穀類を代用せんが品質并に收得率低減し採算上到底收支償はざる状態にして勢ひ廢業又は轉業の已むなきに至る狀況に付本縣下焼酎工業救済の爲めシヤム碎米は從來通り輸入許可相成度旨商工農林大臣宛請願をなしたり。

### 五 酒類專賣制度問題に對する陳情（昭和十一年九月）

先般來新聞紙其他傳へられる處に據れば政府は帝國々防上の見地より燃料國策として無水酒精自給自足の方針を決定せられ酒精を專賣に移されんとの情報專らなるの秋吾人は現下の國情よりして極めて適切且つ最も緊急を要する國策の一なりと贊意を表するものにて有之候然るに吾等焼酎業者は父祖傳來の商業として生計を營み時により業界の振不振はありたるも近時酒造組合聯合會は製造並に販賣の兩統制に依り濫賣を防止し相當の利潤を得るに至り茲に漸く秋眉を開きつゝあるの時專賣制度實施せらるゝの報に接し驚愕の極に達したる儀に御座候勿論吾等國民として重要國策の遂行に反對する者には無之候へ共多數の組合員が多年其家計を支へたる唯一の事業を奪はるゝことの苦痛を見る事を誠に心安からざるもの候庶幾くは吾等業者の憐むべき實情を御賢察下され従前通り家業を繼續し得る様御考慮被下度奉願候

萬一國策遂行上專賣制度實施の已むを得ざる場合は業者の意を御斟酌下され眞に後顧の憂ひなからしむる程度の補償に對し特別の御配慮給り度本會の要望條項を速記し此段陳情候也

### 六 造石統制に關する陳情（昭和十四年十一月）

今般酒造組合中央會生産統制委員會に於て決議決定を見たる昭和十四酒造年度生産統制並に配分方法の變更により鹿兒島縣酒造組合聯合會に於ては舊式焼酎業者に對し從來自治的統制の下に順調なる發展をなしつゝありたるに今回圖らずも酒造組合中央會統制に参加を餘儀なくせられ從來の傳統的統制は茲に根本的變更の悲運に遭遇し加之二割五分と言ふ驚くべき減釀率を適用せらるゝに至り業者の經營上幾多の困難を招來し前途眞に憂慮に堪へざるものあり。

抑々本縣下舊式焼酎に於ては其沿革に於て極めて古き歴史を有するのみならず需給の特異性の存するもの有之此點に於



第三章 鹿兒島縣酒造組合聯合會三十年の業績

七〇

て縣聯合會は昭和七酒造年度より其生産統制を行ひ來り其基本石数は昭和四、五、六酒造年度の三ヶ年平均に據れり。然るに今回の酒類生産統制が戦時下の食糧政策に基く米の消費節約を圖る目的を以て決議決定を見るに至りたるものと思考せらるゝも左記の如き本縣特産事情に徴し本酒造年度限り特別の御取扱ひの御恩典に浴し度く就ては右同様の趣旨を酒造組合中央會にも具陳致し置き候次第に付同組合と適切なる御交渉の下に右陳情の目的を達成し得る様特に御盡力御幹旋方奉懇願候

第五 鹿兒島縣酒造組合聯合會定款

第一章 名稱 區域

第一條 本會ハ鹿兒島縣酒造組合聯合會ト稱ス

第二條 本會ハ鹿兒島酒造組合始伊酒造組合噲嶽酒造組合肝屬郡酒造組合川邊掛宿兩郡酒造組合出薩酒造組合熊毛郡酒造組合大島酒造組合ノ八組合ヲ以テ組織ス

第二章 事務所

第三條 本會ノ事務所ハ鹿兒島市ニ設置ス

第三章 目的 事業

第四條 本會ハ組合相互ノ氣脈ヲ通シ協同一致シテ營業上ノ弊害ヲ矯正シ信用ヲ保持シ改良發達ヲ期スルヲ目的トス

第五條ノ一 前條ノ目的ヲ達スル爲メ本會ニ於テ施行スル事項左ノ如シ

一、各組合ニ於テ一定シタル販賣價格ヲ本會ニ通知セシムルコト

二、價格ノ協定ヲナスコト

三、濫賣者違約者其他不正業者ノ取締ヲナスコト

四、販賣取引方法ノ改善及販賣ノ斡旋販路ノ擴張又ハ金融ヲ講スルコト

五、品評會ヲ開設スルコト

六、博覽會共進會等出品ニ關スルコト

七、營業上ノ利害得失ヲ調査攻究スルコト

八、必要アリト認メタルトキハ各組合内組合員ノ製品及帳簿書類ヲ調査スルコト

九、酒造組合法ニ依リ組合員ノ營業ニ關スル統制ヲ行フコト

十、其ノ他酒造組合法第三條ノ二ニ規定スル事業ヲ行フコト

第五條ノ二 焼酎ノ販賣斡旋及販路擴張ノ爲メ本會ニ販賣斡旋所ヲ設置ス

第五條ノ三 販賣斡旋所ニ關スル業務規定ハ別ニ之ヲ定ム

第四章 組合員ノ營業ニ關スル統制

第六條 本會ハ組合員ノ營業ニ關スル統制ヲ行フ爲メ統制委員會ヲ置ク

統制委員會ハ統制ニ關スル重要事項ヲ審議ス

第七條 統制委員會ハ本會役員ヲ以テ之ヲ組織シ委員長ハ本會ノ會長ヲ以テ之ニ充ツ

第八條 統制ハ酒造組合中央會ト協力シテ之ヲ行フモノトス

第九條 前各項ノ外統制ニ關シテハ別ニ之カ規程ヲ定メ地方長官ノ認可ヲ受クルモノトス

第五章 組合員ノ權利義務

第十條 本會内各組合組合員ハ定款ノ規定ニ從ヒ役員及議員ヲ選舉シ又ハ選舉セラル、事ヲ得

第三章 鹿兒島縣酒造組合聯合會三十年の業績

七一



第三章 鹿兒島縣酒造組合聯合會三十年の業績

第十一條 本會内各組合並ニ各組合内組合員ハ定款ノ規定及會議ノ決議事項ヲ遵守スヘシ

第十二條 本會内各組合ハ前酒造年度査定石高一萬石以下二人一萬五千石迄三人二萬石迄四人二萬五千石迄五人三萬石迄

六人四萬石迄七人以下之ニ準スノ割合ヲ以テ議員並ニ同數ノ議員補欠員ヲ選出シ毎年十月末日迄本會ニ報告スルモノト

ス  
但シ二千石未満ノ組合ニ於テハ一人ノ議員及議員補欠員ヲ選出スルモノトス

第六章 役員及事務員

第十三條 本會ニ左ノ役員及事務員ヲ置ク

- 一、役員會長一名 副會長二名 評議員若干名
- 一、事務員理事一名

役員ハ名譽職トシ事務員ハ有給トス

旅費支給ニ關シテハ評議員會ノ決議ニ依ル

第十四條 役員ハ左ノ通り各組合ニ於テ選出シ會長副會長ハ總會ニ於テ組合員中ヨリ選舉スルモノトス

- 一、鹿兒島酒造組合二名
- 一、川邊排宿郡酒造組合三名

- 一、出薩酒造組合二名
- 一、始伊酒造組合四名

- 一、嚙啖郡酒造組合二名
- 一、肝屬郡酒造組合二名

- 一、熊毛郡酒造組合一名
- 一、大島郡酒造組合一名

第十五條 役員ノ任期ハ二ケ年トシ再選ヲ妨ケス

但補欠ニ依リ當任シタルモノハ前任者ノ任期ヲ繼承ス

第十六條 各組合第十四條ノ選出チナス時ハ補欠員一名ノ選出チ行フモノトス

第十七條 役員ニ當選シタルモノハ正當ノ理由ナクシテ之ヲ辭スルコトヲ得ス

第十八條 會長ハ聯合會ヲ代表シ聯合會全般ノ業務ヲ統理シ左ノ事項ヲ行フモノトス

- 一、總會及評議員會ノ議決ヲ執行スルコト

- 二、收支豫算ノ編成其他總會評議員會ニ提出スル議案ヲ作ルコト

- 三、總會評議員會ヲ開催スルコト

- 四、聯合會ノ財産ヲ管理シ諸帳簿ヲ整理スルコト

- 五、事務員任免ノコト

- 六、其他一切ノ常務ヲ處辨スルコト

第十九條 副會長ハ會長ヲ補佐シ會長事故アルトキハ其職務ヲ代理ス會長副會長共ニ事故アルトキハ評議員其職務ヲ代理

スルモノトス

前項代理ノ順ハ事務執行上適當ノ位置ニ居ル年長ノ役員ヲ先トス

第二十條 評議員ハ評議員會ノ權限ニ從ヒ議決權ヲ行フモノトス

第二十一條 理事ハ會長ノ指揮ヲ受ケ庶務及會計ノ事務並ニ製品及帳簿調査ニ從事スルモノトス

第七章 會議

第二十二條 會議ハ通常總會臨時總會及評議員會ノ三種トス

第二十三條 總會ハ評議員及議員ヲ以テ評議員會ハ評議員ヲ以テ組織スルモノトス

第二十四條 通常總會ハ毎年八月トシ臨時總會ハ會長及評議員會ニ於テ必要ト認メタルトキ時評議員三分ノ一以上ノ請求

第三章 鹿兒島縣酒造組合聯合會三十年の業績



第三章 鹿兒島縣酒造組合聯合會三十年の業績

七四

ニ依リ開會シ評議員會ハ必要アル毎ニ開會スルモノトス

第二十五條 總會ニ附スヘキ事項左ノ如シ

- 一、定款變更ニ關スル件
- 二、役員ノ選任解任ニ關スル件
- 三、經費ノ豫算及賦課徵收ニ關スル件
- 四、經費ノ決算並ニ業務成績ニ關スル件
- 五、前各項ノ外重要ナル事項

第二十六條 評議員會ニ附スヘキ事項左ノ如シ

- 一、價格ニ關スル件
- 二、濫賣者其他不正業者取締方法ニ關スル件
- 三、品評會等ノ開設及出品ニ關スル件
- 四、豫算ノ費目流用及豫算費支出ニ關スル件
- 五、聯合會財産ノ管理並ニ積立金保管方法ニ關スル件
- 六、總會ニ提出スル經費豫算及徵收方法ニ關スル件
- 七、前各號ノ外重要ナル事項

第二十八條 總會ハ議員定數ノ過半數評議員會ハ評議員定數ノ過半數出席スルニ非サレハ開會スルコトヲ得ス

但シ召集再回ニ及フモ出席者尙定數ニ達セサルトキハ此限リニアラス

第二十九條 評議員及議員ニシテ事故ニ依リ會議ニ出席スルコト能ハサルトキハ他ノ評議員及議員ニ委任シテ表決權ヲ行

フコトヲ得

第三十條 會議ハ出席者ノ過半數ヲ以テ決ス可否同數ナルトキハ議長之ヲ決ス

第三十一條 會議ノ議長ハ會長ヲ以テ之ニ充ツ

會長事故アルトキハ第十九條ヲ準用シテ代理者ヲ定ム

第三十二條 會議ノ議事録ニハ議長及出席者一人以上署名捺印スルコトヲ要ス

第八章 會 計

第三十三條 本會ノ會計年度ハ毎年八月一日ニ始マリ翌年七月三十一日ニ終ルモノトス

第三十四條 本會ノ經費ハ各組合ノ負擔トシ前酒造年度造石數ニ應シ賦課徵收法ニ從ヒ徵收ス

但各組合内ニ新加入ノ組合員アルトキハ見込石數ニ依ル本條ノ造石割ヲ其組合員ハ負擔シ廢業休造ノモノアルトキハ其造石數ニ對スル本條ノ造石割ヲ其組合員負擔額ヨリ免除スルコトヲ得

第三十五條 年度開始後ニ於テ脱退シタル組合ハ其年度ニ於ケル經費ノ負擔ヲ免ル、事ヲ得ス

第三十六條 會長ハ經費ノ決算ヲ次年度ノ總會ニ報告スルモノトス

第三十七條 負擔金滯納者處分方法ハ評議員會ノ議決ヲ經テ之ヲ定ム

第九章 違 約 者 處 分

第三十八條 本會各組合内組合員ニシテ定款又ハ會議ノ決議事項ニ違約シタルトキハ評議員會ノ議決ヲ經テ百圓以下ノ違約金ヲ徵收ス

第三十九條 本會ガ前條ノ違約處分ヲ行フトキハ會長ハ違約者ノ屬スル組合ヲ經テ書面ヲ以テ之ヲ違約者ニ通告スヘシ通告書ニハ違約ノ事實並ニ處分ノ要領ヲ記載スルコトヲ要ス

第三章 鹿兒島縣酒造組合聯合會三十年の業績

七五





第三章 鹿兒島縣酒造組合聯合會三十年の業績

違約者ハ前項ノ通告ヲ受ケタル日ヨリ二十日以内ニ違約金ヲ納付スヘシ若シ納付セザルトキハ民事訴訟ヲ提起スルモノトス

第十章 加入及脱退

第四十條 本會ヲ脱退スルトキハ聯合會總會ノ決議ヲ經サレハ脱退スルコトヲ得ス

第四十一條 脱退シタル組合ハ本會財産ノ分配ヲ受クルコトヲ得ス

第十一章 解散

第四十二條 本會存立ノ必要ナシト認ムル時ハ本會内組合三分ノ二以上ノ同意ニ依リ鹿兒島縣知事ノ認可ヲ得テ解散ス

第四十三條 本會ノ解散シタル時ハ會長ヲ以テ清算人トス會長清算人タルヲ得サル時ハ總會ニ於テ之ヲ選舉ス

第四十四條 本會ノ残余財産分配ノ方法ハ前三年間ノ聯合會經費負擔額ニ準據スルモノトス

第四十五條 本會財産力債務ヲ還済スルニ足ラサル時ハ前條ノ例ニ依リ各組合ニ賦課シ之ヲ徵收スルモノトス

第十二章 雜則

第四十六條 本會ニ於テ使用スル印章左ノ如シ

方	鹿兒島縣	方	鹿兒島縣
一	酒造組合	七	酒造組合
寸	聯合會印	分	聯合會長印

第四十七條 本會定款ニ規定ナキモ法律規則ニ正條アルモノハ之ニ從フ

第六 鹿兒島縣酒造組合聯合會統制規程

第一條 本會ニ於テ酒類製造業ノ健全ナル發達ヲ圖ル爲酒類ノ生産又ハ販賣ニ關スル統制ヲ行フ場合ニハ本規定ニ依ルモノトス

第二條 本會ニ統制委員會ヲ置ク

統制委員會ハ酒類ノ生産又ハ販賣（卸賣又ハ小賣價格販賣方法容器規格ノ一定其他）統制ニ關スル重要事項ヲ審議ス

第三條 統制委員會ハ左記ノ者ヲ以テ組織ス

會長副會長評議員（組長タル評議員）但組長タル評議員事故アル場合ハ他ノ評議員又其評議員事故アル場合ハ他ノ

組員ヲ以テ代理セシムルコトヲ得

統制委員長ハ聯合會長ヲ以テ之ニ充ツ

統制委員會ニ顧問若干名ヲ置キ會長之ヲ囑托ス

第四條 統制委員會ニ於テ審議シタル事項ハ之ヲ評議員會ニ附議シ決定ス

但シ酒類ノ生産統制ヲ行ハントスル場合ニ於テ統制委員會ノ豫定シタル生産石數ヨリ百分ノ五以上ノ増減ヲナシ決定スルコトヲ得ズ

統制事項ヲ決定セントスルトキハ豫メ地方長官ノ認可ヲ受クルモノトス

酒造組合中央會ノ行フ統制ニ基キ行フ場合ハ此ノ限ニ在ラズ

第五條 本規定ニ依ル燒酎ノ生産石數ノ配分ハ昭和四五六酒造年度ノ造石平均石數ヲ基準トシテ之ヲ定ム但大島郡及昭和四五六酒造年度ノ實績ヲ有セサル者ハ昭和十一酒造年度ヲ基準トス

第三章 鹿兒島縣酒造組合聯合會三十年の業績



又新タニ免許ヲ受ケタル者ハ稅務署長ノ定メタル石數ヲ基準トス

石數ノ算定ハ總テ延度數ニ依ルモノトス

柏取燒酎ハ本統制ヨリ除外ス

第六條 本會カ酒造組合中央會ヨリ其ノ統制規程ニ基キ酒類生産石數ノ配分ヲ受ケタルトキハ中央會ノ統制規程ニ依ルモノトス

第七條 本會ニ於テ酒類ノ販賣價格ノ適正ヲ保チ酒類濫賣ノ弊ヲ防止スル爲メ其販賣價格ノ統制ヲ爲サムトスルトキハ酒類ノ種類毎ニ卸賣價格ノ最低價格ヲ決定スルモノトス

第八條 本會ハ酒造組合ニ對シ前條ニヨリ決定シタル販賣價格ノ維持ニ必要ナル處置ヲ命スルコトヲ得

第九條 酒造組合ニ於テ第五條及第六條ニ規定スル配分石數ヲ超エテ酒類ヲ製造シタルトキハ本會ハ其超過石數一石ニ付拾圓ノ割合ニ依リ算出シタル金額ニ相當スル過怠金ヲ酒造組合ヨリ徵收ス

但左ノ場合ニ於テ所轄稅務署長ノ證明アルトキハ此ノ限りニ在ラズ

(イ) 酒造組合ノ組合員ガ特殊ノ事由ニ依リ酒造組合ニ豫メ申告シテ其配分石數以下ノ製造ヲ爲シタル爲メ翌年度ニ於テ減産前ノ配分石數ニ達スル限度迄製造シタルニ基因シ配分石數ヲ超過シタルトキ

(ロ) 酒造組合ノ組合員ガ前年度ニ於テ已ムヲ得サル事由ニ因リ全部又ハ一部ノ製造ヲ爲サ、リシ爲最近ノ實蹟ノ範圍内ニ於テ製造シタルニ基因シ配分石數ヲ超過シタルトキ

(ハ) 酒造組合ノ組合員ノ生産石數ガ組合ノ配分石數ヲ超過シテ製造シタル場合ニ於テ其ノ超過石數ガ配分石數ノ百分ノ二未滿ナルトキ

但百分ノ二ハ二十石ヲ限度トシ又百分ノ二ガ二石未滿ナルトキハ二石迄ハ之ヲ認ム

右超過石數ハ翌年度ニ於テ配分石數ノ基準トナル製成石數ニ算入セザルモノトス

(ニ) 酒造組合ノ組合員ガ酒造稅法第五條ノ規定スル制限石數ニ達スルヲ限度トシテ製造シタルニ基因シ配分石數ヲ超過シタルトキ

第十條 組合員ニシテ休業者又ハ現業者廢業ノ場合其造石權ヲ繼承セントスル者ニハ左記各項ノ條件ニ依リ生産石數ヲ配分スルコトヲ得

但現業者ノ一部讓渡ハ之ヲ認メズ

一、休業者ノ生産石數ハ昭和四五六酒造年度ノ三ヶ年平均石數ヲ基準トシ左ノ割合ニ依リ之ヲ定ム但大島郡及昭和四五六酒造年度製造ノ實蹟ヲ有セザル者ハ昭和十一酒造年度分ヲ基準トス

(イ) 休造當該年度ノ者ハ其全石數又ハ其殘石數ノ全部

(ロ) 休造一ヶ年ノ者ハ其石數ノ三分ノ二以下

(ハ) 同二ヶ年ノ者ハ同上ノ三分ノ一以下

(ニ) 同三ヶ年ノ者ハ造石數ナシ

二、現業者廢業ノ場合ノ生産石數ハ昭和四五六酒造年度ノ三ヶ年平均石數ヲ基準トシ定メタル石數全部トシ製造半途ニシテ廢業ノ場合ハ其年度ニ限り殘石數トス

但大島郡及昭和四五六酒造年度製造ノ實蹟ヲ有セザルモノハ昭和十一酒造年度分ヲ基準トス

三、不正行爲ニ因リ處罰セラレタルガ爲メニ休造又ハ廢業ヲ爲シタルモノ、造石繼承ハ之ヲ認メザルモノトス

四、造石繼承者ニシテ繼承ノ場合法規上新規免許者ト見做サル、モ生産石數ハ被繼承者ノ造石數ヲ限度トス

五、造石繼承ノ場合ハ其ノ繼承權利ハ所屬組合員優先權ヲ有シ其組合ニ内繼承希望者ナキ時ハ他ノ組合員之ヲ繼承スル



第三章 鹿兒島縣酒造組合聯合會三十年の業績

八〇

モ差支ナキモノトス

六、前各項ノ場合ハ所屬組合ノ承認ヲ經ルニアラザレバ之ヲ無効トス

第十一條 酒造組合ノ組合員ガ第八條ノ命令事項ニ違反シタル時ハ命令事項ニ違反シテ販賣シタル酒類一石ニ付拾圓ノ割合ニ依リ算出シタル金額ニ相當スル過怠金ヲ其所屬組合ヨリ徵收ス

第十二條 本會ガ酒造組合中央會ヨリ過怠金ニ相當スル金額ヲ課セラレタルトキハ酒造組合中央會長ノ命令シタル統制事項ニ違反シタル者ノ屬スル酒造組合ヨリ其過怠金ニ相當スル金額ヲ徵收ス

第十三條 酒造組合長ハ統制規定ニ從ハザル組合員アルコトヲ認知シタルトキハ速カニ聯合會長ニ報告スルモノトス

聯合會長前項ノ通知ヲ受ケタルトキ又ハ酒造組合ガ統制規程ニ從ハザルコトヲ認知シタル時ハ速カニ地方長官稅務監督局長及酒造組合中央會長ニ報告スルモノトス

第十四條 酒造組合ハ毎月各酒類ノ製成石數ヲ所轄稅務署長ノ證明ヲ受ケ翌月十日迄ニ聯合會長ニ報告スルモノトス

聯合會長前項ノ報告ヲ受ケタルトキハ速カニ酒造組合中央會長ニ報告スルモノトス

第十五條 前各項ニ規定ナキ事項ニ關シテハ定款ノ規定ヲ準用シ定款ニ規定ナキ事項ニ關シテハ統制委員會ニ附議シ決定スルモノトス

第十六條 本規程ヲ變更セントスル場合ハ總會ノ決議ヲ要スルモノトス

第七 鹿兒島縣燒酎販賣株式會社定款

第一章 總 則

第一條 當會社ハ鹿兒島縣燒酎販賣株式會社ト稱ス

第二條 當會社ノ本店ヲ鹿兒島市ニ置ク

第三條 當會社ハ酒類ノ移入販賣ヲ營ムヲ以テ目的トス但シ營業ノ目的ヲ達スル爲メ之ニ關聯スル諸般ノ事業ヲ營ミ又ハ出資ヲ爲スコトヲ得

第四條 當會社ノ資本金額ハ金貳拾萬圓トス

第五條 當會社ノ公告ハ本店ノ所在地ヲ管轄スル區裁判所ノ商業登記事項ヲ公告スル新聞紙ヲ以テ之レヲ爲ス

第二章 株 式

第六條 當會社ノ株式總數ヲ四千株ニ分チ壹株ノ金額ヲ金五拾圓トス

第七條 當會社ノ株券ハ記名式トシ壹株券五株券拾株券ノ三種トス

第八條 株券ノ毀損シタルモノ又ハ株券ヲ分合セントスルモノハ其株券ニ請求書ヲ添ヘ新株券トノ交換ヲ求ムルコトヲ得

第九條 株券ヲ滅失シタルモノハ其事由ヲ詳記シタル書面ニ保證人二名以上連署シテ新株券ノ交付ヲ請フベシ此場合ニ於テハ當會社ハ請求者ノ費用ヲ以テ其旨ヲ公告シ參拾日ヲ經テ一切ノ故障ナキモノト認メタルトキハ其請求ニ應ジ爾後舊券ヲ無効トス

第十條 第八條及第九條ノ場合ニ於テ新株券ヲ交付スルトキハ新株券壹通ニ付交付料トシテ金參拾錢ヲ請求者ヨリ受取ルベシ

第十一條 株式ヲ賣買讓渡スルトキハ當會社所定ノ書面及ビ其株券ニ双方連署シテ名義書替ヲ請求スベシ株主ノ氏若シクハ名ニ異動アリタルトキ又ハ法律ノ作用ニ由リ株式ヲ取得シタルトキハ適法ノ證明證書ヲ添ヘテ名義書換ヲ請求スベシ  
前二項ノ場合ニ於テハ書換手数料トシテ株券壹通ニ付金拾錢ヲ請求者ヨリ受取ルベシ

第十二條 株主ハ住所ヲ届出ツベシ其變更シタルトキ又ハ行政處分ニ由リ其住所地名ニ異動アリタルトキハ遲滞ナク當會

第三章 鹿兒島縣酒造組合三十年の業績

八一



社ニ届出ベシ株主ハ其資格ニ於テ爲スベキ捺印ノ印鑑ヲ當會社ニ提出シ若シ改印シタルトキハ遲滞ナク新印鑑ヲ届出ベシ

第十三條 株式ノ名義書換ハ毎年十月一日ヨリ定時株主總會終結ノ日迄及ビ臨時株主總會招集通知ノ日ヨリ其終結ノ日迄之ヲ停止ス前項ノ外必要アル場合ニ於テハ一定ノ期間ヲ定メ株式ノ書換ヲ停止スルコトアルベシ但其停止期間ハ豫メ之ヲ公告ス

第十四條 未拂込株金ノ拂込ハ必要ニ應ジ之ヲ拂込マシム其拂込ノ期日及金額ハ取締役會ニ於テ之ヲ定メ少クトモ二週日以前ニ株主ニ催告ス

第十五條 株金拂込ヲ遲延シタルトキハ其拂込ムベキ金額ニ對シテ其期日ヨリ百圓ニ付日歩四錢ノ割合ヲ以テ遲延利息ヲ支拂ハシメ且シ遲延ニ因テ生ジタル一切ノ費用ヲ辨償セシムベシ

第十六條 株主ガ拂込遲延ノ爲メニ權利喪失ノ通知ヲ受ケタルトキハ其株券ヲ當會社ニ提供スベシ

第十七條 前條ノ場合ニ於テ株券ヲ提供セザルトキハ當會社ハ其株式ノ無効タルコトヲ公告シタル後拂込ニ依リ株式ヲ取得シタル譲受人又公賣ニ依リテ株式ヲ取得シタル競落者ニ對シ新株券ヲ交付ス

第十八條 當會社ノ株式ノ讓渡ハ取締役會ノ承諾ヲ要スルモノトス

第三章 員

第十九條 取締役及監査役ハ總會ニ於テ五拾株以上ヲ所有スル株主ヨリ選任シ其員數ハ取締役八名以内監査役參名以内トス

第二十條 取締役ノ任期ハ參ケ年トシ監査役ノ任期ハ貳ケ年トス但滿期ニ至リ再選セラレ、コトヲ得

第二十一條 取締役ハ無記名投票ヲ以テ社長ヲ互選ス

第二十二條 社長ハ取締役會ノ決議ニ從ヒ當會社全般ノ業務ヲ統理執行シ且ツ株主總會ノ議長トナル

第二十三條 取締役ハ在任中其所有ニ係ル當社株式五拾株ヲ監査役ニ供託スベシ

第二十四條 前條ノ株式ハ其取締役在任中ノ當社決算書類及營業報告ヲ株主總會ガ承認シタル後又若シ會社ヨリ其取締役

ニ對シ出訴中ナルトキハ其訴訟決定シタル後ニ非ザレバ之ヲ返還スルコトヲ得ズ

第二十五條 取締役又ハ監査役ニ缺員ヲ生ズルモ法定ノ人員ヲ缺カザルトキハ次ノ總會迄補缺選舉ヲ延期スルコトヲ得但

補缺員ノ任期ハ前任者ノ殘任期間トス

第二十六條 取締役及監査役ハ滿期改選又ハ臨時退職スルモ新任者ニ引繼ヲ終了セザル間ハ其職務ニ服スベシ

第二十七條 取締役及監査役ノ報酬ハ株主總會ニ於テ之ヲ定ム

第四章 株主總會

第二十八條 株主總會ハ左ノ二種トス

一、定時總會 一、臨時總會

第二十九條 定時總會ハ毎年十月之ヲ開ク臨時總會ハ臨時ノ事項ヲ議スル爲メ取締役又ハ監査役ノ意見若シクハ資本十分ノ一以上ニ當ル株主ノ請求ニ依リ開會ス

第三十條 總會ノ決議ハ議決權ノ過半數ニ依リ可否同數ナルトキハ議長之ヲ決ス但定款ノ變更解散ノ決議ハ法令ノ定ムルトコロニ依ル

第三十一條 總會ノ議長ハ社長又ハ他ノ取締役之ニ當ル若シ其議事取締役ノ職務上ニ關スルトキ及ビ株主ヨリ請求ノ臨時總會ニハ出席株主中ヨリ選任ス

第三章 鹿兒島縣酒造組合三十年の業績



第三章 鹿兒島縣酒造組合三十年の業績

第三十二條 總會ニ於ケル株主ノ議決權ハ壹株ヲ壹個トス

第三十三條 總會ノ議長ハ會議ヲ延期シ會場ヲ移スコトヲ得

第三十四條 株主代理人ヲ以テ其議決權ヲ行フトキハ其代理人ハ當會社ノ株主タルコトヲ要ス

第三十五條 總會ノ決議ハ決議錄ニ記載シ各員役及株主中ヨリ議事録署名者二名ヲ選定シ署名スベシ

第五章 計算

第三十六條 當會社ハ毎年十月ヨリ翌年九月迄ヲ一期トシテ計算ヲナシ總收入金額中ヨリ諸經費及損失金ヲ控除シタル殘額ヲ利益トシ左ノ通り處分ス

一、法定積立金 利益金ノ百分ノ五以上

一、役員賞與金及交際費 利益金ノ百分ノ十以内

一、株主配當金

前項ノ規定ハ特別ノ積立ヲ爲シ又ハ次期ヘ繰越スコトヲ妨ゲス

附 則

第三十七條 當會社ノ設立費用ハ金六百圓以内トシ初年度ニ於テ之ヲ償却スルモノトス

第三十八條 發起人ノ住所氏名左ノ如シ

鹿兒島縣薩摩郡川内町向田壹五壹番戶	發起人	浦島正兵衛
鹿兒島市小川町七貳番地	發起人	相良安之助

鹿兒島縣始良郡加治木町反土參六七番地	發起人	正村秀次
鹿兒島縣川邊郡加世田町津貫六五九四番地	發起人	本坊淺吉
鹿兒島縣肝屬郡高山町新富參八壹番地	發起人	河野直吉
鹿兒島縣喻嗶郡大崎村菱田壹九番戶	發起人	内田磯吉
鹿兒島縣熊毛郡西之表町西之表六九九參番地ノ壹	發起人	高崎貞吉

第三十九條 本定款ハ昭和十年八月十日作製ス

第八 鹿兒島縣酒造組合聯合會所屬組合員各年度別人員調

第三章 鹿兒島縣酒造組合三十年の業績



年度別	員數		年度別	員數	
	個人	會社		個人	會社
明治四十四年度	五三〇	—	大正十四年	二六七	一三
大正元年	四九六	—	昭和元年	二七六	—
大正二年	四七三	—	昭和二年	二六九	—
大正三年	四三三	—	昭和三年	二六六	—
大正四年	三九八	—	昭和四年	二五七	—
大正五年	三七八	—	昭和五年	二六一	—
大正六年	三三四	—	昭和六年	二五九	—
大正七年	三三三	—	昭和七年	二四五	—
大正八年	三二二	九	昭和八年	二三四	—
大正九年	二八七	—	昭和九年	二三九	—
大正十年	二九三	—	昭和十年	二三五	—
大正十一年	二九三	—	昭和十一年	二二五	—
大正十二年	二九三	—	昭和十二年	二二五	—
大正十三年	二九三	—	昭和十三年	二〇一	—

第九 自大正二十一年至昭和十三年 鹿兒島縣酒造組合聯合會經費調

年度別	豫算額		年度別	豫算額	
	豫算額	決算額		豫算額	決算額
大正二年	六六〇	四一四	昭和元年	六、七六六	五、六五七
大正三年	六八九	四一四	昭和二年	六、〇六六	八、三二一
大正四年	六〇〇	三八〇	昭和三年	八、三八七	七、六三六
大正五年	五八六	三二五	昭和四年	八、五八三	八、二五三
大正六年	八七〇	八〇七	昭和五年	七、〇八九	六、〇〇三
大正七年	一、三九七	一、三五六	昭和六年	七、〇八三	六、七四五
大正八年	二、六二八	二、二五八	昭和七年	六、〇五六	五、六四九
大正九年	三、六六〇	二、八〇一	昭和八年	五、八八四	四、六三三
大正十年	三、六六〇	二、五三八	昭和九年	五、八五八	五、〇六三
大正十一年	三、六六〇	二、五二〇	昭和十年	六、四〇三	四、九九四
大正十二年	三、六六八	一、八六〇	昭和十一年	一三、〇二二	一三、〇四〇
大正十三年	五、〇四一	四、三五〇	昭和十二年	三、〇三六	一九、三三九
大正十四年	六、〇一九	五、九六五	昭和十三年	一八、四七五	一五、四一八



第一〇 鹿兒島縣酒造組合各年度帳尻積立金調

年 度 別	積 立 金	年 度 別	積 立 金
大正十二年	六、二六〇	昭和六年	二、四〇〇
大正十三年	一、二六八	昭和七年	三、四〇六
大正十四年	一、九二六	昭和八年	三、九六五
大正十五年	三、四八一	昭和九年	四、三三三
昭和二年	二、三六八	昭和十年	四、四三二
昭和三年	一、九三三	昭和十一年	四、三二六
昭和四年	三、四〇〇	昭和十二年	六、一三四
昭和五年	三、四〇〇	昭和十三年	六、六四九

第一一 鹿兒島縣酒造組合歷代會長副會長理事

役 名	年 次
會 長	大正2
	3
	4
	5
	6
	7
	8
	9
	10
	11
	12
	13
	14
	15
	副 會 長
3	
4	
5	
6	
7	
8	
9	
10	
11	
12	
13	
14	
15	
理 事	
	3
	4
	5
	6
	7
	8
	9
	10
	11
	12
	13
	14
	15

第一二 鹿兒島縣酒造組合聯合會役員在職年數表

氏 名	會 長	副 會 長	評 議 員	合 計	摘 要
浦島正兵衛	十二年	七年	二年	二十一年	
河野直吉		十七年	七年	二十四年	
本坊淺吉		四年	十九年	二十三年	
吉村新左衛門	五年	九年	二年	十六年	



第三章 鹿兒島縣酒造組合三十年の業績

高崎貞吉	義永平内	川井田嘉次郎	志々目義治	中村善兵衛	崎元忠介	八反丸長兵衛	大山甚七	吉元喜平太	濱川源太郎	上村正次郎	窪田袈裟市	玉利直次郎	新屋喜久雄	高味吉助
------	------	--------	-------	-------	------	--------	------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	------

十六年	十一年	十八年	七年	六年	十一年	五年	十四年	二年	二年	六年	七年	十年	九年	八年
十六年	十一年	十八年	七年	六年	十一年	五年	十四年	二年	二年	四年	六年	七年	十年	九年

正村秀次	相良安之助	田中盛秋	佐藤淺太郎	沖元隆	尾込助次郎	松永市助	飯山善太郎	松崎吉次郎	大日本酒類	醸造株式會社	桑鶴良助	濱崎直二
------	-------	------	-------	-----	-------	------	-------	-------	-------	--------	------	------

八年	五年	七年	三年	六年	五年	五年	五年	四年	四年	二年	二年	二年
八年	五年	七年	三年	六年	五年	五年	五年	四年	四年	二年	二年	二年

備考

(一)昭和十五年五月一日現在ニヨル  
(二)役員中ニ故人トナリタル者ハ除外セリ

第三章 鹿兒島縣酒造組合三十年の業績



第一三 功勞者の略歴

浦島正兵衛（聯合會長）

明治二十年一月川内市向田町に生る。明治四十一年七月長崎高等學校を卒業するや敢然として學業を捨て先代の遺業たる酒造業を繼ぎ、爾來青年實業家として家業に精勵し、其の經營宜しきを得、今日の家運隆盛を來せり。氏は大正六年九月薩摩郡酒造組合長に就任し同十四年八月出水郡酒造組合と薩摩郡酒造組合とが合併し出薩酒造組合が結成せらるゝや更に推されて組合長に就任し、爾來引續き其の職にあり、一面大正八年九月聯合會評議員となり又同十一年八月聯合會副會長に推され、更に昭和四年十一月聯合會長に選舉され今日に至る。氏は天資豪毅剛直にして然かも無慾恬淡又事に當り其の熱烈なること恰かも火を吐くの慨あり。氏は副會長となるや時の會長を補佐し、組合の使命遂行の中心となりて業界刷新に力を竭し、更に會長の任に就くや、當時恰かも業界は萎微衰退の一途を辿り、極度の不況時代にして不正業者が横行し、然かも濫造濫賣の弊甚しく、爲めに倒産或は休業する者相踵き一般業者の不安窮狀眞に寒心に堪へざるものあり。今にして適當なる救済策を施さざれば、業者の多數は倒産の悲境に遭遇すべきは必至なるを憂慮し、之れが對策として不正酒亂賣調査會なるものを組織し、身を挺して自ら陣頭に立ち、晝夜兼行其の難局に當り具に辛苦を舐め業者の覺醒に専念努力したる結果、遂に多年の宿弊たる不正酒亂賣を防遏根絶することを得たり。又昭和五年業者の渴望する酒造資金就中酒造稅資金として資力著弱なる組合員に融資すべき金融機關の制を設けて之れが融資の途を講じたる爲め、爾來變轉極まりなき業界の荒波を辛じて乗越へ、今日健實なる

家業を建設し得たる業者は枚擧に遑なし。更に昭和七年焼酎生産統制を企て、從來の自由造石に依る過造亂賣に伴ふ酒價の低落を防止するの施設を爲し、今日迄一糸亂れざる統制強化に努力し來りたり。然るに造石統制に依り需給の調節は達し得たるも、尙市場の相場は仲買問屋業者の手中に左右せられて價格の統一極めて至難に付き即ち造石統制と併行し販賣統制の必要なるを痛感し、之れが統制機關の施設を發案し、昭和十年八月定時總會の決議を経て、茲に鹿兒島縣燒酎販賣株式會社の設立を見るに至り、鹿兒島市場に出荷する燒酎は全部同會社に買收の上更に之れを仲買商に販賣するの制度を取りて價格の統一を圖り、一面永年の傳統と因襲との羈絆より蟬脱し能はざりし燒酎取引量目も販賣會社の創立と同時に實際量目に更正せられ、今や造石と販賣の兩統制の基礎完全に強化されて永年苦境不安裡に經營し來たれる一般組合員に蘇生の欣びを齎したるは全く氏が熱烈なる業界愛護の精神の下に自己の利害得失を顧みず、萬難を排して組合の使命と業者の福祉増進に専心邁進して捲まざりし結實にして、如上累積の功績は頗る大なるものなり。

又累年衰亡の一途を辿りつゝありし鹿兒島縣の傳統的特産品たる燒酎も、近年漸次業勢を挽回し、今年年産額拾萬石其の價格壹千五百萬圓を越ゆ。是れを本縣産業經濟の上より見るも誠に欣ぶべき現象にして、之れ全く浦島會長が多年の間、一身一家を顧るの遑なく正々堂々所信に向て勇往邁進、終始一貫必死の努力の結晶なりと稱するも敢て過言にあらず、隨て業者一般が常に氏の人格手腕に對し敬意と感謝を表する以所なりとす。思ふに我が燒酎業界の前途は時局の推移に伴ひ益々多事多難にして君の手腕に俟つべきもの又多し、茲に君の御健康を祈り更に一層の御奮闘を期待する次第なり。



河野直吉 (副會長)

明治二十一年四月肝屬郡高山町に生れ、大正四年東京帝國大學農科を卒業して郷里に歸り、先代の遺業たる酒造業を繼承す。氏は在學中當時醸造學の權威者鈴木梅太郎博士に學び、特に醸造學に造詣深く、爾來家業に精勵し一面醸造の研究に没頭して業界の技術進歩に貢獻せし功績多大なり。氏は大正六年九月肝屬郡酒造組合長に就任して爾來引續き今日に至る。又大正六年八月聯合會評議員となり、更に大正十三年八月衆望を負ふて聯合會副會長に推されて現在其の任にあり、一面昭和七年高山町長に又昭和十二年肝屬郡農會長に推されて何れも現在其の職に在り。氏は資性溫厚にして謙讓の美德を有し、然かも綿密周到なる頭腦を備え、氏が副會長となるや恰かも影の形に伴ふが如く歴代の會長と和合一致して之れを補佐し、組合の使命完遂の中心となりて業界の發展に最善を盡し、殊に氏が副會長に就任當時に於ける業界は極めて多事多難の時代に於て幾多の難局に當面して之れが解決打開に努力せし事は枚擧に遑なし。即ち其の事蹟の顯著なるものを記すれば、大正九年酒造税法改正の際其の改正内容が焼酎業界の死活に關する頗る不利なるものありて業界に一大恐慌を來たすに依り氏は之れが運動委員として時の副會長吉村新左衛門氏と共に上京し、大藏省其他縣出身の先輩や各代議士を歴訪晝夜兼行寢食を忘れて奮闘を續け、又昭和十一年馬場大藏大臣の時代に焼酎專賣の議起り之れが對策運動の爲め屢々上京して活躍する所あり、殊に近年時局の影響として不測の事件續出し中央との聯絡折衝が頻繁となり氏は其の都度會長と協力して之れが解決の衝に當り、然かも町長、郡農會長の如き激職にありて東奔西走席温まる暇ともなく終始一貫組合員の福祉増進に努力貢獻せられし功蹟は誠に多大にして、即ち焼酎業界が今日の如く安定し前途に光明を認むるに至りたるは全く君の獻身的努力の賜にして一般業者が常に感謝し且敬意を表する所以蓋し故なきにあらざるなり。

吉村新左衛門 (前會長)

大正四年副會長となるや、時の會長中山嘉兵衛氏が家業其他の關係に依り會務を見る能はざりし爲め氏は専心會長の責務を代行して組合の運営に努力する所あり。更に大正十四年八月推されて聯合會長となるや、時恰かも業界の受難期に際し幾多の難局に遭遇して惡戦苦闘し業界の福祉増進に最善を盡したる事蹟は枚擧に遑なく、其の功績の偉大なるは業界一般の周知し且つ推賞する所なり。

本坊淺吉 (川邊、排宿兩郡酒造組合長)

大正七年八月本會の評議員となり、爾來茲に二十三年引續き其の任にあり。

高崎貞吉 (熊毛郡酒造組合長)

大正二年八月本會の評議員となり、茲に二十六年の星霜を重ねて引續き其の任にあり、氏は此の永き間歴代の會長或は副會長を補佐協力して業界の發展に貢獻せられし功蹟又多大なり。尙本會に功蹟を残されし人に濱川源太郎氏、中山嘉兵衛氏、郡山周藏氏等あるも、紙面の都合上一々其の事蹟を羅列し能はざるは甚だ遺憾とする所なるも只茲に既往を追想して各位の功蹟を稱へ、其の勞苦を憐ひ以て感謝の辭に代ゆる次第なり。





## 第四章 聯合會三十年の思ひ出

### さつま焼酎の感情

栗原修

さつま焼酎と言ふ言葉は如何にも鹿児島島の風物とピッタリ融け合ふてゐる言葉である。明るい目に泌みる様な空や海の色、櫻島の赤紫の膚からさつま華人

の努り肩、島津顔したさつま女の優しさまで盛られた言葉である。

さつまなんこの、噺どんのがんぶい飲んなどのと、さつま焼酎は殺風景な聯想がないではないが事實は全く裏はらの天真爛漫そのものの表情なんである。

私は、あまり酒に嗜しまないので、焼酎には固より深い興味はなかつた。しかし、後に沖繩の泡盛を味はつた舌はさつま焼酎の味、面白味、素朴さ、純真さを俄然喚びさますにはおかなかつた。さつま風物を愛することはさつま焼酎を愛することであり、さつま焼酎を愛することは南國さつまとの夢を愛することである。

さつまは、神代の國でもあるが、亦近代國家造成の偉業が輝いてゐる。三百年の歴史を持つさつま焼酎も島津氏の半世に過ぎぬが、今日さつま焼酎の持つ感情はもつと古い夢を含むでゐると同時に、最も生まなましい現實の活性を多分に帯びてゐる。

私は、さつま焼酎を本當に知つたのは極く最近のことであるが、これが私の心に泌みついたさつま焼酎の性格である。仕事の上でさつま焼酎のことを考へ



る様になつたのも極く最近のことである。この前昭和三年の頃、直税部にゐた當時は、大正八年の好況時代に次ぐ様な多量の生産があつて、業界は相當活氣を呈してゐた様な記憶があるのみである。

今度やつて来て見ると、さつま焼酎は動々ともすれば時の流れに押し流されそうな苦難に立つてゐる様であつた。之をさつまの人が愛してゐることは變らぬにしても、之を醸し出す人達は、棹をすくはれそうな状況であつたのである。然しこの舟には、最も賢明にして果斷な棹取と、これに力を協せた乗手がゐた。それは鹿兒島縣酒造組合聯合會の役員と其の組合員たちに外ならぬ。即ち、この聯合會は夙く經濟界の形勢を見透して、昭和七年に縣下全製造業者の生産統制を斷行したのである。生産統制は、今日では既に常識であるが、當時全國に魁してやつた勇斷と之が實行上には容易ならぬものがあつたと思ふ。

それから、薄資者に對する資金融通の途を拓いて、組合員の共存共榮を圖つたことも、別段珍らしいことではないが業績の一つであることを失はない。又販賣會社を組織して焼酎販賣の合理化を行つてゐることも統制に合致した立派

な方法である。

其の他幾多の事績が擧つてゐるがこれは皆聯合會長を初め會の役員諸氏がいづれも人格識見共に優れた人々であると共に所屬組合員のすべてが協力一致して業界の進展に不斷の努力を拂はれてゐる賜であると信するのである。

時の流れは全國の酒造業をゆすぶつた。そして酒造組合中央會は酒類に對して全國的生産の統制を行ふの已むなきに至つた。之は昭和十二酒造年度からである。然し米製、甘藷製等の舊式焼酎に對しては、その生産が全國的でないといふ見地から、昭和二十三年の兩酒造年度共統制外にあつたのであるがこの間さつま焼酎が決して無風帯のエア―ポケットで安閑と年を送つてゐた譯ではない。殊に支那事變下の異常の經濟界にあつて、變に應じ機に臨むで適切敏速な處置を講じてあやまらなかつた努力は頗る大きいと思ふ。

けれども、昭和十四年の朝鮮、九州、中國地方の旱害は、米に異變を惹き起して酒造米の大節約を圖る爲め昭和十一年度の基本石數に對し四割八歩減釀といふ思切つた戦時統制を斷行する様になつて、米製其の他の舊式焼酎が酒造組



合中央會の統制下に置かれることになった。昭和十四年十一月十七日の出来ごとである。

この結果、さつま焼酎も二割五歩の減釀をなすことに決定したが、當時甘藷焼酎は原料甘藷の大部分の仕込を了し残餘のものに對しても原料手當を了してゐた關係上甘藷焼酎業者に大恐慌を來たした様な状況にあつたので、甘藷焼酎に限り一割三分の減釀率に止むることになつたのはまだ新しい事實である。そして公定價格の決定や配給統制は現在の問題であり且將來の問題である。

さあ、この先さつま焼酎はどうなるだらうか。私は、さつま焼酎の持ち味は回顧的でもあるが進取的であると思ふ。この意味で夢を持ち將來性を持つてゐる。私は、その前途は更に大いなるものがあると信じてゐる。然し、これは當業者の明敏と努力とを必要とすることは言ふまでもない。

今回皇紀二千六百年の芽出度い歳に組合の創立三十周年を迎へるに當りそこばくの感想を述べ聊か祝意を表しさつま焼酎の前途と組合の繁榮を禱るものがある。

(筆者は熊本稅務監督局長)

## 本書生立の記

宮崎 武 徳

鹿兒島縣酒造組合聯合會三十周年記念事業の一として、本書刊行の話が纏まつたのは、一ヶ月前のことであつた。當時私は全國料理業同盟大會に臨席の用務で鹿兒島市に居た。そして聯合會幹部の方より三十年記念祝賀式舉行の企を初めて聞いた。

その時、私は聯合會幹部の方々に話したのである。「皇紀二千六百年の極めて意義深き年に於て、聯合會が創立三十年を迎へらるゝと云ふことは、實に慶祝に堪へない。聯合會過去三十年の業績は、我國焼酎業界に幾多の大いなる功績を残してゐる。この機會に於て記念事業の一として「聯合會三十周年史」でも刊行せらるれば、一層有意義ではあるまいか」と。幹部の方々も同感だつたと見え、直ちにこれが實行にとり掛かることに一決した。



然し今から考へて見ると、この計畫には、随分無理と困難があつた。僅か一ヶ月足らずの間に薩摩焼酎三百年の歴史を調べ、且つ聯合會三十年の業績にまで論及せんとするのであつたから。然し、聯合會幹部の方々の熱心と努力は、この困難を見事に征服した。私も、編輯に關しては及ばず乍らの助言と援助を提供した。そして最初は、「薩摩焼酎三百年の回顧」と題し本書を出版する計畫で資料の蒐集その他に着手したのであつたが、調査期間の餘りに尠なかつた爲に充分なる古記録の發見が出來ず、薩摩焼酎の起原に就ては、本書第一章に述べた程度に満足するの外はなかつた。そこで専ら近代に於ける薩摩焼酎の發達史の調査に全力を注いでいつた。第二章はそれであるが、こゝに掲記してある統計表の作成に當つては、極めて大いなる努力が拂はれて居る。その結果出來上つたものを見ると頗る正確で、一目して過去四十有餘年間に於ける業界の消長を知り得る貴重な文獻となつた。

第三章の「聯合會三十年の業績」は一面から見れば、近代に於ける我國焼酎業界の裏面史とも稱し得る。これが調査に當つては、聯合會に於て、古い文書

の整理が充分でなかつたためか非常な困難を伴ひ、度々役員の召集をせられ、出版期日の切迫する頃になつては、幾度か徹宵の陣を張られたと聞いてゐる。

第四章の關係名士の語る「聯合會三十年の思ひ出」は實に興味ある一篇である。これを読んで組合員は會長、副會長その他役員諸氏の業界發展のために拂はれた偉大なる努力と功績に對し感謝と敬意を表せずには居られまい。

第五章第六章はいづれも本書に軟らぎと霑うるほとを與ふる面白い讀物である。本書は、僅か二百頁程度に過ぎぬ小冊子である。然も先にも述べた如く、最初の計畫としては、薩摩焼酎の過去三百有餘年間に於ける歴史を詳にし、これが、盛衰の跡を回顧せんとしたのであつたが、これは遺憾乍ら實現が出來なかつた。然しこれは他日の補正にまたるべきものであらう。

三十日にも充たぬ短日月の間に、本書をこれ迄に纏め上げることの出來たのは一つに聯合會幹部の方々の努力と苦心の賜である。終りに臨み、鹿兒島縣酒造組合聯合會の將來の繁榮と隆盛を祈願して筆を擱く。(昭和一五・五・一五)

(著者は聯合會顧問 熊本稅務監督局間稅部長)



## 薩摩焼酎三十年の變遷

佐藤熊次郎

鹿兒島縣酒造組合聯合會創立三十周年の記念事業の一として、今回薩摩焼酎の回顧史を刊行し、本縣焼酎の由來と、業界盛衰發達の跡を顧眄し、之を竹帛に貽して先賢の功績を追慕せらるゝは、洵に意義深きものがあると信じ滿腔の敬意を表するものである。

本縣焼酎の起原に付いては審ではないが、藩主島津義弘公の時代即ち三四五十年前頃始めて沖繩との交通開けたる際之が製造方法を同地より傳へられたるものを藩公が産業振興政策により、領内各地に傳へたるに依るもの、如く、尤も其の當時は米製焼酎であつたとも謂はれ、其後寛永年代甘藷の渡來するに及んで、甘藷原料の焼酎製造業が興つたものとせられて居るのである。其後祖先先輩の方々の撓まざる研究と、努力とに依る、所謂薩摩焼酎として、獨特の

風味は地方民の嗜好に合致し、廣く人口に膾炙し今日の隆盛を見るに至つたのである。

元來本縣地方は氣候の關係よりして清酒(火持)の製造に適せず、彼の獨特の製造方法による灰持清酒(地酒)に付ては、時代の推移嗜好の變遷等に伴ひ飲用酒としては、年々減退の一路を辿ると雖も、今尙冠婚葬祭儀禮的飲用には必ず之れを用ひ、又調味料としては風味芳醇なるが故に味淋以上に愛用されてゐる。

之に反し、焼酎に於ては原料の豊富と永き貯藏に堪へ得る最も經濟的の致酔的飲料である爲め、年々増加し來り大正八酒造年度以來引續き十萬石を突破しつつある狀況であるのである。之れが製造場數の移動を見るに、往年自家用製造を廢止せられた當時は、縣下に三千七百に餘る製造場があつたが、其後、明治四十二年當時の鹿兒島稅務監督局は之れを整理して翌年十三年には千二百六十場餘に、同四十四年には五百三十場程度となし、其後漸減せられて現在に於ては二百場餘となり、業界は益々安定せられたのである。

本縣酒造組合聯合會は、明治四十三年之が設立の議起り、大正二年三月愈々



其設立を見るに至り、爾來今日迄三十年餘の歲月を閲して居るのである。渺たる東海の一小國であつた、吾國が鎖國の迷夢より醒めて、明治維新と爲り半世紀を出して、世界三大強國に飛躍した其の歴史の中には、思想に、財政に、經濟に、急激な發展があり、又時に反動があつたのであるが、本縣酒造界が克く時代の波動に善處して、今日依然として隆昌の輝しき業績を誇り得るは、組合幹部の指導宜しきと、同業者各位が共存共榮の大精神に立脚し、忠實業務に従事せられたる賜に外ならぬのである。時局は益々重大にして業界の前途尙ほ多事多難である。業者各位の御奮闘と本聯合會が益々隆盛に趣き、今回の皇紀二千六百年記念たる創立三十周年祝賀の盛典を、意義あらしめられんことを祈念して筆を擱く次第である。

(筆者は聯合會顧問 鹿兒島稅務署長)

## 製造技術の今昔

神戸 健輔

鹿兒島縣酒造組合聯合會が創設されてから早や三十年になるとは、全く夢の様でもありません。私が、本縣に御厄介になつてからでさへ既に、十八年になるのですから、想出は一人深いものがあります。今回、光輝ある二千六百年を迎へて、其の記念祝典を舉行せらるゝ事は、種々の觀點から最も意義深い御催と思ひます。三十年に及ぶ聯合會の歴史を顧みれば、紆餘曲折様々な問題が去來し、殊に最近の數年は實に難關に次ぐ難關といふ有様の様に察せられました。當局者の機敏な對策と剴切な處置に依つて今日の盛を致してゐる事は、誠に喜に堪へない次第であります。之等の事に就ては、他の方々から種々面白い隠れた想出話もあると思ひますから、私は方面を變へて技術的方面に關する事を少し許り書いて見度いと思ひます。私が赴任して參りました大正十二年は、同九年の財界恐慌の餘波を受けてゐたとは申しますもの、猶年産額十二萬餘石に上り、工場數三百五十を數へ新式工場としても、鹿兒島、加治木、阿久根、川内、東市來、加世田等に散在し、相當隆盛を極めてゐた様でありました。故人濱田綱孝氏は、既に第一線を退いて種々製造業を創始せられ、獨り先輩河内源



一郎氏が鹿兒島稅務署にあつて大に活躍して居られた時でありました。芋の中に生れ焼酎の中に育つた私も、途中醬油清酒の方に方向轉換をしてゐましたが、焼酎でも清酒でも原理は同じだといふ信念を以て殆ど未知といつてもよい焼酎界に飛込んで來た時は、幾分心細い次第でありましたが、一面、また愉快でもありました。幸ひ、大過無く大功無く平凡ながら十八年を勤め續けて來られたのは、編に先輩各位の御指導御鞭撻に由るものと深く感謝してゐます。

扨て、本縣酒造の技術的發展を語るに當り逸す可からざる事は、何と申しましても垂歩合の著しく増加した事であります。而して、其最大原因は言ふ迄もなく永く使ひ慣れて來た黄麴を廢して、黒麴を使用した事にあります。元來、黄麴と黒麴とは、各々獨特の性質を持つてゐますが、黒麴が一種の泡盛風の風味を有し、製造上比較的安全である事が、之をして急速度に普及せしめた原因でありませう。黒麴の使用は、大體明治四十年前後と推定せられますが、之を斷行せられた事は、本縣酒造界に於ける劃期的一大英斷と申さねばなりません。大正十二年頃には、既に全縣に普及してゐましたが、夫れにしても其頃の垂歩

合といへば十二個内外に過ぎませんでした。今日の十四個乃至十五個といふ異狀の向上振に比ぶれば、誠に今昔の感に堪へません。當時、芋百貫當の收得量(四〇度)は、一石内外でありましたが、それが一石二、三斗即ち二割乃至三割の増收に當るのでありますから、生産費の低減原料の節約等其業界に及ぼした影響は、頗る甚大であります。

現在でも、成績の良い工場と悪い工場とでは、これ位の違は間々有勝であります。尤も醗垂歩合といふものが絶對的のものだと申しませぬ共、兎も角も、之に依つても當時と今日の狀態を想像する事が出來ると思ひます。製麴操作に致しまして、大した心配も無く外碎米が使用出來た當時の單純さと、種々な原料例へば粟や高粱や灣米や果ては内地米まで使用せねばならなくなつた今日の複雑さとを比較すれば、甘いものだつたと言へない事もあります。米製焼酎の製麴にしましても、室前を造り床揉床寝をする様になつて、大に面目を更め、垂歩合十五個内外より十七個乃至十八個に迄向上したのであります。又、當時は仕込



配合が殆ど一律でありました。(各稅務署管轄に依つて多少の相違はありましたが)且つ、如何なる事情があつても仕込順に依つて蒸餾しなければなりません。故に、仕込初期の暖かい九月十月でも、極寒の十二月一月でも、仕込法に變りは無く、又後の仕込みの醪が先に熟成しても、順を追ふて蒸餾しなければならぬといふ不合理がありました。之が漸次緩和されて、現在では色々な原料を用ひ色々な仕込配合に依り、自由に操作し得る様になりました事は、業者にとり幸な事であります。蒸餾器も兜釜式から現在の吹込式に變つてゐますが、之も垂歩合増加の一因と思ひます。兜釜は只今では米製の一部に使用せらるゝに過ぎず、殆ど總てが、吹込式となつた今日では、更に末垂落を設備する様になりました。之は品質の向上に重大な關係がある許りでなく、色々な事情に依つて高度の焼酎を採る事を採算上有利とします場合、一層この末垂落の設備乃至改良が必要になつて來るのであります。

昔の焼酎を知つてゐる人が、今日の焼酎を飲んで此頃の焼酎は不味い昔のものとは美味かつたと言はれる方があるかも知れません。何る程、さふいふ事も言

へるだらうと思ひます。といふのは端的に言ひますれば、操作の幼稚な時代の麴や醪は、どうしても雑菌が入り勝て不純を免れませんでした。従つて、出來上つた焼酎の味も複雑であります。故に、多少の癖はあつても如何にも美味しく感ぜられたのであります。然るに、今日の様に各操作が頗る巧になり、合理的で麴も醪も殆ど純粹に近くなりました其結果、製品の味も幾分單調になつて來たのは止むを得ません。併し、之によつて風味高く癖の無い一般的なものになつた事は、疑ないところであります。私は夫れでよいのだと常に考へてゐます。茲に聯合會三十周年の佳き日を迎へ、聊か過去を顧みて氣新なるを覺ゆる次第であります。

(筆者は鹿兒島縣商工技師)

## 思出す儘を

浦島正兵衛

本縣酒造組合が設立せられてから茲三十年、而も今年是我皇祖神武天皇が大



和の糧原に宮居を定め、八紘一字の宏大無邊の有難思召にて國を治ろしめ志給ひしより悠久紀元二千六百年に當る。國を擧げて奉祝せんとする。此記念すべき年に、聯合會創立三十周年の祝賀會式典を催し、之に附隨して、本會功勞者に對する感謝狀贈呈、特別永年勤績從業者の表彰並に記念酒類品評會を開催するの動機は油然として起り、愈々五月二十九日を卜して之が式典を舉行する事が評議員會に於て決定せられた。茲聯合會創設以來の大豫算を以て盛大なる式典を舉行することとなつた。私が學校を卒へて歸省したのが、明治四十一年直ちに父祖の殘した酒類製造業を經營することになつたのであります。當時は縣下に幾千といふ小醸造家が各地に散在して居た。其大部分は專業者がなく、數人又は數十人が共同して焼酎製造をして各々其製造したる焼酎を分配して飲用に供する程の製造業者であつたのであります。當時は田中正道氏が管理局長の時代で *Infant industry* 即幼稚なる産業として隨分手厚き保護を受けて居た様に記憶して居ります。此手厚き保護に慣れてか、業者の内には隨分目に餘る犯則や密造を盛んに行ふものが頻々として現はれる爲に正業者は到底立つ事が出な

い有様でしたが丁度其頃長崎稅務監督局長より當鹿兒島稅務監督局長として赴任せられた現遞信大臣であらせらるゝ勝正憲閣下に依り反則及密造者の殲滅並に製造場數の整理を斷行せらるゝ事になりました。正業者も稍々安堵の思を致したのであります。其頃から相前後して縣下各稅務署管内に酒造組合法に依る組合が設立されたと記憶して居ります。然しながら當時は各管毎に酒價又は必要なる協議事項等は定められ縣下を統一せる組合團體もなく酒價等も亦區々で焼酎市場の中心として鹿兒島市には大資本を擁して焼酎市場に君臨する仲買專業者に依て地方より出荷せらるゝ焼酎は價格に於いて或は量目に於て完全に仲買業者に牛じられて居た。從て之が一般の市價となり業者の苦痛甚敷ものありたるを以て先づ酒價の統一を劃らんが爲め縣酒造組合聯合會設立を業界先覺者に依り目論見られ非常の困難を排撃して遂ひに明治四十四年の秋創立を見るに至つたのであります。初回聯合會々長に中島辰次郎氏を撰出して今日に至つたのであるが、創立以來大正六年頃迄の聯合會の仕事とも云ふべきは見るべきもなく唯單に酒價の協定位で御茶を濁して居た様である。然し其間不正酒の跳



梁や犯則の行はるゝ事は相變らずで爲めに聯合會酒價協定價格も有名無實の有様で正業者の苦痛は依然として減免せらるゝ事なく業者は軒並に氣息奄々たる状態であつた。偶々第一次歐洲戰亂の好響を享けて大正六年の終末頃から、大正九年二月の中旬迄は業界の黄金時代を出現し此間幾多の新式焼酎業者の設立を見たのである。大正九年二月末獨逸が刀折れ矢盡きて和を聯合國軍門に乞ふに至つてから隆々たる財界は急轉直下の勢を以て半恐慌的状态に陥り、諸物價は急落殆んど拾收すべからざる混亂の状態に投込まれたのである。茲に於てか我業界も御多分に洩れず悲惨なる境遇に彷徨しなければならなかつた。爾來其状態が昭和五年頃迄凡そ十有餘年の間一進一退難航を續けて参りました。丁度其頃私が前吉村會長の後を襲つて乏しきの身を以て會長の榮職を汚すことになつたのであります。是より先、吉村會長の時代河野直吉君と私が副會長をして居りましたが、何分にも管内に絶へざる犯則者や不正酒の跋扈は聯合會に於て協定せる酒價を無効に陥らしむるの結果を招來せしむるので、吉村會長副會長及び評議員であり且つ地方の組會長であられた各位と相謀り、不正酒並に犯則

者撲滅の策を講じ聯合會として毎年二千有餘圓の豫算を計上して之が防止撲滅に力を注いだのであります。その結果相當の効果を擧たのでありますが、私が昭和四年の秋會長の職に就きましたから、前吉村會長の衣鉢を繼ぎ之が撲滅に稅務御當局の了解と御援助を乞ふて全力を注いで参つたのであります。殊に本件に就いては當時始伊組會長で又當聯合會副會長であられた濱川源太郎氏今は物故せられて居りますが、出薩組合の副組會長で當會の評議員であられた犬馬場百治氏及始伊組合の萬膳兼弘氏の數年に亘る而も製造季節中自家の多忙なるとき衷心から業界不正の行爲を廓清せよんば止まずの意氣込を以て、時に夜警迄せられて日夜奮闘努力せられた事は前の吉村會長と共に聯合會に對する其功績は永久に滅すべからざるものであると思ふのであります。斯る事は、大抵の人が季節中大多忙の時であるから利己的立場から其衝に當る事を尻込し又は逃げ廻るのであります。前記の人々は眞に業界を救ふの途は犯則者を撲滅するにありと云ふ大信念の下に犠牲的精神を以て活躍された方々で茲に重ねて感謝と敬意を表する次第であります。斯様にして段々と犯則者も次第に滅



じ酒價も年一年昇上して參つて稍々愁眉を開かんとするの時、昭和七年濱口内閣の組閣と共に時の井上藏相に依て金解禁が行はれたると他方消費節約が極度に強要せられた爲め亦も諸物價は一齊に暴落凡ゆる産業は萎縮し財界は極度の沈衰に陥り産業界と云はず財界と云はず總ての部門の人々は悲鳴を擧げ救護策を府縣當局又は政府當局に求め自らは殆んど爲す所を知らざるの状態に迄突き進んで行つたのであります。吾々の業界も亦矢張り非常な不振に陥つて、此儘に手を束ねて過さんか廢業又は倒産の憂目を見る者相續出するの形勢に伺はれたので、當時の副會長河野濱川兩氏と相謀り自力更生の途を策すべく縣内各稅務署長方が鹿兒島稅務署樓上に御參集の機會を捉へ業界の窮狀を救ふに濫造を防止する事即ち造石の統制と業者に金融の途を開くにありとし御助力方を懇請したるに欣然として各署長方も吾等の計畫に賛意を表せられ造石統制等に對して助力方を快諾せられたのである。由來我業界に於ける多年の癘とも云ふべきは酒造稅納期毎に資金豊かならざる一部の業者が納稅資金の獲得の爲めに燒酎の亂賣投資をなす爲め酒價を混亂に陥入れ累を業者全般に及ぼし來つた事であ

る。そこで一方に造石統制を爲し他方に於て資金窮乏者に燒酎の倉入を爲さしめ資金を融通して亂賣や投資を防止する策を講じたる結果、非常なる好績を擧げ從來仲買商邊りから納稅期毎に酒價を踏み付けにされて居たのを救済する事が出來たのである。大體造石を統制しなければ資金の融通のみにては其効果は期せられないのである。即ち資金が融通せらるゝからと云つて無限もなく造石が許されるならば、何等の効果所か逆効果が現はれ益々亂賣投資に拍車をかける事となるからである。故に昭和七酒造年度から昭和四五六の三年の間業者毎に平均延度數を以て各人の基準石數と定め造石を制限したのである。其結果前述せる如く非常な好成績を擧げ翌年の總會に於ては前年此制度を總會に提案したるとき極度の反對を稱へたる一部の人も感謝の言葉を吾人に致された程であるから如何に好果を擧げ得た事か察知せらるゝのである。處が造石の統制だけでは未だ以て業者の副利増進に完璧を期する事不可能なるを想到し進んで價格の統制に迄押進むに非ざれば、眞に業者の副利は得られないと存じましたので、其後販賣會社を設立して販賣會社の價格を規準として酒價を統制すると



云ふ案を總會に提出したのである。當時此の問題に對しては稅務監督局長柳澤直衛閣下の御了解を得、又御援助を仰いだのであります。此の設立には局から態々時の間稅部長佐藤一郎殿第一係長有馬幸吉殿を總會に派遣して御援助下さつたので吾々幹部は素より代議員諸士も渾然一體となりスラスラと話が運び組合又は組合員が株式を引受ける事として資本金二十萬圓の鹿兒島縣燒酎販賣株式會社が設立されたのであります。而して販賣會社が假令損失しても所有株主には年五歩に相當するだけの補償を又解散の節は如何に欠損あるも出資金額だけは聯合會が責任を以て補償すると言ふ條件の下に設立を見たのである。斯様にして一方に造石統制他方に販賣統制と云ふ様に二本建の統制が實施せらるゝ様になつてからは本會の燒酎市場に於る活動力も非常に強化され之れが爲め永年の鹿兒島市場に出荷せらるゝ燒酎の價格が稍々共すれば原價以下に彷徨して居つたのが、此二本建の統制の力に依り數次の價格の引上げ量目の改訂により業者も相當の利潤を見る様になつて來たのであります。今や業者の副利は完全に齎らされて昔日の窮狀は吹飛ばされ嬉々としたる業者の顔を見る事

の出来るのは私の最も愉快とする所であります。

勿論此の永い間には稅法一部の改正に運動した問題や、專賣の問題や、中央會が酒類に統制を施く様になつてからの中央會との交渉事件や、將又舊式燒酎も中央會統制の傘下に加へられたる爲め其舊式に對する造石統制率緩和方の問題や、原料米の問題原料甘藷配給の問題、扱ては酒價適正又は公定價格の問題其他次から次と起つて來たる諸問題、中々に問題が多くて随分と多事多難であつたが、之等幾多の問題を役員諸士の熱誠と組合員の一致協力により曲りなりにもすべて有利に解決が出來得た事を無上の欣快とする所である。

今之等の諸問題を一々詳述するなら尙數十葉を要するを以て省略する事とする。聯合會創立三十周年の遠き創立當初は云はず最近十年前と現時とを顧みれば、眞に感慨無量、隔世の感なき能はずと云ふ一語に盡きる。

嗚呼??

茲に思出す儘を記し併て組合員各位が將來益々多幸ならん事を祈りつゝ、擱筆する。(昭和一五、四、三〇記)

(筆者は聯合會長兼出薩酒造組合長)



## 思ひ出

吉村新左衛門

紀元二千六百年の榮ある年に我が聯合會が三十周年記念祝典を擧げ併せて薩摩燒酎の回顧史發刊に方り思出の一端を述べて見たいと思ひます。追想すれば大正五、六年頃酒造稅増稅案が八釜しく論議されるとき全國の清酒釀造家出身の代議士より燒酎の課稅限度を清酒同様二十三度に引下げと言ふことを政友會大會に持出したり。之を聞き本縣選出代議士奥田榮之進、兒玉實良兩氏に依頼して二十三度に引下ぐるときは酸味を帯びて商品價値なきことを主張せしめて酒精分三十度にて漸く喰止むることを得たのである。

尙清酒には貯藏減量を認め乍ら燒酎に其れを認めてゐないから聯合會は縣下各酒造組合に命じて一ヶ年間の貯藏減量を調査せしめたるに其の結果四分の欠減量となりたるを以て欠減量認容方の運動を毎年上京運動し所志貫徹に努めた

のである。然るに政友會に於いては當時清酒家出身代議士多數なりしたため極力之に反對したる爲本縣選出代議士奥田、兒玉兩氏と宮崎縣選出代議士陣軍吉氏は本案に對し政友會として反對するときは宮崎、鹿兒島兩縣下出身の代議士は政友會を脱會すると言ふ迄政友會大會席上に於て言明したるため時の原總裁は痛く心配され此の問題は總裁より其の裁量を幹部に一任を希望せられたるため幹部に一任と大會に於いて決定したることである。そこで本縣選出代議士の指圖に依り直に政友會幹部を訪問の上四分の欠減量の件を極力具陳したのである。其の幹部とは元田肇、三土忠造、望月圭助、小川平吉、川原茂輔の各名士と外八名位であつたと記憶す。從來運動等の爲上京の際は現遞相當時勝國稅課長が曾て鹿兒島監督局長たりし際一面識ありしたため必らず訪問して御高見を拜聽することとしたのである。或時勝課長を訪問の際勝課長が鹿兒島縣下の主張の四分は過大なる故到底實現困難である當局の推測は全國を通じ約一分弱一分未滿のことになつて居ることを口外せられたので政府としても多少の欠減を認めて居らるゝと言ふことが略推知され郡山會長と共に非常に喜んだ次第である。



又時の原總裁に本縣選出代議士を増税委員に任命して貰ふべく相談したる結果兒玉代議士が増税委員となられたので之を幸に極力目的貫徹に努力した。兒玉代議士は増税委員會に於て四分減を主張せられたるも政府側は斯る不當の減量には應じ難き旨の反對があつたさうである。其の委員會の模様を兒玉代議士に聞くに大藏當局が焼酎に詳しい故主張が却々通らない事を話されたり。大藏當局としても全國焼酎業者の貯藏減に付ては正確なる調査は未了なるも一分程度の欠減あることは肯定されて居る様であることも承て居るので假令四分の欠減は認められずとも大藏當局の認める一分の欠減は是非共此の際認めて戴く様にと委員會で極力頑張て貰ふ様兒玉代議士に依頼したるに委員會も通過し本會議に於いても委員會の通り無事通過したのである。此の時西京の與毛宇三郎氏より小生宛「ブクラベリヲシクス」の電報を受取りました時は眞に感慨無量なるものがあつた。又歸鹿後前記與毛氏より今回運動金のたしにと多數の會員の寄附があつて今に感謝して居る譯である。

當時宮崎縣には聯合會なく提携の機關なかりし爲江夏吉助、渡邊與七兩氏に

相談し、聯合會を組織して貰ひ其の後宮崎縣聯合會と相提携運動して其の三ヶ年目に一分減を二分の減量に認めて貰ふ様になりましたので其の一分減に對する分丈けの税金を各組合に於て貯金するときは聯合會に於て一ヶ年間五萬圓となるに付之を五ヶ年間繼續するときは二十五萬圓となるに依り百萬圓の銀行を設立し其の四分の一拂込みをなし當時疲弊せる酒造家の救済策を講せむとし之れが實行方を聯合會に於て決議したるも各組合毎に貯金することになり居りたるを以つて組合が實行せず(鹿兒島組合二ヶ年、肝屬郡組合四ヶ年なりしと記憶す)因つて詮方なく鹿兒島組合は此の貯金を拂戻したり。以上の如くにして事志と違ひ銀行設立に至らざりしは今尙遺憾とする所である。

其後大正十五年増税の時上京し鹿兒島、宮崎兩縣下に産する芋焼酎は下級農民及勞働者階級の飲用に供せらるゝものなる爲増税をなさざること陳情せり。當時濱口雄幸さんが大藏大臣なりしが吾々陳情員は陳情書を懐にして大藏大臣と直接面會したるに大臣は曰く「酒、焼酎はまだ増税の餘地あり、なんとすれば全國の料理店等に於て未成年の藝妓等に酒を奨め之を飲み得ざるため蓋



に捨てる酒が一ケ年間何萬石あるか諸君は承知か、もし之れが洋酒の如く一杯が何圓にもあたれば決して左様な亂雜なことは致さないであらう。其れ故に増税の餘地充分にあり」と其の話を聞き陳情書も出し得ず退出したのである。

其後増税阻止運動は斷念し新に交付金請願を全國清酒業者と一丸となり運動したる結果十月増税と同時に實現せり。

之れまでの間前後十一ケ年間上京運動して右の目的を達することを得た。其の間聯合會不用論も出て目的貫徹までには種々の障害があつたが今日では其の聯合會が健全に發達して業界に於けるなくてはならぬ重要な一大機關となつたことは眞に喜びに堪へぬ。

(筆者は聯合會評議員にして前聯合會長)

### 聯合會の功績を語る

河野直吉

我が鹿兒島縣酒造組合聯合會が、創立以來三十年を経、偶皇紀二千六百年

と云ふ帝國悠久の歴史を物語る輝しき年を迎へ、記念祝賀會を開催されることになつた事は、誠に喜びに堪へない。扱て、此機會に過去の想出の一端を記述せよとの命を受けたので、大正七年の初の時の帝國議會に提出された酒造税法改正案の修正運動に携つた時の模様を書きつらねて責を塞ぎたいと思ふ。もつとも二十數年前の出來事で記憶の判然しない點もあるが、其概要を記す事に致したい。

改正案の要旨は清酒にありては、一石二十圓の税金であつたのを、二十三圓に引上げ、滓引減百分ノ三を控除するが、焼酎にありては從來酒精分三十度を以て基準とし、清酒同様一石二十圓の課税であつたものを、基準を酒精分二十度に引下げ、之に清酒と同額の造石税二十三圓を課し、二十三度以上は酒精分一度毎に八十錢を増して課税せんとする案であつて、焼酎には劃期的増税を行はんとする案であつたのである。

此案が實施される事になれば、焼酎は致命的打撃を受くることになるので、本案が議會に提出さるゝや、鹿兒島縣酒造組合聯合會に於ては、直ちに役員會が開



かれ、協議の結果上京委員を舉げて、之れが修正の運動を起す事になつたのである。當時の聯合會長は、中山嘉兵衛氏で副會長は吉村新左衛門、郡山周造の兩氏であつたが、吉村氏が市内に居住さるゝ關係から、聯合會の仕事は主として吉村副會長が采配を振つて居られた様に記憶する。私は肝屬郡酒造組合長に推されて、間もない時であつて聯合會の事にも通せず、若年でもあつたのであるが、會長や吉村副會長は、何か事情があられて、郡山副會長と私が上京委員に選ばれ、重大使命を帯びて上京する事になつたのである。昨今では、殆んど毎年の如く上京して、色々の問題を政府に陳情して居るのであるが、當時は左様な事情も少く、或は、其時が縣聯合會が政府へ運動した記録の初めではなかつたかと思ふのである。

私共が上京したのは、大正七年一月末頃であつたと思ふ。上京するや直ちに、當時の肝屬郡選出代議士神川長久氏を其旅宿に訪ね、私共も同じ旅館に宿泊する事にした。此旅館には、揖宿郡の志々目代議士も同宿されて居た。そこで、先づ本縣選出代議士各位と一堂に會して、今回の酒造税改正法案が、清酒に輕

るくして焼酎に重く、公平を欠き焼酎を飲用する鹿兒島縣民は非常な重課を受くる事になり、縣の利益甚大なる所以を説明し、此案の修正運動を御依頼致したのである。當時、此問題に御盡力下された縣選出代議士は、床次先生を初め、奥田榮之進、兒玉好熊、西村種禮、萩亮、林爲良及前記志々目藤彦、神川長久氏等であつた。床次先生に對しては、郡山副會長が、當時の一高教授谷山初七郎氏と昵懇の間柄であられたので、谷山さんを訪ねて事の次第を申上た處、大變御同情下され、先づ床次先生の宅に御案内下された。床次先生は、恰度議會出席中であられたので、奥様に御面會申上げ事情を委しく話して御盡力方を先生へ言傳て戴く様に御願ひしたのである。(谷山さんは床次家と大變親しくして居られたようで其節も奥様との間に子供さん方の教育のことに付いて親しい御話合があつた様に記憶して居る)次に、谷山さんは時の大藏次官市來乙彦鹿兒島の人氏の私宅に御案内下され、懇々と頼んで下された。此時は夜でしたが、次官は御忙しい體にも係らず、ゆつくり御話し下され酒肴まで頂戴した様に記憶する。之れは谷山さんが當時の鹿兒島出身顯官の間に非常な信望があられた



爲であると思ふ。尙ほ、當時の縣會議長永田哲二氏も上京中であられて大變盡力をして頂いた。永田さんと一緒に、當時、はやりたての自動車を驅つて時の主税局長の私宅に陳情に行つたが、恰度議會に出席されんとする處で、僅か四五分間しか聞いて貰えず、永田さんが非常に憤慨された事を覚えて居る。更に、亦當時床次先生の私設秘書の様な勤めをして居られた東幸治氏が、一方ならぬ御奔走をして下された。同氏は、議會の正しき認識を喚起する爲めに、意見書を起草して之を各代議士に配布する等の面倒を見て下され、又、縣選出代議士の會合の時など、常に中心になつて運動方法を御研究下された事は、今尙ほ記憶に新しい所である。

扱、縣選出代議士各位は、皆鹿兒島縣の重大問題なりとして御盡力下されたのであるが、其努力は酬ひられて、此基準を二十三度に引下る案は、もともと通り、三十度とすることに政友會の黨議に於いて決定し、曳いて議會の税法改正委員會に於ても、右の如く修正可決され、此修正案は遂ひに、議會を通過して完全に運動の目的が達成されたのである。爾來、焼酎の課税基準を三十度に

置くことは、其後幾度かの酒造税法改正案提出の場合問題となることなく、今日に至つたのである。當時は新式焼酎も今日の如く發達して居らず、無論聯盟の如きものもなかつたのである。唯京都の四方卯三郎氏(寶焼酎本店)が、同じ目的で運動に上京して居られ、吾々と協力された位で、他の府縣よりは誰れも此運動に参加した者はなかつた様である。従つて、三十度の基準を二十三度に引下る焼酎に取りては、誠に不利なる改正法案が阻止し得られた事は、鹿兒島縣選出代議士各位が一丸となつて、猛運動をして下された結果であるが、之れをして然らしめたのは、我が聯合會の力與つて大なりと云ふ可く、本件に關する鹿兒島縣酒造組合聯合會の功績は、焼酎の歴史に特筆大書される値があると信するのである。

此問題につき御盡力下された前記諸氏は、大方故人となられたが、茲に稿を終るに當り改めて衷心より感謝の誠を捧げる次第である。

(筆者は聯合會副會長兼肝屬郡酒造組合長)